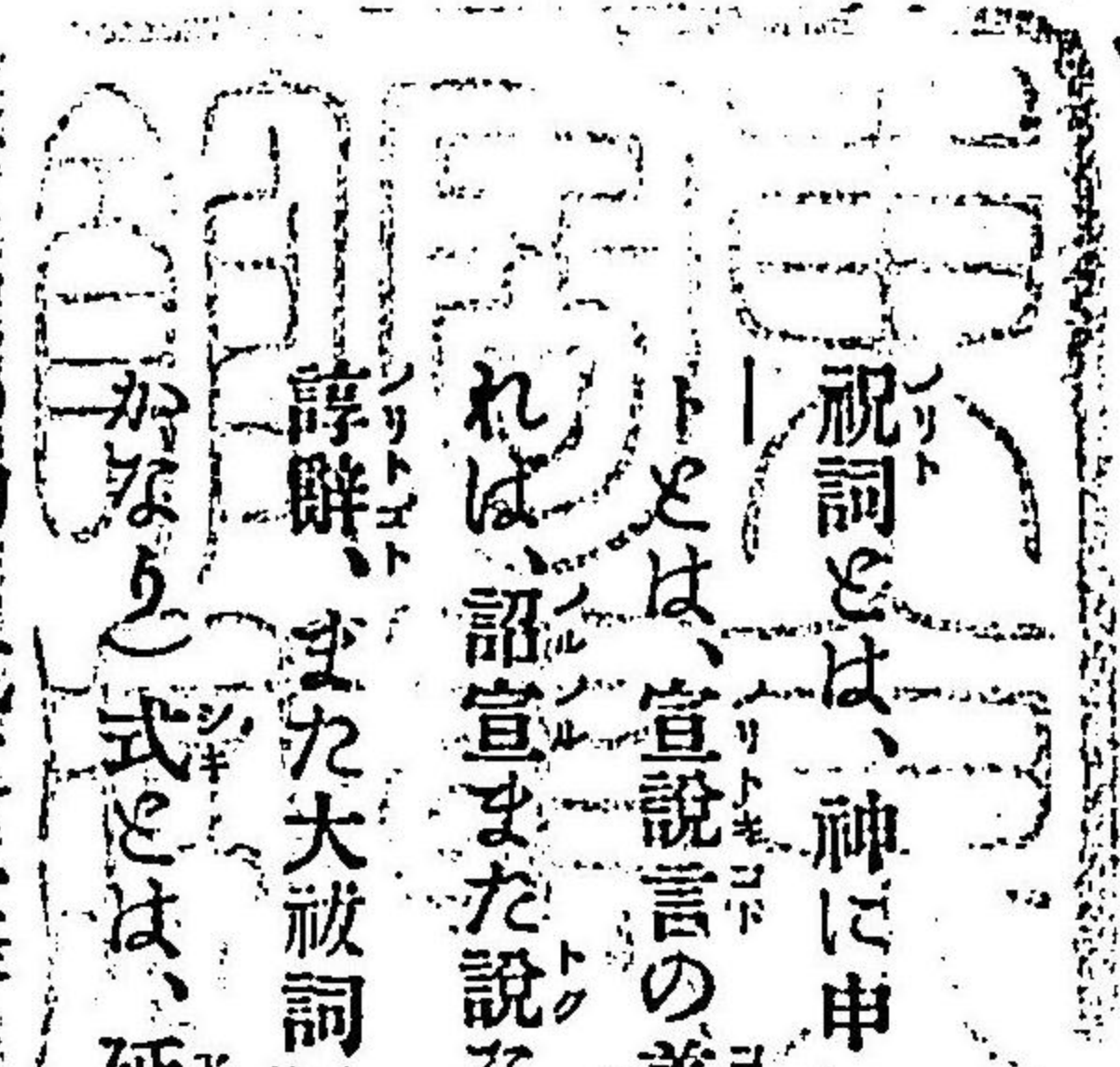


68-180
No 244/REV.

祝詞式講義

井上頼國
春山頼母述



祝詞とは、神に申す詞といふ意なり、ノリトハノリトゴトの略言にて、ノリトゴトとは、宣説言の義なり、ノルトク、皆上へ申すにも、下へ云聞すにも用うる詞なれば、詔宣また説などの漢字に泥むべからず(古事記に布刀詔戸言、日本書紀に大諄辭、また大祝詞に天津祝詞乃大祝詞事とあれば、祝詞をノリトと訓むべき事明かなり)式とは、延喜式をいふ、都合五十卷あり、この祝詞式は第八卷にあり、その初に式文二條あれど今之を除きつ、但し、初の十卷を神祇式といひて、神祇に關する諸事を規定せられたり○凡神祭に恒例臨時の別ちあり(四時祭式は、即ち恒例神事の式條なり)また大祀中祀小祀の別ちあり(一月齋戒の神事を大祀といひ三日齋戒の神事を中祀といひ、一日齋戒の神事を小祀といふなり)今祝詞式に就

きて言へば、トシニヒノマツリ新年祭より遷奉大神宮祝詞までい、恒例の神事なり、遷却崇ウツシヤラフタ、リガミナマツリ、イツモンクニノミヤツコノカムヨゾ神祭より出雲國造神賀詞までは、臨時の神事なり、その恒例神事のうちに、トシゴヒ ツキナミ ニヒナメ カムナメ祈年、月次、新嘗、神嘗などは中祀なり、オホイニ カゼノカミ ミタマシツメホシツメ ヒラズ大忌、風神、鎮魂、鎮火、平野、春日、大原野などは、小祀なり、但し大祀は大嘗祭のみなり、そは、御一代御一度の大典なればなり

○祈年祭

こは、その年一年中風雨の災なく、穀物の豊かに稔るべき様、神に祈り給ふ祭にて、二月四日、神祇官にて行ひ給ふなり、年とは五穀のうちにて、専ら稲をいふ、稲は、初春に種子を水に浸すより、冬収穫するまで、一年を経るものなるが故なり、さて延喜式神名帳に載れる官社、すべて三千一百三十二座、悉く祈年祭に預り給ふなり、祈年幣に官幣國幣の別ちあり(官幣とは神祇官より献ずるをいひ、國幣とは國司より献ずるをいふなり)また官幣に案上案下の別ちあり(案上官幣とは官幣を案上に置いて献ずるをいひ、案下官幣とは官幣を案上に置かずして献ずるをい

ふなり)然して、案上官幣に預り給ふ神、大社三百四座あり、案下官幣に預り給ふ神、小社四百三十三座あり、都合七百三十七座は、官幣に預り給ふ神なり、國幣に預り給ふ神、大社百八十八座、小社二千二百七座、都合二千二百九十五座あり

集侍神主祝部等諸聞食登宣カム神主祝部等共稱ホカノ唯餘宣准此

高天原爾神留坐皇陸神漏伎命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇神等能前爾白久今年二月爾御年初將賜登爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎朝日能豐逆登爾稱辭竟奉久登宣

集侍神主祝部等諸とは、神祇官に集會せる諸の神主祝部等といふ意なり、ウコナハレルは、集侍の字の意の古言なり、神主は其の神に仕奉るもの、祝部は其の社の事を執るものを云なり、諸の、神主祝部とも多くの人をさすなり○聞食登宣とは、天皇の勅命を聞き給へど中臣の申し聞かすといふ意也、これ祈年祭

を行はるゝ爲に、神主祝部を、諸國より京に召上せ給ひ、神祇官にて、齋部の造り奉れる幣帛を、官幣に預る社に班ち奉らしめ給ふとて、まづ神主祝部と呼立て天皇の勅命を承^レれよと中臣の云ひ聞かしむる也○神主祝部等共稱唯とは、中臣の宣といふ時に、諸の神主祝部をも一同に唯と申すといふ意なり、ヲ、とは、普通にウン又はハイなぞいふに同じくて、他人の言語を承諾せる意味を現す言なり○餘宣^{ホカノノルト云モナランコレニ}准^レ此とは、此條のほかは、宣とあるところ、何れも唯と御受の口上を申すとぞといふとを教へたるなり○高天原爾神留坐は、天上に御留り遊すといふ意なり、これ皇御孫命の、日本國に天降り給ひしに對へて、然申せるなり、高天原は上天のとにて、即ち皇孫命の御本國を申す意なり、カムとは神の御上の事に申す尊稱言にて神議集神のカム皆同じ(尊稱言の時は、カムといひてカミといはぬとなり)ツマリとは、留るといふ意なり、普通に物の滞りて行き通らぬをツマルといふに同じ○皇睦神漏伎命神漏彌命以とは、天皇の御先祖と坐す天照大神高皇產靈神二柱の大神の神勅を以ちてといふ意なり、スメラガムツは皇吾睦の義なり

リスメは統の義にて、國家を統御め給ふ天皇の御事を申す也、ムツとは親睦の義也、神漏伎神漏彌とは御祖男神御祖女神と申す義なり、故に常陸風土記に諸祖天神の四字をあてたり、されど祝詞式に謂ゆる神漏伎神漏美と申すは、天照大神高皇產靈神の御事を申すなり、ミコトは御言の義なり○天社國社登稱辭^{テヘマツル}竟奉^{スメカミ}とは、皇神等を天社國社と齋ひ鎮め奉りて天皇の御崇敬遊さるといふ意なり、天社とは、天神の御鎮座ある社、國社とは、地祇の御鎮座ある社といふ意なり、稱辭竟奉とは、御神徳を稱讚して御祭り申すといふ義なり、タ、へは、普通に水を湛ふといふと同言にて、満ち足はす意、ヲへの極め盡す意なり○皇神等能前^{ニマチサス}爾白久^{ニマチサス}とは、天社國社に御鎮座ある皇神等の御前に申すといふ意なり、皇神のスメは、尊稱言にて、御神大神なぞいはむが如し、必しも皇祖天神に限りて申すことならず、これは即ち、官幣に預り給ふ神七百三十七座の皇神を申すとなり○今年二月^{シキニ}月^{シキニ}爾は、毎年二月四日なり、爾の助辭より、下文の稱辭竟奉へ續けて見るべし○御年初將賜登爲而^{トシハシメタマハムトシテ}とは、稻穀を作る業を手始遊さむとしてといふ意なり、トシは稻

をいふ、ミは眞マコトと同言にて美稱言なり、そもく耕作の百姓の業なるを、天皇の始
 め給ふ由に書けるは、いかにといふに、この日本國の、天皇の統治し給ふべき國な
 りと、皇祖天神の定め給へれば、山川田野悉皆天皇の御有なり、又、稻穀は皇祖天神
 より天皇に授け給ひし、謂ゆる齋庭イナボの稻穗イナボなり、それらを天下の百姓に頒ち與へ
 て耕作せしめ給ふ本義なる故に、天下の百姓の作業を、大御親オホミミツカラの任として祈念
 申させ給ふなり○皇御孫命スメミマノミコトノ能ウツ宇豆能幣帛ウツノミテクラとは、謂ゆる官幣をいふ也、皇御孫命と
 は、天皇の御事を申すなり、宇豆能幣帛とは壯嚴なる供物といふ意なり、ウツは嚴
 また珍貴の字の意の古言なり、ミテグラは、捧物サ、ゲモノをいふ、その、置座オキクラに充分に置き
 て獻ずるものなればなり、幣帛乎の下に奉置支氏の四字を省きて含ませたり、以
 下皆之に倣へ○朝日アサヒ能トヨサカノ豊逆登爾トヨサカノボリニタ、ヘトナヘマツル稱辭竟奉とは、朝日の美ウツルしくさし登りたる時に、
 御祭を仕へ奉るといふ意なり、逆は借字にて榮サカの義なり、稱辭竟奉は既にいへる
 如く、神祭を仕へ奉るよしなり、この書中、おほかた、稱辭竟奉の詞を以て一篇の結
 尾とせり○此一段のうち、集侍ウツナハレルカミメシハ、フリドモモロク、キコシメセト神主祝部等 諸聞食登ウツナハレルカミメシハ、フリドモモロク、キコシメセト宣ウツまでは宣命なり、次に

高天原タカマノハラニ神留坐カミヅマリマスより稱辭竟奉タ、ヘトナヘマツラフ久までの、神に奉らせ給ふ御祈の祝詞也、さる
 を神主祝部等に傳へて申さしめ給ふが故に、稱辭竟奉久と斷れたる詞を、登とい
 ふ助辭にて接續して、稱辭竟奉久登宣ウツと云ひ續けて此は又宣命になるなり、かく
 祝詞と宣命との兩事を兼ねて、聊マギも紛らはしきことなく、條理貫通せるは、いと
 く古文の妙所なりけり

御年ミトシ皇神等スミガミ能前ノ爾ニ白久マササケ皇神等スミガミ能依左志奉牟ヨサシマツラム奥津御年オキツミトシ
 乎ナ手肱爾テヒヂニ水沫畫垂ミナヅカキタリムカモ、ニヒヂ向股爾ムカモ、ニヒヂ泥畫寄氏カキヨヒ取作牟トリツクラム奥津御年乎オキツミトシナ
 八束穗能伊加志穗爾ヤツカホノイカシホニ皇神等能依左志奉者スミガミノヨサシマツラバ初穗乎波干ハツホナチ
 類八百穎爾カヒヤホカヒニ奉置氏タマツリオキキテ懸閉高知懸腹滿雙氏カヒニ汁爾母穎爾母シユルニモカヒニモ
 稱辭竟奉牟オホミツラム大野原爾オホノハラニ生物者オホノモノ甘菜辛菜青海原住物者アマカラナアチミノハラニスムモノハ
 能廣物オホモノ緒能オホモノ狹物サモノ奥津藻菜邊津藻菜爾オキツモモハヘツツモハニイタルマデ至氏爾イタルマデニ御服者ミソクモノ明
 妙照妙和妙荒妙爾タヘタルタヘニキタヘアラタヘニ稱辭竟奉牟オホミツラム御年皇神能前爾ミトシスミガミノマヘニ白馬白

猪シロキ白カケ鷄クサ種ソク種ソク色ソク物モノ乎ナ 備ソナ奉ヘマツリ氏チ 皇スミ御ミ孫ミ命ミコト能ノ宇ツ豆ツ乃ノ幣ヒテ帛ラ乎ナ 稱タハ
辭ゴト竟ヘマツラ奉ト久ク登ト宣ノレ

御年皇神等ミトシノスミノミタとは、大和國カワチノクニ葛上郡カワチノ葛木御歲神社カワチノに坐す御年皇神及び其の相殿アヒドノの神を申すなり、御年神とは、稻穀をツカ知り守り給ふ神と申す義なり、この神は、須佐之男神の孫にて、大年神の御子なり、さては、相殿の神は、御父大年神の神達カミガミなるべし○皇神等能依左志奉半スミガミガミノヨサシマツラム奥津御年とは、御年の皇神の、皇御孫命に寄せ進ヨサり賜はむ稻といふ意なり、奥津御年とは稻をいふ、稻は五穀の中に、最後に熟する物なるが故に、奥といふなり、同じ稻にても、晩オソく稔ミるものを奥手と云ふが如し、ツハ、ノ又ガといふに同じ助辭なり、此の奥津御年乎の下に、天下能公民我の六字を省きて含ませたり○手肱タナヒヂニ水沫ナツカキタリ畫垂ヒナカキモテ向股オトリツツラム泥畫寄氏取作とは、水に浸り泥ドロに汚れて、骨折ホネナりて作るツクといふ意なり、タナヒヂは手の肱、ミナワは水の沫の義なり、向股とは、唯に股をいふ、股は相向ひあひたるが故なり、畫は攪カクの意に借りたり

る文字なり、取は、發語なり、發語とは、語の上に冠らせて語勢を強むるものをいふ○八束ヤツカ穂能伊加志穂イカシホとは、穂の長くて盛りに稔ミれる稻穂をいふ、ヤツカは彌握イヤツカミにて、長さ義なり、イカシハ、嚴又茂重の字の意の古言なり、伊加志穂爾の下に、成幸サキハ閑賜比ハダマヒ氏チの六字を省きて含ませたり○皇神等能依左志奉者スミガミガミノヨサシマツラバ 上文の皇神等能依左志奉半より此の文までは、稻穀を豊ユタカに稔らしめ絡ミひて、皇御孫命に寄せ進マテマツり賜はゞと、天皇の、御年の皇神に祈り申さるゝ文なり○初穂ハツホとは、まづ神に献る秋の新稻をいふ、即ち新嘗祭ニヒナヘマツリの幣帛ヒテを指していふなり○千穎チカヒヤ八百穎ホカヒとは、穎は稻の穂なり、神に奉るに、穂をのみ切りて藎カを去るなり、千といひ八百といふは、數の多きをいふ○懸閉高知、懸腹ミカンヘミカシリ滿雙ハラミテナラベテ氏チとは、高く太き瓶子フツに酒を滿たせて、之を多く雙べてといふ意なり、懸は酒を醸カむかめなり、そは、古の酒をば醸ツクりたる懸ながら、神に奉りしものなればかくいへるなり、閉は上の畧言なり、腹は懸カメの大きく張りたるをいふ、高知は、高く著シく見ゆるよし、滿雙は、酒を滿ミ堪へたる懸を多く雙ぶるをいふ○汗シレニ母ヒ穎カヒニ母ヒとは、汗は上文の懸の内の酒のと、穎は、

上文の千類八百類の類にて、何れも言を替へたるのみ也、類爾母の下に奉置支氏の四字を省きて含ませたり○稱辭竟奉奉、初穂平波より此の詞までは、御年皇神等の御守護を以て五穀の豊稔ならば、秋の新穀をば、穂ながらにも、又酒に作りても備へ奉りて、御前を稱辭竟奉らむと兼て申させ給ふなり、下のも之に同じ○大野原とは、唯に野をいふ○甘菜辛菜とは、野菜をとりすべていふなり、甘菜とは、菁菜、菁の類、辛菜は蘿蔔野韭の類なり○青海原とは唯に海をいふ○鰭能廣物、鰭能狹物とは、大魚小魚のこゝろにて、魚類をとりすべていふ、鰭とはヒレをいふ、大魚はその鰭廣く、小魚は狭きものなればかくいへるなり○奥津藻菜、邊津藻菜とは、海藻をとりすべていふ、海にて、彼方をオキと云ひ、陸の方をへといふ、モハは即ち藻なり○明妙照妙和妙荒妙とは、妙は栲の借字なり、古は栲皮にて布を織りし故に、タへは布帛の總名となれり（普通に古手といふテはこのタへの約言なり）明妙は染めたる絹どもの映しきを云ひ、照妙は、色の何にまれ光澤ありて美しきをいふ、又、木綿麻などを荒妙といひ、色に染めず光澤なき絹を和妙

といふなり、荒妙爾の下にも、奉置支氏の四字を省きて含ませたるなり○御年皇神とは、御年神一柱を申せるなり、其故は、祈年の幣物の外に、白馬白猪白雞を奉らせ給ふと、この神一柱に係りて、他神の預り給はぬとなればなり○白馬白猪白雞は、古語拾遺に、宜獻白猪白馬白雞以解神怒とある如く、此の神のいたく好ませ給ふ物なり、委しくは本書に就きて見るべし○種々色物とは、祈年の幣物をいふ○宇豆乃幣帛乎の下にも、奉置支氏の四字を省きて含ませたり、これ祝祠中いづれも然れば、古文の一格なり

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白而辭竟奉者皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

大御巫能辭奉皇神とい、大御巫の常に仕へ奉りて、御祭申す大神と云意なり、大御巫とい、神祇官八神殿に仕へ奉るミコをいふ、ミカムノコは、御神の子の義にて、神に仕奉る者をいふ、コは女子の通稱なり、この八柱神は、天皇の御守護の爲に齋ひ祭り給ふものなれば、諸の巫の中に神祇官の八神を祭るをば、別きて大御巫といふなり、すべて巫の、若き女の神事に堪能なるものを以ちて之に充つる也○神魂高御魂 此の二神は、天地萬物は更なり、人の身體靈魂をも、成出し給ふ、其の産靈の神徳まします神なり、カムタカ皆尊稱言なり、ムスビは産靈にて萬物を造り成し給ふ奇妙の靈徳をいふ○生魂 此は、生活運動く産靈を主り給ふ神なり、○足魂 此は、不足なく、足り備はる産靈を主り給ふ神なり、○玉留魂 此は、浮れ往く靈魂を身體の中に鎮め留むる産靈を主り給ふ神なり、○大宮乃賣 此は、天宇受賣命の別名にて、心和樂して憂苦無く、靈魂平かに身體安からしめ給ふ神なり、○大御膳都神 此は、食物の神なり、オホミ皆尊稱言なり、ケは食のウの略かりたるなり○辭代主 此の、皇朝守護の神なり、コトシロは言の信なり、そ

は、天ツ神の勅命に違背申さじと仰せられたる言の信に、其の船を踏み傾けて青柴垣に隠り坐せればなり、そもく神祇官は東院西院に分れ、東院は、政務を取扱ふ役所にして、西院は、皇神を齋き奉る場なり、西院のうちに八神殿といふあり、此れは神魂以下の八神を齋き奉るところなり、又齋戸殿といふあり、これは、座摩御門生島の神達を齋き奉るところなり○皇御孫命 御世乎 手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉とい、今上天皇の御治め遊ばす大御世を、千年萬年も動くとなき、變るとなき様に、御守り下さると御神徳を稱へ申せるなり、タナガは、足長の義なり、カキハの堅磐の義トキハの常磐の義なり、爾は如くといふ意の助辭なり（一説にカキハは垣磐の略言、トキハは床磐の約言なりと）○茂御世爾幸閉奉とい、隆盛の御代と皇神の幸へ助け下さると御神徳を稱へ申せるなり、○皇吾陸神漏岐命、神漏彌命登は、皇祖天神の勅命にてといふ意なり、そは、第一段の詞に、神漏岐命神漏美命以云々とあるを受けたる文なればなり、登は、ニテの意の助辭なり

座摩乃神巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津

長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐
 下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命
 乃瑞能御舍乎仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎
 安國登平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃幣稱乎稱辭
 竟奉久登宣

座摩能御巫とは、座摩の神を齋き奉る御巫といふ意なり、井ガスリは、居之代の
 義にて、皇居をいふ古言なりスリは、シリまたシロと同語にて、其の物のある場所
 をいふ言也、苗代槍代などの如し（又座摩を井ナデと訓ず、そは井之塘の義なり）
 ○生井、榮井、津長井 此は御井神を三座に分けて稱へ奉れるにて、謂ゆる御溝水
 の神なり、井とは、皇居の外を周れる堀をいふ○阿須波婆比支 此の二神は、庭上
 の神なり、故に、此二神を御溝水の神に合せて、大宮地の靈として祭れるなり、さ
 て、屋敷の裏にて、建家もなく、下立ちて歩行くところを、アスハといふ、その、足

場の義なり、又さて門より屋内に入るまでの間の庭をハヒリ又ハヒイリといふ、
 この二神は、そのアスハ又ハヒイリの庭を守り給ふ神なるべし○皇神能敷坐と
 は、皇神の領知坐すの意なり、シキは知と同じ意なり（宮柱太敷立を太知立とも
 いへるにて知るべし）○下都磐根爾宮柱太知立とは、座摩の皇神の領知坐す、大
 宮地の地底の岩石まで、宮柱を太く著く掘り立てといふ意なり、凡て上代は、神宮
 も人の居宅も、地を掘りて柱を立てる故に、この稱辭あるなり、石根は、殊更に礎
 をしたるにあらで、地底にもとよりあるをいふなり○高天原爾千木高知とは天ま
 で宮殿の千木を、高く著くさし立てといふ意なり、この高天原は、青空をいふ、千
 木は、またヒギともいひて、屋根の上に両股になりて、さし出てたるものをいふ○
 瑞能御舍乎 仕奉とは、美麗なる御殿を造り奉りてといふ意なり、ミツは物の美し
 きを美むる言なり、ミアラカは、御在所の義にて御殿のと也、仕奉とは、造り奉る
 となり、凡て下なるもの、上の爲にする事を、何業にても仕奉といふなり○天
 御蔭日御蔭登隱坐とは天を覆ひ日を覆ふものとして、其の瑞の御舍に、天皇の御

座遊ばしてといふ意なり、カクルとい、御殿の蔭におははれて、其の内に座します
をいふ○安國登平久知食は、安穩平和に天下を治め給ふといふ意なり、シロシメ
スとは、知り給ふ意なり

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命
豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都
磐村能如塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎夫留
物能自下往者下乎守自往者上乎守夜能守日能守爾
守奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭辭奉久登宣

御門御巫とは、御門の神を齋と奉る御巫といふ意なり○櫛磐間門命豊磐間門
命此の二神は、天石門別神の別名なり、然れども、其御靈を左右に分け祭りて
稱へ奉れるより、かく二神とは傳へたるなり、トヨクシ皆尊稱言なり、グシは奇の
義にて、イハは、其の門の堅固なるよしなり、マトハ眞門の義なり○四方能御門爾

湯津磐村能如塞坐氏とは、御門の皇神の、四方の御門に、數多の磐群のやうに立ち
塞り坐してといふ意なり、ヨモは、四面の義なり、御門とは、皇居の御門をいふ、
ユツイハムラは五百箇磐群の義なり、サヤリは、障有にて、立塞りて物を障へ留め
給ふ意なり○朝者御門開奉、夕者御門閉奉とは、御門の開闔は、全く人爲には
あれども、幽より神の賛けて物せさせしめ給ふとなるが故に、神業に託けてかく
いへるなり○疏夫留物とは、邪神をいふ、ウトブは親みの反對にて、こゝは朝廷に
親奉らざるをいふ、モノは、邪鬼をアヤシキモノと訓めるモノに同ト義なり○
自下往者下乎守、自往者上乎守とは、上よりも下よりも、何方よりも入れトと、
御守護下さるとなり、そは、邪神姦鬼は、人の如く、門戸より出入ると云ふことに
定まらで、上より下より荒び疎び來るものなればなり○夜能守日能守は、晝夜を
捨てず、御守下さるとなり

生嶋能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久生國足國登御
名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者谷蟻能狹

度極鹽沫能留限狹國者廣久峻國者平久嶋能八十嶋墮
事無皇神等能依左志奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱
辭竟奉久登宣

生島能御巫とは、生島の神を齋き奉る御巫といふ意なり、生島の神とは、古語拾遺
に、是大八洲之靈なりとあれば、大八島國の靈を祭れるなり、大八島國とは、日本國
の舊號なり○生國足國 此は大八島國の靈を生島足島、又生國足國とも稱へ申せ
るなり○島能八十島とは、多くの島をいふなり、シマはシマルと同語にて、凡て其
の周圍を限りて、一區域をなせる處をいふなり、この島は即ち國なり○谷嶋能狹
度極、鹽沫能留限とは、陸は蝦蟇のはひ度る果、海は海潮の沫の流れ留まる限
り、天下四方の國を、皇神等の寄し奉ると下文に續く文義なり、谷嶋は、ガマ又ヒ
キといふ虫なり、狹の、借字にて眞波の意なり、此の物は、いづくまでも、不思議に
行き通るものなる故にいへり、シホナワは、海潮の沫なり、満潮の時、シホナワの
流るゝものなれば、鹽沫の至り留る限といひて、天下の遠き限りを譬へたるなり

○狹國者廣久峻國者平久は、皇神の、狭き國を廣かるべく、峻き國を平なるべく幸
へ給ふ意なり、サキは、セマキの約言なり○島能八十島墮事無、皇神等能依左志
奉とは、天下四方の國を漏らし落すとなく、生嶋の神達の、天皇に寄せ進り給ふと
いふ意なり

辭別伊勢爾坐天照太御神能大前爾白久皇太御神能見
霽志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白
雲能墜坐向伏限青海原者棹柁不干舟艦能至留極大海
原爾舟滿都都氣氏自陸往道者荷緒縛堅氏磐根木根履
佐久彌氏馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣
久峻國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神
能寄奉波荷前者皇太御神能大前爾如横山打積置氏殘
乎波平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐

爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎神漏彌命登
宇事物頸根衝拔氏皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉
久登宣

辭別とは、言云ひ別きてといふ意なり、すべて辭別は、上に專要の事を言ひ畢へて、
其の餘事を陳む爲に、殊更に改めて言ひ起す言なり、さて、伊勢大神宮祈年祭の詞
は、此の下に在りて、其の餘に猶申し給ふ事ありて、此の詞は申し給へれば、辭別
といふなり○天照大御神とは、天上にて御照し坐す大御神と申す義なり、テラシ
は、テルの延言なり、オホミ皆尊稱言なり○皇太御神能見齋志坐四方國とは、天照
大御神の天上に坐して、徧く見晴し坐す天下四方の國といふ意なり、ミハルカ
シハ、ミハラス義なり、ハラスを古言にハルクと言へれば、ハルカシは、ハルキの
延言なり、さて、見齋志坐といふ語の中に、天下を照臨し給ふ意を含ませたり、皇
大御神は、本書に大御の二字なし、今祝詞考に従ひて補へり○天能壁立極とは、
國能退立限に對へて、蒼天の遠く壁の如く立ちて見ゆる果といふ意なり(丹生祝

氏文に、天雲乃可皿立限とあれば、壁をカベと訓むべきと明なり)○國能退立限と
は、國土の遙に退き立ちて見ゆる限りといふ意なり、ソキタツは遠放り立つ意な
り、そは、吾居る所を以ちて、正中と定め、四方を望めば、吾居止まる所は、大地の
最高となりて、四方は皆卑下となる故なり○青雲能靄極とは、白雲能墜坐向伏限
に對へて、天雲の青く棚引きて見ゆる、遠き國の果といふ意なり○白雲能墜坐向
伏限とは、白雲の地に下り居て、遙かに向ひ伏して見ゆる、遠き國の限といふ意な
り、向伏とは、遙に向ひ見るに、雲の墜伏すをいふ、白雲青雲の互文なり(古史傳
に、上文に天と云ひ國と云ひ、こゝに青雲云々白雲云々とあるは、四方を云へるな
り)○青海原とは、唯に海をいふ○棹舵不干とは、サヲカチの干す問もなき程に
通ふといふ意なり、棹舵は、並に船を漕ぐ具にて、カチは今の櫓なり○舟艦能至
留極とは、馬爪至留限に對へて、船の艦先の向ひ到る果といふ意なり、此船は、
貢物を載せたる船なり○大海原爾舟滿都都氣氏とは、長道無間久立都都氣氏に對
へて、海上に絶間なく漕ぎ續くといふ意なり○自陸往道とは、青海原に對へて、陸

地をいふ○荷緒縛堅氏コシチヒヒカヌメチとは、貢物の荷の緒を堅く馬に縛りて、馬に駄くるを云、
 そは諸國より今年の初物を奉るを荷先ノサキと云ひて、篋ハコに納れ荒薦アラゴモに包み緒して、馬
 に乗せ駄るものなればなり○磐根木根履佐久彌氏イハネキチフミサツミチとは、木石にて凸凹ツカヒクある道を、
 馬の踏み行くをいふ、サクミは、今シヤクミツラといふシヤクミに同じ○馬爪ウマヅメ至
 留限トイマルカギリとは、荷前の荷を駄けたる馬の、行き到る限りといふ意なり○長道無間久
 立都都氣氏タチツツケとは、長さ道中の絶間なき程に、荷前の馬の立ち續くといふ意なり○
 遠國者八十綱打挂氏トホキクニハヤツツナウチカケテヒキヨスルコトノエトク引寄如事ヒキヨスルコトノエトクとは、海外の諸國を、數條の綱を掛けて、引き寄
 するやうにといふ意なり、こは、出雲風土記に、其の國狭く作りたりとて、新羅其
 外の國の餘りを、大綱かけて引き寄せし故事などに本づきて、此の譬はあるなる
 べし○皇太御神能寄奉波スメオホミカミノヨサシマツラバとは、天照大御神の、皇御孫命に右の事どもを寄し授け
 給はゞといふなり、故に上文の白雲乃墜居向伏限、舟滿都都氣氏、立都都氣氏、平
 久、引寄如事といふ五語より、此の語に續けて見るべし○荷前ノサキとは、諸國より奉
 れる貢物の初穂をいふ○殘平波ノコリナバ平間看ヒラケケコシメサムとは、其の餘りを、天皇の無事に御上

り遊ばさむといふ意なり○手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸開奉は、
 上條に注へり○皇吾陸神漏岐神漏彌命も上條に注へり○宇事物頸根衝突氏と
 は、鶉のやうに、頸を地に突き通す程に伏し拜てといふ意也、鶉といふ鳥は、頸を
 倒サカサマに水につきいれて、よく魚を取るものなれば、かく譬へたるなり、ジモノは狀
 之の義にて、如くといふ意、ツナは今いふウナジなり、さて此れは、皇御孫命の御
 自敬ミツカラウツヤひますと云ふなり

御縣爾坐皇神等前爾白久ミアガタニマシメガミタチノマヘニマシサク高市葛木十市志貴山邊曾布
 登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏皇
 御孫命能長御膳能遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃
 幣帛乎稱辭竟奉久登宣ミナソラニチハヘイトチハマツラクトノル

御縣坐皇神とは、御縣に鎮り座す皇神なり、御縣とは、上古朝廷の御料を、すべて
 アガタと云へりしが、こは、京畿に近き處にて、天皇の御料の野菜を作りて貢進タテマツ

る地をいふなり○高市、葛木、十市、志貴、山邊、會布。こは、其の鎮座の地名を、御名に負せ奉りしなり、神名式に大和國高市郡高市、御縣、葛下郡葛木御縣神社、十市郡十市、御縣坐神社、城上郡志貴御縣坐神社、山邊御縣坐神社、添下郡添下御縣坐神社とある是なり○長御膳能遠御膳とは、たゞ天皇の食物をいふなり、ナガもトホも祝言なり

山口坐皇神等能前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無
登御名者白氏遠山近山爾生立留大木小木乎本末打切
氏持參來氏皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭
登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須我故皇御孫命能
宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

山口坐皇神とは、山の口に鎮り座す皇神なり、山口とは、即ち御名に負ひ坐せる、處々の山の入口をいふ、此の山々は、大宮を作り奉る料の官林なり○飛鳥、石村

忍坂、長谷、畝火、耳無これら上に同トく地名を御名に負せ奉れるなり、神名式に大和國高市郡飛鳥山口坐神社、十市郡石寸山口神社、城上郡忍坂山口坐神社、同郡長谷山口坐神社、高市郡畝火山口坐神社、十市郡耳無山口神社とある是なり○遠山近山爾生立留大木小木とは、たゞ山に生ひ立ちてある木といふ意を、かく綾なせるなり、オヒタテルは生立有にて、木に云ふ詞なり、草には生出と云ふなり○本末打切氏持參來氏とは、木の本末を打ち切り残し置きて、山の神に奉り、其の間の良い材を持ち出来てといふ意なり、さて本末打切氏の下に、中間乎の三字を省きて、含ませたる古文の一格なり○瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏は、上條に注へり

水分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者
白氏辭竟奉者皇神等能寄志奉牟與都御年乎八束穗能
伊加志穗爾寄志奉者皇神等爾初穗波穎爾母汁爾母

閉高知、臙腹滿雙、氏稱辭、竟奉氏、遺乎波皇御孫命能朝御
食夕御、食能加牟加比爾、長御食能遠御食登、赤丹穗爾聞
食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久乎、諸聞食登
宣。

水分坐皇神とは、水分に鎮り坐す皇神なり、この水分とは、水分の神の坐す所々
を、即て水分と名づけしなり、クマリは分配の義にて、この神は、水を分配るとを
知ります神なり○吉野、宇陀、都祁、葛木、こは、水分の神の坐す所の地名を以
ちて、御名に稱へ奉れるなり、神名式に大和國吉野郡吉野、水分、神社、宇陀郡宇
陀、水分、神社、山邊郡都介、水分、神社、葛上郡葛木、水分、神社とある是なり○皇
神等能寄志奉牟、奥都御年乎、八束穗能伊加志穗爾寄志奉者は、上條の御年の神の條
に注へり、然れども、御年の神は、農事を守り、水分の神は、水理を知り坐して、
其の主る所各異なり、故にこゝに、かしの如く、手肱爾水沫晝垂、向股爾泥
晝寄氏とやうに續けて、農事に勞く狀などを陳べざるなり○朝御食夕御食能加牟

加比爾は、朝夕の御膳に着きての意なり、カムカヒは食向の義にて、御膳に着きて
給ふ意なり、故に爾の助辭より、下文の聞食に續けて見るべし○赤丹穗爾聞食と
は、大御顔の赤らみ遊ばすまで、御上りになるといふ意なり、ニはもと赤土をい
ひ、ホは赤き餘光をいふ○諸聞食登宣、こは宣命にて、第一の詞に、集侍神主祝
部等諸聞食登宣とある結びなり、さて稱辭竟奉久乎諸聞食登宣といひ續けたるなり
に傳へて申さしめ給ふが故に、稱辭竟奉久乎諸聞食登宣といひ續けたるなり
辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏持由麻波利仕奉禮
留幣帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣。

辭別は上條に注へり○忌部能とは忌部氏の意なり、この氏は、天太玉命の子孫な
り、イミベは、もと神に奉る幣帛を作る職をいふ名目なり○弱肩とは、肩、つが
ひ目にて折れ屈む所なる故に弱とは云ふなり、普通に腰を弱腰といふに同じ○太
多須岐とは、たい襟をいふ、フトは美稱言なり○持由麻波利仕奉禮留幣帛とは、
齋み慎みて造り奉れる捧物の意なり、モチは發語にて、ユマハリは齋む意の古言

なり○受賜ウケタマハリテ氏ウヂとは、祈年の班幣フシノヘイを受取りてなり○事コト不過アマズサ捧持ウツリテ奉マツ登宣ノボリとは、萬事マンジ間違なく、捧物ウツリモノを持ちて、皇神ミコノカミに供ソナへよと申聞ウケガするなりといふ意なり、宣は、いづれも其の祝詞イハコトを讀む者の宣聞ノリキかするなり、天皇の仰せらるゝにはあらず

○春日祭カスガノマツリ

この社は、大和國添上郡ニギハヤヒノミナトノ郡にありて、祭は、二月十一月上の申の日なり、今官幣大社に列せられ、二月一日を以て祭日とす、春日は地名にして、其所に坐す神の御祭なる故に、春日祭とは云ふなり

天皇 我大命爾坐世恐岐鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊波比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久大神等能乞賜比能任爾春日能三笠山能下津石根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏貢流神寶者御鏡御橫刀御弓御棹御馬爾

備奉理御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏四方國能獻禮留御調能荷前取竝氏青海原乃物者波多能廣物波多能狹物與藻菜邊藻菜山野物者甘菜辛菜爾至麻氏御酒者甕上高知甕腹滿竝氏雜物乎如橫山積置氏神主爾某官位姓名乎定氏獻流宇豆能大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平久安久聞食者登皇大御神等乎稱辭竟奉久登白如此仕奉爾依氏今母去前母天皇我朝廷乎平久安久足御世乃茂御世爾齋奉利常磐爾堅磐爾福閉奉利預而仕奉流處處家家王等卿等乎母平久天皇我朝廷爾伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登稱辭竟奉良久登白大原野枚岡等祝詞准此

天皇我大命爾坐世とは、天皇の勅命に任せといふと同意なり、オホミコトは大御言なり、マセは令隨の借字にて、勅命の隨に爲さしめ給ふ意なり、故に、坐世は句を隔て、廣前爾白久へ續けて見るべし○恐支とは、神徳の恐き由にて、普通にいふタウトイと同意なり、故に掛卷より續くとは其の意味異なり、又、この詞は、すべて四柱の神に係れるなり○鹿嶋坐健御賀豆知命、香取坐伊波比主命 春日は、藤原氏の氏神なり、然るを其祖神に此の二神を合祭せるは、如何と云に、藤原鎌足は、鹿島に誕生せられしかば、此の二神の産土神なり、さる由縁により、鎌足の子の不比等の、遷し祀られたりしなるべし、鹿島は常陸、香取は下總の國に在り○枚岡 坐天之子八根命、比賣神 この二神は、藤原氏の祖神にて、河内國枚岡といふ處に鎮り坐す神なり、比賣神は天兒屋根命の後神なるべし、さて四柱能皇神等能廣前爾白久とは、御四方の神の御前に申すといふ意なり、神を數ふるには、一柱二柱といふやうに數へ申すことなり、廣前は大前といふに同ト、マヲサクはマヲスの延はりなり○大神等能乞賜比能任爾とは、この四柱の神達の御願のまゝと

いふ意なり、コハシは乞坐の約言なり、故に、唯に乞賜といふより、コハシタマヒとスへズ、一層重き敬語になるなり○春日能三笠山は、春日の社の、現今在る所の山の名なり○下津石根爾宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止は、祈年祭の條に注へり、さて廣知は太知と云ふに同ト○定奉氏は、天の御蔭日の御蔭と隠り坐すべき御殿と定め奉りてといふ意を、畧きて言へるなり○神寶とは、調度の物をいふ○御横刀御弓 劔は御腰に佩さすもの故に、ミハカシといひ、弓は御手に執りますもの故に、ミトラシといへるなり、ハカシはハキマシトラシはトリマシの約まりなり○御服波明 多閉照多閉和多閉荒多閉は、祈年祭の條に注り○御調能荷前とは、諸國より奉れる御調物の初穂をいふ、ミツギハ御供給の義なれば、朝廷の御料を、下より供給奉る意の名目なり（ツギは、普通に人に物をミツグと云ふツグと同語なり）荷前の貢物の初穂のとなり○青海原乃物者、波多能廣物波多能狹物與津藻菜邊津藻菜、山野物者甘菜辛菜爾至麻氏、御酒者藝上高知藝腹滿並氏、雜物乎如横山積置氏は、祈年祭の條に注へり○神主と

は、此の祭に祝詞を申す人をいふ○安幣帛乃足幣帛 安とは事故無きをいひ、足とは闕落つる事無きをいふ○皇大御神等 稱 辭竟奉久とは、大神の御前を稱辭を盡して、御祭を仕祭るといふ意なり、春日の神を殊更に尊みて、皇大御神とは申し奉れるなり○今母往前母とは、只今も今後もといふ意也○足御世乃 茂御世爾 齋奉利とは、物事の足り備りて、盛なる御代と、御守護下されといふ意なり、タラシはタリの延はりなり、イカシは嚴の意なり○常磐爾 堅磐爾 福閉奉利は、祈年祭の條に注へり○預而仕奉流 處々家々 王等 卿 等とは、此の御祭に預りて仕奉る、諸家の皇族、諸氏の大臣の意にて、皇族百官をとりすべていへるなり、春日祭の詞に、平野祭、久度古開の詞と、おほかた同文體なれば、この預而仕奉は、彼の詞に參 氏仕奉、また參集 氏仕奉とあると同義なるを知るべし(字書に預は參なりと)處々家々は、諸家諸氏といはむが如し、オホキミは、こゝは皇族を申し、マヘツギミは、政事を執れるものをいふなり○伊加志夜久波叡能 如とは、五十榎の如く、八桑枝の如くといふ義にて、繁榮を形容せる詞なりイカシは、大殿祭に、

茂御世を五十榎御世とかき、ヤグハエは、中臣壽詞に、八桑枝と書けるにて、其の義皆明白なり○大原野枚岡等 祝詞准レ此とは、大原野枚岡の祭にも、此の祝詞を用ゐて、其の所につけたる事のみ替ふるを云ふなり、枚岡は上條に注へり、大原野は、山城國乙訓郡に在り、春日大神をこゝに遷されしは、仁明天皇嘉祥三年なる

○廣瀨大忌祭

此の御社は、大和國廣瀨郡に在りて、祭は四月七月の四日なり、今官幣大社に列せられ今は四月四日なり、祭神は若宇加能賣命にて即ち大忌神なり、この御祭は、いづも風神と共に祭り給ひて、穀物の豊稔を祈り給ふ神事なり

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流。皇神能御名乎白久。御膳持須流。若宇加能賣能命登御名者白氏。此皇神前爾辭竟奉久。皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏。王臣等乎爲使氏。稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食登宣。

廣瀬能河合爾稱辭竟奉流皇神は、廣瀬の川合に、宮柱太敷立て、皇御孫命の稱辭竟奉る皇神といふ意を、略きたる文なり、廣瀬能川合は、初瀬川の末と、佐保川との流れ合へる所なる故に、かく名けしなり。○御膳持須流若宇加能賣命とは、食物を受持ちて掌り坐す、若宇加能賣命と申す意なり、この神は、保食神の御事にて、ワカは美稱言、ウカはウケともいひて、食の義なり、ノは助辭、メは女神に坐す由なり、モタスルはモタヌの誤にて、持ち給ふ意なり（一説にモタスルはモタセルの誤なりと）○皇御孫命能宇豆能幣帛平令捧持氏とは、天皇より奉り給ふ大幣帛を、勅使に捧げ持ちて、敬みて奉らしめ給ふといふ意なり。○王臣等平爲使氏は、四時祭式に、大忌祭風神祭、差王臣五位以上各一人神祇官六位以下各一人充使とある、是なり。○神主祝部等諸聞食止宣は、使の中臣、神前にて、この詞を唱ふれども、神主等に宣聞かしめ、其等をして神に申させらる、由なり。

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈御馬御酒者甍能閉高知甍能腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾

住物者毛能和支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鱒能廣支物鱒能狹支物奥津藻菜邊津藻菜爾至萬氏置足氏奉久登皇神前爾白賜部止宣

宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙は、祈年祭の條に注へり。○五色物とは、五色の絶をいふ、アシギヌは悪絹の義にて、下等の絹なり。○御酒者甍能閉高知、甍能腹滿雙氏は、祈年祭の條に注へり。○和稻荒稻、和稻とは米をいふ、荒稻とは穂ながらあるをいふ、其の穂の粉をすりさりて、精米に成したるを、ニギシ子といふなり。○毛能和支物とは、鳥をいふ。○毛能荒支物とは、獸をいふ。○大野能原爾生物者、甘菜辛菜、青海原爾住物者、鱒能廣支物鱒能狹支物奥津藻菜邊津藻菜は、祈年祭の條に注へり。○皇神前爾白賜部止宣は、勅使の預り奉り來つる幣帛を奉らる、狀を、神主より皇神に申せといふなり。

如此奉宇豆乃幣帛平安幣帛能足幣帛止皇神御心平久

安久聞食^{ヤスラケ}氏^{キコシメシ}皇御孫^{スメミコト}命^ノ能^ニ長御膳^{ナガミケ}能^ニ遠御膳^{トホミケ}止^ト赤丹^{アカニ}能^ニ穂爾^{ホカ}聞食^{キコシメシ}牟^ム皇神^{スメガミ}能^ニ御刀^{ミト}代^ト乎^ナ始^{ハシメ}氏^シ親王^{ミコ}等^{タチ}王臣^{オホキミ}等^{タチ}天下^{アマノシタ}公民^{オホミタカ}能^ニ手^テ肱^{ヒデ}爾^ニ水沫^{ミナワ}畫^{カキ}垂^{タリ}向股^{ムカモ}爾^ニ泥畫^{ヒヂカキ}寄^{ヨセ}氏^シ取^{トリ}將作^{ツク}與都^{オホツ}御歲^{ミトシ}乎^ナ八束^{ツカ}穂爾^{ホカ}皇神^{スメガミ}能^ニ成幸^{ナシ}賜^{サキハタマハバ}者^ハ初穂^{ハツホ}者^ハ汁爾^{シユル}母^モ穎爾^{カヒ}母^モ千稻^{シチヤ}八千^{ヤチ}稻^{シチ}爾^ニ引居^{ヒキスエ}氏^シ如^{ヨコ}横山^{ヤマン}打積^{ウツク}置^{ツミ}氏^シ秋祭^{アキノマツリ}爾^ニ奉^{タマツラム}牟^ト登^ト皇神^{スメガミ}前^{マヘ}爾^ニ白^{マナシ}賜^{タマフ}登^ト宣^{ノル}

如此^{カク}奉^{マツル}宇豆^{ウツ}乃^ツ幣帛^{ヒツツ}乎^ナ安幣帛^{ヤスヒツツ}能^ニ足幣帛^{タリヒツツ}止^ト皇神^{スメガミ}御心^{ミココロ}平^{ヒラ}久安^{ヒサヤス}久聞^{ヒサキコシメシ}食^シ氏^シは、此の如くして、皇神の前に壯嚴なる幣帛を奉るを、皇神の御心にも、足り備れる宜しき幣帛と、聞食し饗け給ひてといふ意なり ○皇御孫命長能御膳能遠御膳止、赤丹能穂爾聞食牟、皇神能御刀代乎始氏とい、天皇の御膳として、聞食して榮え坐すべき、皇神に寄し奉れる御田の稻より始めてといふ意なり、長御膳能遠御膳は、長く遠く榮え坐すべき料の御食といふ意なり、ミトシロは御稻代の義にて、

神に寄し奉れる田をいふ○親王等王臣等 此詞の下に脱文あり、祝詞考に、おのく封戸の田地をいふとあるによらば、御田及などの字あらまほし、ミコハ親王の御事にて、オホキミは、諸王の御事なり、古は皇兄弟皇子を親王といひ、其の他の皇族を諸王といへりしなり○天下公 民能手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏取將作與都 御歲乎八束穂爾皇神能成幸賜者初穂者汁爾母穎爾母は、祈年祭の條に注へり、さて本文に天下公民能の下に取作與都御歲者の七字あり、然れども全く何處よりか錯簡せるものと聞ゆれば、今は鈴屋翁の釋に従ひて之を削りたり○千稻八千稻爾引居氏は、數多の稻を、其の社の庭上に、持運び居うるをいふなり○如横山打積置氏は、其の社の庭上に引居るたる稻を、汁とし穎として、神の御前に積み置くことの多かるをいふなり○秋祭とは、新嘗祭をいへるにて、七月の御祭にはわらず

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈至万氏奉如

此奉者皇神等乃敷坐須山山乃自口狹久那多利爾下
賜水乎。甘水登受而天下乃公民乃取作禮留與都御歲乎。
惡風荒水爾不相賜汝命乃成幸波閉賜者初穗者汁爾母
穎爾母。魁乃閉高知。腹滿雙氏。如橫山打積置氏奉牟登。
王等臣。百官人等。倭國乃六御縣能刀禰男女爾至万
氏。今年某月某日。諸參出來。皇神前爾。宇事物頸根築拔
氏。朝日乃豐逆登爾。稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止
宣。

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母は、御縣神と山口神とを一に連ねたる
辭別の文なり、故に六御縣の乃の字は、及の字の誤なり、(四時祭式に、是日以御縣
六座山口十四座合祭とあるにて知るべし)六御縣は、御縣六座にて、高市、葛木、
十市、志貴、山邊、會布の六座なり、山口は、飛鳥、石村、忍坂、長谷、畝火、耳無、吉野

巨勢、加茂、當麻、大坂、伊古麻、都祈、養布の十四座なり、右の神々は、大忌祭につ
きて、廣瀬社にて祀らるゝなり、故にニモの助辭を加へたるなり○皇御孫命乃宇
豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物、楯戈至万氏奉は上條に注へり○皇神
等乃敷坐須山山乃自口とは、山口の皇神の知り坐す、山々の入口よりといふ意なり、
○狹久那多利爾下賜水乎といふ、谷間よりナガラカに下し賜ふ水をといふ意なり、
サクは谷の古言なり(上總國山邊郡の地名に、宮谷村また長谷越谷など書けるに
て知るべし)ナダリハ、方言にナガラカに下る所を、ナダレといふに同くて、こは
谷より水のナガラカに落つるさまをいふなるべし○甘水登受而とは、和熟なる水
と田に受けてといふ意なり、然れども、下文に惡風荒水爾不相賜とあるによりて
考ふるに、受而の間に、志米の二字もどわりけむが、脱れたりしなるべし、さらで
は、自他混交して、文義聞え難ければなり○天下乃公民乃取作禮留與津御歲は上
條に注へり○荒水とは、甘水に對へて、暴雨霖雨洪水の事をいふ○初穗者汁爾母、
穎爾母魁乃閉高知腹滿雙氏、如橫山打積置氏奉は上條に注へり○王等臣

等百官人等 タラセ、ハツカサニヒトタラ この、勅使は皇族百官の總代として遣はさるゝよしにて、かくい

ふなるべし、オホキミとは、古は天皇を始め奉りて、皇子諸王までに通れる名なる

を、後に親王と云ふ號の出來ては、親王をミコと申すに對へて、諸王をオホキミと

云ひ別つ事となりたれど、なほ親王を合せて呼ぶ時は、ミコタチともオホキミタチ

ともいへりしなり、此れもそれにて、親王諸王を總べたる名なり、マヘツギミは、

前の君の義にて、天皇の御前に伺候して、政事を執り申す由なり○刀禰男女と

は、六御縣の村長村民をいふ○皇神前爾、宇事物頭根築坂氏、朝日乃豊逆登爾、稱

辭竟奉久乎、神主祝部等、諸聞、食止宣は、祈年祭の條に注へり

○龍田風神祭

此の社は、大和國平群郡に在りて、祭日は廣瀨に同ト、今官幣大社に列せられ四月

四日に祭らる、祭神は天御柱命國御柱命にて、即ち風神なり、此の祭の、暴風吹

かすして、五穀の熟稔らむとを祈り給ふ神事なり

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴島爾大八島國知

志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五

穀物乎始氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏不

成一年二年爾不在歲眞尼久傷故爾百能物知人等乃

卜事出牟神乃御心者此神止白止負賜支此乎物知人

等乃卜事乎以氏卜止母出留神乃御心母無止白止聞看

氏皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事

無久稱辭竟奉止思行波須乎誰神會天下乃公民乃作

作物乎不成傷神等波我御心會止悟奉禮止宇氣比賜支

是以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物乎

惡風荒水爾相都都不成傷波我御名者天乃御柱乃命國

乃御柱乃命止御名者悟奉氏吾前爾奉牟幣帛者御服者

明^{アカ}妙^{ミタカ}照^テ妙^{ミタカ}和^ニ妙^{ミタカ}荒^{アラ}妙^{ミタカ}五^イ色^ロ乃^ハ物^{モノ}楯^{タテ}戈^カ御^ミ馬^{ウマ}爾^ニ御^ミ鞍^{カサ}具^ナ氏^ナ品^{クサ}品^{クサ}
 乃^ハ幣^ヒ帛^{ソク}備^{ソナ}氏^ナ吾^ア宮^{ミヤ}者^ハ朝^{アサ}日^ヒ乃^ハ日^ヒ向^{ムカフ}處^{トコロ}夕^{ユフ}日^ヒ乃^ハ日^ヒ隱^{カケル}處^{トコロ}乃^ハ龍^{リウ}田^{テン}
 能^ノ立^{タチ}野^ノ乃^ハ小^コ野^ノ爾^ニ吾^ア宮^{ミヤ}波^ハ定^{サダメ}奉^{マツリ}氏^ナ吾^ア前^{マヘ}乎^ナ稱^{タテマ}辭^ヘ竟^ヘ奉^{マツリ}者^ハ天^{アメ}下^ノ
 乃^ハ公^{オホ}民^{ミタカラ}乃^ハ作^{ツクリ}作^リ物^{モノ}者^ハ五^イ穀^ク乎^ナ始^{ハジメ}氏^ナ草^{クサ}乃^ハ片^{カキ}葉^ハ爾^ニ至^{イタル}万^{マン}氏^ナ成^{ナシ}
 幸^{サキ}閉^ヘ奉^{マツリ}牟^ム止^ト悟^{サトシ}奉^{マツリ}支^キ是^{コト}以^チ皇^{スメ}神^{ガミ}乃^ハ辭^{コト}教^{チシヘ}悟^{サトシ}奉^{マツリ}處^{トコロ}仁^ニ宮^{ミヤ}柱^{ハシラ}定^{サダメ}奉^{マツリ}
 氏^ナ此^{コレ}乃^ハ皇^{スメ}神^{ガミ}能^{マヘ}前^{マヘ}爾^ニ稱^{タテマ}辭^ヘ竟^ヘ奉^{マツリ}爾^ニ皇^{スメ}御^ミ孫^{ミコト}命^ノ乃^ハ宇^ウ豆^ヅ乃^ハ幣^ヒ帛^{ソク}
 乎^ナ令^{ササ}捧^ヒ持^シ氏^ナ王^{オホ}臣^{キミ}等^ナ乎^ナ爲^{ツカヒ}使^{ヒトシ}氏^ナ稱^{タテマ}辭^ヘ竟^ヘ奉^{マツリ}久^ク止^ト皇^{スメ}神^{ガミ}乃^ハ前^{マヘ}
 爾^ニ白^{マナシ}賜^{タマフ}事^{コト}乎^ナ神^{カミ}主^{メシ}祝^{ハハ}部^フ等^ナ諸^{モロ}聞^{モロ}食^キ止^ト宣^{ノル}
 龍^{リウ}田^{テン}は、大^{オホ}和^ニ國^{クニ}平^{ヘイ}群^{グン}郡^{クニ}にて、立^タ野^ノ村^{ムラ}の邊^ヘの總^{ソウ}名^ナなり ○志^シ貴^キ島^{シマ}爾^ニ大^{オホ}八^{ハチ}島^{シマ}國^{クニ}志^シ
 皇^{スメ}御^ミ孫^{ミコト}命^ノとは、大^{オホ}和^ニ國^{クニ}磯^{イソ}城^{シロ}瑞^{ミズ}籬^シ宮^{ミヤ}に坐^イして天^{アメ}下^ノを治^シめ給^{タマ}ひし 天^{アメ}皇^{スメ}といふ意^イに
 て、即^トち崇^{タカ}神^{カミ}天^{アメ}皇^{スメ}を申^{マウ}すなり、○遠^{トホ}御^ミ膳^ナ乃^ハ長^{ナガ}御^ミ膳^ナ止^ト赤^{アカ}丹^ニ乃^ハ穗^ホ爾^ニ聞^キ食^キ須^スは、廣^{ヒロ}瀬^セ大^{オホ}

忌^{イミ}祭^{サヒ}の條^{ジョウ}に注^ツへり○五^イ穀^ク物^{モノ}乎^ナ始^{ハジメ}氏^ナ天^{アメ}下^ノ乃^ハ公^{オホ}民^{ミタカラ}乃^ハ作^{ツクリ}物^{モノ}乎^ナ草^{クサ}乃^ハ片^{カキ}葉^ハ爾^ニ至^{イタル}万^{マン}氏^ナ
 氏^ナ不^フ成^セとは、天^{アメ}皇^{スメ}の大^{オホ}御^ミ食^シと聞^キ食^キす五^イ穀^クより始^{ハジ}て、天^{アメ}下^ノの百^{ヒャク}姓^{セイ}の作^{ツクリ}物^{モノ}は、草^{クサ}の片^{カキ}葉^ハ
 に至^イるまで、悉^{シツ}皆^ケ傷^ケ害^{ガイ}ひて、成^{ナシ}熟^{ジュク}らせずといふ意^イなり、五^イ穀^クとは、稻^{イヌ}粟^モ麥^{マク}稗^{ハイ}豆^{トウ}をい
 ふ○歲^{トシ}眞^{マコト}尼^ニ久^ク傷^ケ故^{コト}爾^ニとは、幾^{ナニ}年^{ネン}も打^ウ續^ツき、五^イ穀^ク野^ノ菜^{サイ}の傷^ケ害^{ガイ}ひて、實^ミのらせざ
 る故^{コト}にといふ意^イなり、マテクは、物^{モノ}の度^{タク}繁^{シブ}く重^{オモ}なる意^イ、ソコナヘルは、令^{ソコナ}傷^ケ有^{アル}の義^ギ
 なり○百^{ヒャク}能^ノ物^{モノ}知^チ人^ニ等^ナ乃^ハト事^{コト}爾^ニ出^{イデ}牟^ム神^{カミ}乃^ハ御^ミ心^{シン}者^ハ、此^{コノ}神^{カミ}止^ト白^{シロ}止^ト負^ネ賜^{タマ}支^キとは、天^{アメ}皇^{スメ}大^{オホ}
 に愁^{ウレ}へ賜^{タマ}ひて、誰^{イッレ}の神^{カミ}の御^ミ心^{シン}にか、太^{フト}兆^{マニ}のト事^{コト}を以^ツちて明^{アキラ}し白^{シロ}せよと、多^{オホ}くの物^{モノ}知^チ
 人に仰^{オホ}付^ツけ賜^{タマ}ひさといふ意^イなり、百^{ヒャク}能^ノ物^{モノ}知^チ人^ニとは、多^{オホ}くの物^{モノ}知^チ人^ニと云^イふことにて、
 物^{モノ}知^チ人^ニとは、太^{フト}兆^{マニ}のト事^{コト}を以^ツちて、神^{カミ}の御^ミ心^{シン}を伺^{ウカ}ひ知^チる人^ニをいふなり、ト事^{コト}とは、
 定^{サダメ}め難^{ガタ}き事^{コト}をト相^ツて、神^{カミ}の御^ミ教^{キョウ}を受^{ウケ}くる事^{コト}にて、こは太^{フト}兆^{マニ}のト事^{コト}をいふなり、出^{イデ}
 牟^ム神^{カミ}乃^ハ御^ミ心^{シン}とは、ト事^{コト}に依^アりて見^ミはれむ神^{カミ}の御^ミ思^シ召^メといふ意^イなり、キは過^カ去^キの時^{トキ}
 を示^シす助^タ辞^ジなり○此^{コノ}乎^ナ物^{モノ}知^チ人^ニ等^ナ乃^ハト事^{コト}乎^ナ以^ツ底^{ソコ}ト止^ト母^{ハハ}出^{イデ}留^ル神^{カミ}乃^ハ御^ミ心^{シン}母^{ハハ}無^{ナシ}止^ト白^{シロ}止^ト聞^キ
 看^ミ氏^ナとは、勅^{メツ}命^ノに從^ツひて、凶^ク年^{ネン}の打^ウ續^ツき事^{コト}を、太^{フト}兆^{マニ}のト事^{コト}を以^ツちてトふと雖^モ、其^{ソノ}

の占形に見はるる神の御心もなしと、物知人の奏上すと、天皇の聞き給ひてといふ意也、○皇御孫命詔久は、崇神天皇の詔勅あり ○神等乎波天社國社止忘事無久遺事無久稱辭竟奉止思志行波須乎とは、諸の神達をば、漏れ落つるとなく、天社國社と定め奉りたりと御思召すものといふ意なり、天社國社は、祈年祭の條に注へり、オモホシオコナハスは、思ひ賜ふといふ意あり、○誰神會天下乃公民能作 物乎不成傷神等波とは、天下百姓の作りと作る一切の物を成し熟らせず、傷害はせる神達は誰の神ぞやといふ意なり、さるを誰神會を前に置きたるは、語意を強からしめむがためなり、ゾは詰問ふ意を現はす助辭なり ○宇氣比賜支とは、天皇の大親 祈り賜ひきといふ意なり、ウケヒは、誓約と祈との二義を兼ねたる古言なり ○惡風荒水爾相都々とは、暴風洪水に令遇つ令遇つといふ意なり ○天乃御柱乃命國乃御柱乃命は風神にて、志那都比古神志那都比賣神の別名なり、名義は、アメクニ皆尊稱言なり、ハシラは、彼處と此處との間を支へ持つ意の語なり、(橋箸柱など此の義なり)さて風は、天と地との間を支へ持つものな

るが故に、かく稱へ申せるなり ○我宮者朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃龍田能立野乃小野爾、吾宮波定奉氏とは、吾住むべき宮は、朝日の日向ふ處、夕日の日隱處の、吉處の龍田の立野といふ處に、宮柱を立て、鎮坐すべき處と定め奉りてといふ意なり、立野の龍田山の東の麓なれば、日向處と云ふ、古へは、けしきのよきを美ひるには、日影もていへり、然れども、夕日の日隱處の、賞つべきにあらざれば、唯綾なさむが爲にかくいへるなり、隱は借字にて輝く意なり、小野とは、立野の地景を美めていへるなり ○吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作物者、五穀乎始氏、草乃片葉爾至 氏、成幸閉奉奉止 悟奉支、 上文の天下乃公民乃作物乎惡風荒水爾相都々より、此の文までは、御悟の言なり、さてこの文の意味は上條に注へり ○辭教悟奉處は、龍田の立野の小野にとある、その所なり、さて辭は事の義にて、宮柱を定め、幣帛を奉る等をいふなり ○宮柱定奉氏とは、宮柱立て、鎮め奉る處と定め奉りてといふ意なり ○稱辭竟奉久止、皇神乃前爾白賜事乎、神主祝部等諸聞食止宣は、この稱辭竟奉までは、天皇より神に申させ給

ふ祝詞にて、其の以下は、祝詞を兼ねたる宣命なり

奉^{タテマツル}宇豆^ツ乃^ハ幣帛^{ミテシラ}者^ハ比古神^{ヒコガミ}爾^ニ御服^{ミソヘ}明^{アカル}妙^タ照^{テル}妙^タ和^{ニホ}妙^タ荒^{アラ}妙^タ五^イ色^{イロ}物^{モノ}楯^{タテ}戈^{ホコ}御馬^{ミウマ}爾^ニ御鞍具^{ミソサヘ}氏^チ品^{シヤ}品^{シヤ}能^{シヤ}幣帛^{ミテシラ}獻^{タテマツリ}比賣神^{ヒメガミ}爾^ニ御^ミ服^{ソヘ}備^{ソナヘ}金^{コガネ}能^{シヤ}麻^マ笥^{コガネ}金^{コガネ}能^{シヤ}楯^{タテ}明^{アカル}妙^タ照^{テル}妙^タ和^{ニホ}妙^タ荒^{アラ}妙^タ五^イ色^{イロ}能^{シヤ}物^{モノ}御馬^{ミウマ}爾^ニ御鞍具^{ミソサヘ}氏^チ雜^{シヤク}幣帛^{ミテシラ}奉^{タテマツリ}氏^チ御酒^{ミウサケ}者^ハ慇^{ミカ}能^{シヤ}閉^ヘ高^{タカ}知^チ慇^{ミカ}腹^{ハラ}滿^{ミタ}雙^{ナラベ}氏^チ和^{ニホ}稻^{イネ}荒^{アラ}稻^{イネ}爾^ニ山^{ヤマ}爾^ニ住^ス物^{モノ}者^ハ毛^ケ乃^ハ和^{ニホ}物^{モノ}毛^ケ乃^ハ荒^{アラ}物^{モノ}大^{オホ}野^ノ原^{ハラ}生^ナ物^{モノ}者^ハ甘^{アマ}菜^ナ辛^{カラ}菜^ナ青^{アヲ}海^{ウミ}原^{ハラ}爾^ニ住^ス物^{モノ}者^ハ鱒^{ハダ}能^{シヤ}廣^{ヒロ}物^{モノ}鱒^{ハダ}能^{シヤ}狹^サ物^{モノ}奥^{オキ}都^ツ藻^モ菜^ハ邊^ヘ都^ツ藻^モ菜^ハ爾^ニ至^{イタル}萬^{マン}氏^チ爾^ニ如^{ヨコ}横^{ヤマン}山^{トク}打^ツ積^{ツミ}置^キ氏^チ奉^{タテマツル}此^{コノ}宇^ウ豆^ツ乃^ハ幣^{ミテ}帛^{シラ}乎^ハ安^{ヤス}幣^{ミテ}帛^{シラ}能^{シヤ}足^{タリ}幣^{ミテ}帛^{シラ}止^ト皇^{スベ}神^{ガミ}爾^ニ御^ミ心^{ココロ}爾^ニ平^{ヒラ}久^ク聞^{キコシ}食^シ氏^チ天^{アメ}下^ノ能^{シヤ}公^{オホ}民^{ミタカラ}能^{シヤ}作^{ツクリ}物^{ツク}乎^ハ惡^{アシキ}風^{カゼ}荒^{アラ}水^{ミヅ}爾^ニ不^{アハセ}相^{タマ}賜^{ハズ}皇^{スベ}神^{ガミ}乃^ハ成^{ナシ}幸^{サキハ}閉^ヘ賜^{タマハ}者^ハ初^{ハツ}穗^ホ者^ハ慇^{ミカ}能^{シヤ}閉^ヘ高^{タカ}知^チ慇^{ミカ}腹^{ハラ}滿^{ミタ}雙^{ナラベ}氏^チ汁^{シユ}爾^ニ母^モ穎^{カヒ}

爾^ニ母^モ八^ヤ百^{ハク}稻^{シヤ}千^{シヤ}稻^{シヤ}爾^ニ引^{ヒキ}居^ス置^キ氏^チ秋^{アキ}祭^{マツリ}爾^ニ奉^{タテマツリ}牟^ム止^ト王^{オホ}卿^{キミ}等^ト百^{ヒト}官^{ツカサ}能^{シヤ}人^{ヒト}等^ト倭^{ヤマト}國^{クニ}六^{ムツ}縣^{ミヤガサ}能^{シヤ}刀^ヤ禰^{ナト}男^ヲ女^メ爾^ニ至^{イタル}萬^{マン}氏^チ爾^ニ今^{コト}年^シ四^{シツ}月^ヰ七^シ月^{ツキ}者^ハ云^{イフ}諸^{モロク}參^マ集^ツ氏^チ皇^{スベ}神^{ガミ}能^{シヤ}前^{マヘ}爾^ニ宇^ウ事^ツ物^{モノ}頸^{ツナ}根^ネ築^{ツキ}拔^{ヌキ}氏^チ今^{コト}日^ヒ能^{シヤ}朝^{アサ}日^ヒ能^{シヤ}豐^{トヨ}逆^{サカ}登^{ノボリ}爾^ニ稱^ナ辭^ハ竟^{イト}奉^{タテマツル}流^ル皇^{スベ}御^ミ孫^{マコ}命^ノ乃^ハ宇^ウ豆^ツ乃^ハ幣^{ミテ}帛^{シラ}乎^ハ神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{ハツ}部^リ等^ト被^{タマ}賜^{ハリ}氏^チ墮^{オツ}事^{コト}無^{ナク}奉^{タテマツル}禮^レ登^ト宣^{ノリ}命^{マコト}乎^ハ諸^{モロク}聞^{キコシ}食^シ止^ト宣^{ノル}

宇豆^{ウツ}幣帛^{ミテシラ}は、祈年祭の條に注へり○御服^{ミソヘ}明^{アカル}妙^タ照^{テル}妙^タ和^{ニホ}妙^タ荒^{アラ}妙^タ五^イ色^{イロ}物^{モノ}楯^{タテ}戈^{ホコ}御馬^{ミウマ}爾^ニ御鞍具^{ミソサヘ}氏^チも、上條に注へり○金^{コガネ}能^{シヤ}麻^マ笥^{コガネ}とは、苧^ソをうみて入るる器をいふ、コガネは黄金の義なれば、黄金にて製れる麻笥なり、下之に同じ○金^{コガネ}能^{シヤ}楯^{タテ}とは、持^{カセヒ}を懸くる物をいふ○金^{コガネ}能^{シヤ}持^{カセヒ}とは、篋^{ソコ}の糸を引きかくる物をいふ○明^{アカル}妙^タ照^{テル}妙^タ和^{ニホ}妙^タ荒^{アラ}妙^タ五^イ色^{イロ}能^{シヤ}物^{モノ}は、上文に、比賣神^{ヒメガミ}爾^ニ御服^{ミソヘ}備^{ソナヘ}とある目^メを記せるあり○御酒^{ミウサケ}者^ハ云々今日^{ケフ}能^{シヤ}朝^{アサ}日^ヒ能^{シヤ}豐^{トヨ}逆^{サカ}登^{ノボリ}爾^ニ稱^ナ辭^ハ竟^{イト}奉^{タテマツル}流^ル皇^{スベ}御^ミ孫^{マコ}命^ノ乃^ハ宇^ウ豆^ツ乃^ハ幣^{ミテ}帛^{シラ}乎^ハ神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{ハツ}部^リ等^ト被^{タマ}賜^{ハリ}氏^チ墮^{オツ}事^{コト}無^{ナク}奉^{タテマツル}禮^レ登^ト宣^{ノリ}命^{マコト}乎^ハ諸^{モロク}聞^{キコシ}朝^{アサ}日^ヒ能^{シヤ}豐^{トヨ}逆^{サカ}登^{ノボリ}爾^ニ稱^ナ辭^ハ竟^{イト}奉^{タテマツル}流^ル皇^{スベ}御^ミ孫^{マコ}命^ノ乃^ハ宇^ウ豆^ツ乃^ハ幣^{ミテ}帛^{シラ}乎^ハ神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{ハツ}部^リ等^ト被^{タマ}賜^{ハリ}氏^チ墮^{オツ}事^{コト}無^{ナク}奉^{タテマツル}禮^レ登^ト宣^{ノリ}命^{マコト}乎^ハ諸^{モロク}聞^{キコシ}

○平野祭

詞にて、其の以下は例の宣命なり○被賜氏は、宇豆の幣帛を受取るとなり

此の社は、山城國葛野郡に在りて、祭は四月十一月の上の申の日なり、今官幣大社に列せられ、四月二日を以て祭日とす、祭神は、今木神、久度神、古開神、比賣神なり、此の四神の御事につき、諸説紛々未だ詳ならず

天皇我御命爾坐世今木與利仕奉來流皇大御神能廣前爾白給久皇大御神乃乞志給乃任爾此所能底津石根爾宮柱廣敷立高天乃原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭登定奉氏神主爾神祇某官位姓名定氏進流神財波御弓御大刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾備奉利氏四方國能進禮流御調能荷前乎取竝氏御酒波懸戸高知懸腹滿竝氏山野能物波甘菜

辛菜青海原乃物波波多能廣物波多能狹物與都毛波邊津毛波爾至麻氏雜物乎如横山置高成氏獻流宇豆乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐齋奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御坐令在米給登稱辭竟奉久登申

又申久參氏仕奉流親王等王等臣等百官人等乎母夜守日守爾守給氏天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江乃如久立榮之米令仕奉給登稱辭竟奉久止申

天皇我御命爾坐世は、春日祭の條に注へり、さて此の詞の中に、注解を記さぬは、すべて春日祭の條に注へるものと知るべし○今木與利仕奉來流皇大御神とは、今木といふ地より、この平野に遷し奉りて、仕へ奉り來たる今木の大神といふ意なり、今木は、大和國奈良に在る地名なり○神財 この言は、衣笠までに係れるなり

り○衣笠は、又華蓋と書きて、絹を以ちて張りたる傘の如きものをいふ○參氏仕奉流は、此の祭に參向ひて、御祭仕奉るといふ意なり○伊夜高爾伊夜廣爾とは、唯に彌盛にといふ意なり、二つの爾の助辭は、下文の仕奉の詞へ續けて心得べし

○久度古開

此の神達は、大和國より、今の平野へ遷奉り給ひしあり、久度神社は、今も大和國平群郡久度村に在り、古開は何處にや、此祝詞に、二所の宮とあれば、もと異所に在りしなるべし

天皇我御命爾坐世久度古開二所能宮爾之氏供奉來流
皇御神能廣前爾白給久皇御神能乞比給萬比之任爾此
所能底津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千木高知氏天
能御蔭日能御蔭止定奉氏神主爾某官位姓名定氏進流
神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明

多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮留御調
乃荷前乎取竝氏御酒波聽乃閉高知聽能腹滿竝氏山野
物波甘菜辛菜青海原乃物波鱒乃廣物鱒乃狹物奧都毛
波邊都毛波爾至末天雜物乎如横山置高成氏獻流宇豆
乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐爾齋
奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御令坐米給登稱辭
竟奉久登申
又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎毛夜守
日守爾守給氏天皇我朝廷爾彌高爾彌廣仁伊賀志夜具
波江能如久立榮氏令仕奉給登稱辭竟奉良久登申

此の詞は、平野祭の詞と、大同小異なるのみなれば、更に注はず、かの條につきて

曉るべし、又申といふ一節の文は、平野祭の條にも略注へるが如く、この文は、又申久參集氏仕奉親王等王等臣等百官人等乎毛、夜守日守爾守給氏、伊賀志夜具波江能如久立榮氏、天皇我朝廷爾、彌高爾彌廣仁令仕奉給登稱辭竟奉良久登申と、語句をいれかへて心得べし

○六月月次祭十二月月次祭

本書に、月次の下に祭の字なきを、今祝詞考に従ひて補へり、さて四時祭式に、月次祭、六月十二月十一日とあり、ツキナミは月並の義にて、もと月毎に、神々の國家を安穩に守護り給ふ神徳を報謝して、なほ將來をも祈り給へりし御事を、後に六月と十二月との兩度にあつめて祭らるゝ式となりたれど、今は古實を失はずして月次祭と、稱へるなり、さて六月の月次祭には、七月より十二月までの月次の幣帛を頒ち、十二月には、一月より六月までの月次の幣帛を頒ち賜ふなり、此の祭に預り給ふ神は、諸國すべて三百四座にて、即ち神名帳に載れる神社の下に、月次

と記されたる神是なり

集侍神主祝部等諸聞食登宣

集侍神主祝部等諸とは、神祇官に集りて侍る、多くの神主祝部等、といふ意なり、この神主祝部は、月次幣帛に預り給ふ神、即三百四座を齋と奉る神主ともなり
○聞食登宣とは、今年六月月次祭を行はむとして、天皇より神々に献り給ふ、月次の幣帛を頒ち給ふとの勅命を、承れよと、神祇官の中臣の、諸國の神主どもに申し聞かすなり

高天原爾神留坐皇睦神漏伎命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉皇神等前爾白久今年乃六月月次幣帛十二月月次幣帛明妙照妙和妙荒妙備奉氏朝日乃豊榮登爾皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

高天原爾神留坐云々皇神等前爾白久は、祈年祭の條に注へる如く、上天に御留り

坐す、天皇の御先祖様の天照大御神、高皇產靈神二柱の神の勅命によりて、天神の社國神の社として、天皇の齋き奉る皇神達の前に白すといふ意なり○今年乃六月月次幣帛云々辭竟奉久は、今年六月十一日に、御衣は明妙照妙和妙荒妙に至るまでに、不足なく備へ奉りて、天皇より獻り給ふ厳しく大なる月次の幣帛を、朝日の美しく登る時に、奉り置きて、皇神等の御前に、稱辭を盡して、御祭仕へ奉るといふ意なり、この稱辭竟奉までは、神に申させ給ふ祝詞にて其を神主祝部等に宣聞かさむ爲に、止といふ助辭にて、既に斷れたる詞どもを續けたるなり

大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮賣御膳都神辭代主登御名者白氏辭竟奉者皇御孫命乃御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾陸神漏伎命神漏彌命登皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

座摩乃御巫辭竟奉皇神等乃前爾白久生井榮井津長井阿須波婆比伎登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命瑞能御舍仕奉氏天御蔭日御蔭登隱坐氏四方國乎安國登平久知食須故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

御門乃御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命豐磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐村能如久塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎布留物乃自下往者下乎守自上往者上乎守夜乃守日乃守爾守奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣

生島乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足國登御
名者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐島乃八十島者谷蝶能狹
度極鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久島乃八十島
墮事無久皇神等寄志奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱
辭竟奉久登宣

辭別伊勢爾坐天照太御神乃大前爾白久皇太御神乃見
霽志坐四方國者天乃壁立極國乃退立限青雲能靄極白
雲乃向伏限青海原者棹柁不干舟艦乃至留極大海原爾
舟滿都都氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐久
彌氏馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣久
峻國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇太御神寄

志奉良波荷前者皇太御神乃前爾如橫山打積置氏殘乎
波平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐
爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌
命登鵜自物頸根衝拔氏皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭
竟奉久登宣

御縣爾坐皇神等乃前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾
布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏
皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆
乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
山乃口坐皇神等乃前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳
無登御名者白氏遠山近山爾生立流大木小木乎本末打

切^キ氏^シ持^チ參^{サン}來^{ライ}氏^シ皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}命^{ミコト}乃^ノ瑞^シ乃^ノ御^ミ舍^カ仕^セ奉^{ホウ}氏^シ天^{テン}御^ミ蔭^{カゲ}日^ヒ御^ミ蔭^{カゲ}登^ト隱^{カクレ}坐^{マシ}氏^シ四^ヨ方^{ホウ}國^{クニ}乎^ナ安^{ヤス}國^{クニ}登^ト平^{ヒラ}久^ク知^シ食^シ須^ス我^ガ故^コ皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}命^{ミコト}乃^ノ宇^ウ豆^ヅ乃^ノ幣^ヒ帛^ヒ乎^ナ稱^{ナヅケ}辭^ハ竟^{マツラ}奉^{ホウ}久^ク登^ト宣^{ノル}

水^ミ分^{ワリ}坐^{マシ}皇^{スミ}神^{ガミ}等^{タラ}乃^ノ前^{マヘ}爾^ニ白^{マサカ}久^ク吉^{ヨシ}野^ノ宇^ウ陀^ダ都^ツ祁^カ葛^カ木^キ登^ト御^ミ名^ナ者^ハ

白^{マサカ}氏^シ辭^ハ竟^{マツラ}奉^{ホウ}者^ハ皇^{スミ}神^{ガミ}等^{タラ}依^{ヨサ}志^シ奉^{ホウ}牟^ム與^ヨ都^ツ御^ミ年^{トシ}乎^ナ八^ヤ束^{ツカ}穗^ホ乃^ノ伊^イ

加^カ志^シ穗^ホ爾^ニ依^{ヨサ}志^シ奉^{ホウ}者^ハ皇^{スミ}神^{ガミ}等^{タラ}爾^ニ初^{ハツ}穗^ホ者^ハ穎^{カヒ}爾^ニ母^{ハハ}汁^シ爾^ニ母^{ハハ}麩^モ閉^ヘ

高^{タカ}知^シ麩^モ腹^{ハラ}滿^ミ雙^{ソウ}氏^シ稱^{ナヅケ}辭^ハ竟^{マツラ}奉^{ホウ}氏^シ遺^{ノコリ}乎^ナ波^ハ皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}命^{ミコト}乃^ノ朝^{アサ}御^ミ食^ケ

夕^{ユフ}御^ミ食^ケ乃^ノ加^カ牟^ム加^カ比^ヒ爾^ニ長^{ナガ}御^ミ食^ケ乃^ノ遠^{トホ}御^ミ食^ケ登^ト赤^{アカ}丹^ニ穗^ホ爾^ニ聞^{キコ}食^シ

故^{コト}皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}命^{ミコト}乃^ノ宇^ウ豆^ヅ乃^ノ幣^ヒ帛^ヒ乎^ナ稱^{ナヅケ}辭^ハ竟^{マツラ}奉^{ホウ}久^ク登^ト諸^{モロ}聞^{キコ}食^シ止^ト

宣^{ノル}

辭^{コト}別^{ワケ}忌^イ部^ベ乃^ノ弱^{ヨク}肩^ガ爾^ニ太^{フト}禰^ダ取^{トリ}挂^カ氏^シ持^チ由^ユ麻^マ波^ハ利^リ仕^シ奉^{ホウ}禮^レ留^ル幣^ヒ

帛^{シラ}乎^ナ神^{カミ}主^{ヌシ}祝^{ハハリ}部^ベ等^{タラ}受^{ウケ}賜^{タマ}氏^シ事^{コト}不^{アヤ}過^{マズ}捧^サ持^チ奉^{ホウ}登^ト宣^{ノル}

右の文どもは、祈年祭の詞と同じければ、彼の條に注へるを見て、其の意味を曉るべし、ともく月次祭は、主と國家安穩を祈らせらる、御祭にて、祈年祭と相異なるべし、御年皇神に申す詞なきなり、

○大殿祭

此の祭は、新嘗祭の明日平旦に、宮中に於きて、屋船神を祭りて、大殿に災害なく、平安ならむ事を祈り給ふ神事なり、ホガヒは祝の延はりにて、此の祭を、オホトノホガヒといふは、天津奇護言を以ちて、言祝ぎて鎮め奉る故なり

高^{タカ}天^{テン}原^{ハラ}爾^ニ神^{カミ}留^ル坐^{マシ}須^ス皇^{スミ}親^{サマ}神^{カミ}魯^ロ企^キ神^{カミ}魯^ロ美^ミ之^ノ命^{ミコト}以^{モテ}氏^シ皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}

之^ノ命^{ミコト}乎^ナ天^{テン}津^ツ高^{タカ}御^ミ座^{クラ}爾^ニ坐^{マシ}氏^シ天^{テン}津^ツ璽^シ乃^ノ鏡^{カガミ}劔^{ツルギ}乎^ナ捧^サ持^チ賜^{タマ}天^{テン}言^{コト}

壽^{ホキ}古^コ語^ゴ云^{イハ}許^{コト}止^ト保^ホ企^キ言^{コト}宣^{ノル}志^シ久^ク皇^{スミ}我^ガ宇^ウ都^ツ御^ミ子^コ皇^{スミ}御^ミ孫^{マン}之^ノ

命^{ミコト}此^{コト}乃^ノ天^{テン}津^ツ高^{タカ}御^ミ座^{クラ}爾^ニ坐^{マシ}氏^シ天^{テン}津^ツ日^ヒ嗣^{ツギ}乎^ナ萬^{マン}千^{セン}秋^{アキ}乃^ノ長^{ナガ}秋^{アキ}爾^ニ

大八洲豐葦原瑞穗之國乎安國止平氣久所知食止古語云志呂

須女言寄奉賜比氏以天津御量氏事問之磐根木根立知

草能可岐葉乎毛言止氏天降利賜比志食國天下登天津

日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎今奧山乃大峽小峽

爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採氏本未乎波山神爾祭

氏中間乎持出來氏齋鉏乎以氏齋柱立氏皇御孫之命乃

天之御翳日之御翳止造奉仕禮留瑞之御殿古語云汝屋

船命爾天津奇護言乎古語云久須以氏言壽鎮白久此乃

敷坐大宮地底津磐根乃極美下津綱根古語番細之波府

虫能禍無久高天原波青雲乃靄久極美天乃血垂飛鳥乃

禍無久堀堅多留柱桁梁戶牖乃錯比古語云動鳴事無久

引結幣魯葛目能緩比取葺計魯草乃噪岐古語云無久御

床都比能佐夜伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久平

氣久安久奉護留神御名乎白久屋船久久遲命是木屋船

豐宇氣姬命辟是稻靈也俗謂宇賀能美多麻今世產屋以

御名乎波奉稱利氏皇御孫命乃御世乎堅磐常磐爾奉護

利五十櫃御世乃足良志御世爾田永能御世止奉福爾依

氏齋玉作等我持齋波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺

瓊能御吹伎乃五百都御統乃玉爾明和幣古語云曜和幣

爾伎爾

爾伎爾

爾伎爾

爾伎爾

爾伎爾

は更なり、物言ひて騒し岩木や草のヒトツバ一葉まで、悉く言止せ鎮めてといふ意なり、コトトヒは、物言ふといふ意の古言なり、イハ子は、唯岩のことにて、子は添へていふ語なり(屋をヤ子杵をキ子、島をシマ子といふ類なり)クサノカキハは、草の片葉の義なり○天降利賜比志食國天下登、天津日嗣所知食須、利の助辞は、斯の誤なるべし、其の故は、リにては、自他混亂して、文義聞え難ければなり、さてこは、皇祖の、皇孫を天上より、天降し給ひし其の日本國を、食國天下として、治め給ふ皇御孫命といふ意なり、故に、高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氏より、この天津日嗣所知須までは、吾天皇の萬世一系に、日本國を統治し給ふべき本縁を稱へ申せる文なり○皇御孫之命乃御殿乎とは、皇居をいふなり、この乎の助辭は、下の造奉仕に續くなり○今奥山乃大峽小峽爾立留木乎は、今度奥山の谷間に生立ちてある木をの意なり、この今の語は、下の言壽鎮白久に、乎の助辭は、下の伐採へ續く文義なり、カヒは、間の義にて山と山との間をいふ○齋部能齋斧乎以伐採氏は、齋部の氏人が、清淨なる斧にて、山木を伐採ての意なり、齋部氏は、天太

玉命の子孫にて、御殿を作る事をも掌るものなり○本末乎波山神爾祭氏中間乎持出來氏は、木の本と末との両方をば、山神に奉りて、其の中間の良材を、奥山より持て出來てといふ意なり○齋鉏乎以氏齋柱立は、清淨なる鉏にて穴掘りて、其の穴に清淨なる宮柱を築立てといふ意なり○皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕禮流瑞之御殿とは、天皇の、天を蔽ひ日を蔽ひ給ふ料として、造り奉りてある美しき御殿といふ意なり、天之御翳日之御翳は、祈年祭の條に注へり○汝屋船命こは、瑞の御殿を、やがて屋船命として、申せるなり、イマシは、御座の義にて、尊稱言なり、屋船は、御殿の別稱にて、陸にて家に住めるは、海上にて船に乗れるが如き事なれば、屋船といふなり○天津奇護言とは、天津宮にて、事始め給へる奇妙なる祝言といふ意なり○言壽鎮白久は、屋船命の平安に鎮り坐む事を言祝ぎ白すといふ意なり○此乃敷坐大宮地とは、屋船命の領知坐す大宮地なり○底津磐根乃極美、下津綱根波府虫能、禍無久とは、大地の根底まで、深く立てる柱の繩に、虫の喰損ふとなくといふ意なり、ソコツイハ子ノキハミとは、地底の岩のある果

といふ意なり、シタツ、ナチとは、床下の柱と柱とを縛れる繩をいふ、故に本注に
 番繩之類をいふとあるなり、ツガヒナハとは、物と物とを番ひ合す爲の繩なり、ハ
 フムシとは、唯に虫のことをいふ、そは虫は這物なる故に、かくいへるなり○高天
 原波青雲乃霽久極美、天乃血垂飛鳥乃禍無久とは、空の方は、蒼天まで高くさし
 出せるカマドノケムリダシに、鳥の禍することなくといふ意なり、此のタカマノ
 ハラは、唯空の方をいふ、青雲乃霽久極美は新年祭の條に注へり、血垂は借字に
 て、上代竈處の上の煙を出す所の名なり、さて、其の上を飛び渡る諸鳥の糞、又毒
 物など咋ひ來て、竈の上へ落す事などを、飛鳥の禍とはいへるあり、トブトリもハ
 フムシと同く、唯鳥のとをいふ○掘堅多留柱、桁梁戸牖乃錯比動鳴事無久とは、
 地底まで堅固に掘り立てたるハシラの動くことなく、ケタウツバリトマドの、行
 合ふ所の鳴るとなくといふ意なり、キカヒは木合にて、桁梁戸牖の行合ふ所を
 いふ○引結帶魯葛目能緩比、取葺計留草乃噪岐無久とは、柱桁梁などを固く結びて
 ある、繩の緩ぶことなく、屋根を立派に葺きてある、草の亂ることなくといふ意

なり、上代の家作は、葛の類にて、上下縦横を結び固めたるもの故に、シタツツナ
 チ又ツナメなどの語あるなり、ツナメは、即ちツナチなり、カヤとは、屋根を葺か
 む料の草を、すべていふなり○御床都比能佐夜伎、夜女能伊須須伎、伊豆都志伎事
 無久とは、御床の邊に騒しきことと、夜眠れる間驚くこととの、恙しき事なくとい
 ふ意なり、ヨメノイヌスキは、夜物におそはれなごして、心も心ならぬをいふなり、
 イツツシキは、恙しきにて、物の過ち滞ることをいふなり○平氣久安氣久奉護留
 とは屋船神の上條の災害をからしめて、平安に皇居を御守護し給ふ由あり、さて、
 天津奇護言は、上文の此乃大宮地より、この平氣久安久奉護までの文をいふな
 り、然して上の五つの無久といふ詞より、平氣久安久奉護に續くべき文義なり○
 屋船久久遲命ハ木神なり○屋船豐宇氣姬命 此は稻の神なり、古へはワラを以
 ちて屋根を葺きたりし故に、屋船神としては、草の神に坐せるなり、さて家屋は木
 と草とを以ちて造る者なれば、此の二神を屋船神と稱へ奉れるなり○俗謂宇賀
 能美多麻といふ豐宇氣姬命の御事を、世俗にては、ウガノミタマノカミと稱へ申す

となり、ウカハ食の義にて、即ち稻の御靈に坐す由なり○今世産屋、以辟木束稻
 置於戸邊、乃以米散屋中之類也、辟木は久久遲命、束稻は豊宇氣姫命の御
 靈代として、産屋の戸の邊に置きけるならむ、散米することは、妖鬼を打拂ふわざ
 なり○皇御孫命乎御世乃、堅磐常磐爾奉護利、五十檀御世乃足良志御世爾、田永能御
 世止奉福爾依氏は、祈年祭の條に注へり○齋玉作等我所齋波利持淨麻波利造
 仕禮留とは、齋玉作の氏人たちが、物忌み慎みて、造り奉りたりとの意なり○瑞
 八尺瓊能、御吹伎乃五百都御統乃玉とは、御祝の美玉の幾箇となく、數多く括ぎた
 る玉なり、ヤサカニ玉の美稱言なり、ミスマルノタマは、緒にて貫き通したる玉
 の意なり○明和幣昭和幣は、祈年祭の條に注へり○齋部宿禰某我弱肩爾太細取
 懸氏は、同く祈年祭の條に注へり○言壽夜鎮奉事乃漏落奉事乎波とは、箇様に
 居宅の具を並べ舉げて、それくの言祝を爲して、屋船神を齋ひ鎮め奉る事が、な
 は漏れ落ちむ事も有るをばといふ意なり○神直日命、大直日命 この二神は、世
 中の禍事を直し給ふ御靈の神なり○聞直志見直志は、聞直は、祝詞に係り、見直

は、供物に係けていへるなり

詞別白久大宮賣命登御名乎申事波皇御孫命乃同殿能
 裏爾塞坐氏參入罷出人能選比所知志神等能伊須呂許
 比阿禮比坐乎言直志和志古語云坐氏皇御孫命朝乃御
 膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴緒縵懸伴緒乎手躓足躓語
 云麻不令爲氏親王諸王諸臣百官人等乎已乖乖不令在
 我比邪心穢心無久宮進米爾進宮勤爾勤之米氏咎過在乎波
 見直志聞直坐氏平良氣久安良氣久令仕奉坐爾依氏大
 宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白

詞別白久、は、祈年祭の條に注へり○大宮賣命登御名乎申事波とい、天宇受賣
 命と大宮賣命といふ御名を稱へ申す故といふ意あり、御名義は、祈年祭の條には

い注る如く、大宮の内ウチにまして、君臣の間ミマツラを和やげます女神メカミといふ義なり○同殿オナシホト
 能ノ裏ウラ爾ニ塞サヤリ坐マシテ氏シは、天皇の坐イハす大宮のうちに立ち塞フサガりての意なり○参入マキリマカ罷出ケルヒト人ヒト能ノ選シユラヒ
 所知シヨシメシ志シは、大宮オホミヤに出入デイる人々の可否ヨシヤシを監察シ給タマひての意なり、マサルは貴所キジョへ向ム
 ひ行くをいひ、マカルは貴所キジョより退ヒき去クるをいふ、エラビシロシメシは、朝参アサマシの人
 々の品シヨを監定カンテイしたまひて、さるまじき人の出入イデを止めさせ給ふよしなり、所知シヨシ志シ
 のシより、下文シノの和志ワシ坐マシ氏シのテに續ツけて見るべし○神等カミタチ能ノ、伊須イ呂ロ許コ比ヒ阿ア禮レ比ヒ坐マシ
 乎ナ、言直コトナホシ志シ和志ワシ坐マシ氏シは、神等カミタチの禍事マガコトを起オコさむとて荒アラび給タマはむを、大宮賣命オホミヤウメノミコトの言直イヒナホ
 し和やげ給タマひてといふ意なり、イスロコビは、心ココロも心ココロからぬといふ意にて、イは發語ハツゴ
 スロコビはス、ロキロキと同語ドウゴなり○比禮ヒレ惡カク伴緒カクツトモ細懸ホソケ伴緒ホソケツトモは、朝夕アサヨの御膳ミツケを造ツクり仕
 へ奉ウケる采女ウケメ膳夫カシハデをいふ、采女ウケメは女官メカミにて、領巾ネンキンといふものを項ウデに懸カケけ、膳夫カシハデは男官オノツカミ
 にて、手テ繩スキを肩カミに懸カケくるもの故ユに、かくいふあり、伴緒ツトモとは、組長クミチまた部長チヤウチヤウの意なり
 ○手躓テノマギヒアシノマギヒナサシメズ足躓アシノマギヒナサシメズ不令フタトモ爲ナ氏シは、采女ウケメ膳夫カシハデどもが、手足テアシの過アヤちなき様サマ御守ミツケ護ゴありてとい
 ふ意なり、マカヒは、亂ミヤの字ジの意にて、おもはず過アヤつことなり○已乖オノガムキムキアラシメズ乖キムキアラシメズ不令フタトモ在シ

は、朝廷テウテイに仕シへ奉ウケる人々が、銘々ナニナニ勝手カシハデのことなく、一致イツシ和合ワガフする様サマ、御守ミツケ護ゴありて
 なり、乖乖ムキムキは借字カキマシにて、向々ムキムキの義イミあり○邪意アサキコ、ロキタナキコ、ロナク穢アサキ心ココロ無ナ久キウとは、惡意アサキイ邪心ジャシンなく、真心マコト
 以モちてなり○宮進ミヤス、メニ米爾メニ進ス、ニ宮勤ミヤツトメ爾ニ勤ツトメ之ノ米メ氏シとは、御奉公ミツケノミコトの怠ヒナクることなく、神カミの御ミ勵ツツ
 し勤ツツめしめ給タマふよしなり、ミヤは彌イハの義イミなり(ミといと通ツふことは、汝イハシをミマシミカ鬻カ
 栗トをイカグリといふが如ごとし、古事記コトワザにツギテフヤ、ヤマシロガハヲ、ミヤノボリ、
 フガノボレバ、とあるミヤミヤと同語ドウゴなり)ス、メは、獎勵カウリの意なり○咎過トガアヤマチアラムナ在シ平波ハ、
 見直志ミナホシ聞直坐キキ、ナホシマシテ氏シは、比禮ヒレ懸ケ伴緒ツトモ、細懸ホソケ伴緒ツトモ及ツ親王オウノミヤ百官ヒヤクワン人ヒトたちの、咎過トガちのあらむを
 ば、大宮賣命オホミヤウメノミコトの見直ミナホシし聞直キキし給タマひての意なり○平良ヘヒラ氣ケ久ク安良ヤスラ氣ケ久ク令ツカ仕シ奉坐ウケマシ爾ニ依ヨリ
 氏シとは、無事ムジ安穩ヤスミに朝廷テウテイに仕奉ウケらしめ給タマふよしなり、さて、不令フタトモ爲ナ氏シ、勤ツツ之ノ米メ氏シ、
 聞直坐キキ氏シの三ミつのテの助辭ツケゴトより、この平良ヘヒラ氣ケ久ク云々トクの文フミに續ツけて見るべし○大宮
 賣命ウメノミコト止ト御名ミナ乎ナ稱辭ツケゴト竟ツキ奉ウケ久ク登白トクこの御名ミナの下シタに、白志シラシ氏シなどの語コトを省シき含ミませた
 り、御門祭ミカドマツリのも之ノに做シへ

○御門祭

此の祭は、大殿祭につけて祭らる、御門祭なり、故に此の詞は、前條と同く辭別の文と知るべし

櫛磐^{ツシイハ}牖^{マド}豐^{トヨ}磐^{イハ}牖^{マド}命^{ミコト}登^ト御^ミ名^ナ乎^チ申^マ事^{コト}波^ハ四^ヨ方^モ内^{ウチ}外^{ソト}御^ミ門^{カド}爾^ニ如^ニ湯^ユ津^ツ磐^{イハ}村^{ムラ}久^{キウ}塞^{サヤリ}坐^マ氏^シ四^ヨ方^モ四^ヨ角^{カク}與^ヨ利^リ疎^ソ備^ビ荒^{アラ}備^ビ來^キ武^ム天^{アメ}能^ノ麻^マ我^ガ都^ツ比^ヒ登^ト云^{イフ}神^{カミ}乃^ノ言^{イハ}武^ム惡^{マカ}事^{コト}爾^ニ古^{コノ}語^{コトバ}云^{イフ}相^{アヒ}麻^マ自^シ許^コ利^リ相^{アヒ}口^{クチ}會^{アヒ}賜^{タマ}事^{コト}無^ナ久^ク自^{ヨリ}上^{ヨリ}往^{ユカ}波^ハ上^{ウヘ}護^メ利^リ自^{ヨリ}下^{シタ}往^{ユカ}波^ハ下^{シタ}護^メ利^リ待^{マテ}防^{フセキ}掃^{ハラヒ}却^{サシ}言^{イヒ}排^{ソク}坐^マ氏^シ朝^{アサ}波^ハ開^{ヒラ}門^{カド}夕^{ユフ}波^ハ閉^{トジ}門^{カド}氏^シ參^マ入^リ罷^ル出^デ人^{ヒト}名^ナ乎^チ問^{トヒ}所^{シロ}知^シ志^シ咎^{トガ}過^{アヤマ}在^マ乎^ナ波^ハ神^{カミ}直^{ナホ}備^ビ大^{オホ}直^{ナホ}備^ビ爾^ニ見^ミ直^{ナホ}聞^ク直^{ナホ}坐^マ氏^シ平^{ヒラ}良^ラ氣^ケ久^ク安^{ヤス}良^ラ氣^ケ久^ク奉^{ツカ}仕^{マツ}賜^{タマ}故^{ユヅ}爾^ニ豐^{トヨ}磐^{イハ}牖^{マド}命^{ミコト}櫛^{ツシ}磐^{イハ}牖^{マド}命^{ミコト}登^ト御^ミ名^ナ乎^チ稱^ナ辭^ハ竟^{ナヘ}奉^{マツ}久^ク登^ト白^{マカス}

櫛磐^{ツシイハ}牖^{マド}豐^{トヨ}磐^{イハ}牖^{マド}命^{ミコト}登^ト御^ミ名^ナ乎^チ申^マ事^{コト}波^ハ天^{アメ}石^{イハ}門^{カド}別^{ワケ}神^{カミ}に、この御名を稱へ申故といふ

意なり、この二神の御名義は、祈年祭の條に注へり○四方内外御門爾、如湯津磐村久塞坐氏は、四面内外の御門に、五百箇石群のやうに立ち塞りてといふ意なり、むかし皇城には、内重中重外重の御門ありし故に、それらをすべて、内外御門といふなり○四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神とは、四方四隅より、處を定めずして、惡事を起さむとして來る禍神といふ意なり、ヨモは四面の義なり、ウトビは荒ぶるよしなり、天能麻我都比登云神は、穢き事を甚く惡みて、汚穢たる事あれば、荒び給ひて、禍事を爲し給ふ神なり○言武惡事は、爲む惡事といはむが如し○相麻自許利相口會賜事無久とは、惡事に誘はれ、惡言に同意するよしなり、クチアへは口令會の約せりにて、タマフは、神に係れる詞あり○待防掃却言排坐氏は、惡事を起さむとして來る禍神を、待防ぎて追ひ退かしめ給ふといふ意あり、ソケは、遠く放つ義あり○朝波開門夕波閉門は、祈年祭の條に注へり○人名乎問所知志とは、門内に入るまどき人の名を問ひ糺して、入れしめ給はざるよしあり

○六月晦大祓ミナヅキツゴモリノオホハラヘ十二月シハスモ准之ナラフコレニ

六月十二月晦の大祓は、朝廷に仕へ奉る諸の官員等、悉く朱雀門に集りて、各その過犯せる種々の罪穢を祓ひ清むる神事なり、上古伊邪那岐大神黄泉國に到りませる穢れを清め給はむとて、筑紫の阿波岐原にて、御禊祓ひし給ひ、須佐之男命天罪を犯し給ひし時、諸神相議りて祓物を科せて、その罪を贖祓はしめたま、此の二事を祓の起原なる、さて大祓といふは、一人一已の祓にはあらずして、廣く諸人の祓ある由の名なり、大祓に恒例臨時の區別あり、臨時大祓は、罪穢ある時にのぞみて行ひ、恒例大祓は、六月と十二月との晦に之を行ふ、この恒例の大祓には、六月と十二月との二度、官より祓物を出だし、百官の、一月より六月までに犯せる罪穢をば、六月に、七月より十二月までの間に犯せる罪穢をば、十二月に祓ひ清め給ふなり

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣

天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手襪挂伴男靱負伴男劍佩伴男伴男乃八十伴男乎始氏官官爾仕奉留人等乃過犯家牟雜々罪乎今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣

集侍親王諸王諸臣、百官人等諸聞食止宣は神祇官の中臣氏が、朱雀門に集り居る親王以下の人々に對して、今日大祓の式を行はせ給ふとを承知し給へど申し聞かすといふ意あり○比禮挂伴男手襪挂伴男は、大殿祭の條に注へり、伴男は借字にて部長の義なりトモは組の意なり○靱負伴男、劍佩伴男は、武官の事なり、背に靱を負ひ、腰に劍をつけて、朝廷を守護し奉る部の長と云ふ義なり、靱は矢を盛りて背に負ふもの故に、靱には負ふと云ひ、劍は腰に佩くもの故に、劍には佩くといふ、ハクは身に着くる事なり、○伴男乃八十伴男乎始氏官々爾仕奉留人等は、上文の四つの伴男、そのほか數多の伴男より始めて、役所々に仕奉る諸

役人といふ意なり○アキマチチカシケムカサムノツミ過犯家ホトシノミナツキノツミ雑々罪 過とは、殊更に心なく覺えず犯すをいふ、俗に云ふシゾコナヒなり、犯とは、すべてなすまじき事をなすをいふ、雑々罪は、天津罪國津罪の種々をいふ○コトシノミナツキノツミ今年六月晦之大祓アハヒ爾祓給比清給事乎 諸聞食止宣は、今年六月の晦日に、朝廷より諸官員の爲に、祓物を出して、祓ひ給ひ清め給ふことを、諸の伴男より、諸役所に仕へ奉る人々等、承り給へど中臣の申すなり、さて以上は宣命あり、高天原以下は祝詞なりをもく、この大祓詞は、神に告す祝詞なり、之を中臣祝詞又中臣祭文とも稱へり、こは、神武の御時、天津祝詞に準據して、撰述せられたりしを、歷朝之を用ゐて、いさゝか語句をかへられたるものなりかし、故に之を讀まむものは、安國止平氣久所知食武國中爾成出牟以下は、天津祝詞ありといふとを、したどめておくべし、またこの詞の、省文の格の多きををむ、

高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神等乎神集集賜比神議議賜氏我皇御孫之命波豐葦原乃

水穗之國乎安國止平氣久所知食止事依志奉支如此依志奉志國中爾荒振神等乎波神問志爾問志賜神掃掃賜比氏語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏天之磐座放天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別氏天降依志奉支如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫之命止美頭乃御舍仕奉氏天之御蔭日之御蔭止隱坐氏安國止平氣久所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯家牟雜雜罪事波天津罪止畔放溝埋樋放頻蒔串刺生剝逆剝屎戶許許太久乃罪乎天津罪止法別氣氏國津罪止波生膚斷死膚斷白人胡久美已母犯罪已子犯罪母

與子犯罪。子與母犯罪。畜犯罪。昆虫乃災。高津神乃災。高津
 鳥災。畜仆志。盡物爲罪。許許太。久乃罪。出武。如此。出波。天津
 宮事。以氏。大中臣。天津。金木乎。本打切。未打斷。氏。千座。置座
 爾。置足。波志。氏。天津。菅曾乎。本刈。斷未刈。切。氏。八針。爾。取辟
 氏。天津。祝詞。乃。太祝。詞事乎。宣禮。如此。久。乃。良。波。天津。神。波。
 天。磐。門。乎。押。披。氏。天。之。八。重。雲。乎。伊。頭。乃。千。別。爾。千。別。氏。所。
 聞。食。武。國。津。神。波。高。山。之。末。短。山。之。末。爾。上。坐。氏。高。山。之。伊。
 穗。理。短。山。之。伊。穗。理。乎。撥。別。氏。所。聞。食。武。如此。所。聞。食。氏。波。
 皇。御。孫。之。命。乃。朝。延。乎。始。氏。天。下。四。方。國。爾。波。罪。止。云。布。罪。
 波。不。在。止。科。戶。之。風。乃。天。之。八。重。雲。乎。吹。放。事。之。如。久。朝。之。
 御。霧。夕。之。御。霧。乎。朝。風。夕。風。乃。吹。掃。事。之。如。久。大。津。邊。爾。居。

大船乎。舳解。放。艦。解。放。氏。大。海。原。爾。押。放。事。之。如。久。彼。方。之。
 繁。木。本。乎。燒。鎌。乃。敏。鎌。以。氏。打。掃。事。之。如。久。遺。罪。波。不。在。止。
 祓。給。比。清。給。事。乎。高。山。之。末。短。山。之。末。與。里。佐。久。那。太。理。爾。
 落。多。支。都。速。川。能。瀨。坐。須。瀨。織。津。比。咩。止。云。神。大。海。原。爾。持。
 出。奈。武。如。此。持。出。往。波。荒。鹽。之。鹽。乃。八。百。道。乃。八。鹽。道。之。鹽。
 乃。八。百。會。爾。座。須。速。開。都。比。咩。止。云。神。持。可。可。吞。氏。牟。如。此。
 久。可。可。吞。氏。波。氣。吹。戶。坐。須。氣。吹。戶。主。止。云。神。根。國。底。之。國。
 爾。氣。吹。放。氏。牟。如。此。久。氣。吹。放。氏。波。根。國。底。之。國。爾。坐。速。佐。
 須。良。比。咩。登。云。神。持。佐。須。良。比。失。氏。牟。如。此。久。失。氏。波。天。皇。
 我。朝。庭。爾。仕。奉。留。官。官。人。等。乎。始。氏。天。下。四。方。爾。波。自。今。日。
 始。氏。罪。止。云。布。罪。波。不。在。止。高。天。原。爾。耳。振。立。聞。物。止。馬。牽。

立氏。今年六月晦日夕日之降乃大祓爾。祓給比清給事乎。
諸聞食止宣。四國下部等。大川道爾持退出氏祓却止宣。

高天原爾神留坐、皇親神漏岐神漏美乃命以氏は、祈年祭の條に注へり。○八百萬神等乎、神集々賜比神議々賜氏は、多くの神々を集會せしめ給ひ、御相談なされての意なり、八百萬は數の甚多きをいふ、神集、神議の神は、神の御上の事をいふ時に添ていふ詞あり、ツドヒとツドへとは自他の差別ありて、ツドヒは自ら集るをいひ、ツドへは令集の約まりにて集らしむるをいふ。○我皇御孫之命にては、邇々藝命を申す、我は神漏岐神漏美命より親みて仰せらるゝなり。○豊葦原乃水穗之國乎安國平久知所食止事依志奉伎は、この日本國を安く平かに治め給へど、その事柄を御任せになりさといふ意なり。○如此依志奉志國中爾は箇様に御任せになりし水穗國の中にの意なり。○荒振神等乎波神問志爾問志賜比神掃々賜比氏は、荒ふる悪しき神等をば、先その荒ふる所以を尋ね問ひ、十分に説き諭して、なほ從はざるものをば、罪に行ひ給ひての意あり、荒振神は惡神をいひ、神問神掃の神は、神集、神議などの神に同じ、掃は罪に行ひて拂ひ平ぐるをいふ、こは武藝稚命、經津主命の二神、皇祖命の仰を被りて水穗國に降り、惡神を驅除平定たまへるをいふ。○語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏は、大殿祭の條に注へり。○天之磐座放とは、天上の御座をはちてなり、磐は堅固の義にて美稱言なり。○天之八重雲乎伊頭乃千別千別氏天降依奉支は、天上の雲路を押別くして、皇孫瓊々杵尊を、此の國に天降して、天下を御授にありたりといふ意なり、八重雲は、幾重も重される雲をいふ、伊頭は稜威の借字にて、皇御孫之命の天降り給ふに、御供の神等あまたありて、御威勢の嚴めしく立派なる様をいふ、千別の千も道の借字にて、道を押しひらきてゆくをいふ、○如此久依左志奉志、四方之國中登は、箇様に御任せになりし天下四方の國の中央としてとなり、これより以下は、神武天皇以來の御世の事を申せり。○大倭日高見之國は、今の和國の事なり、日高見國とは、山遠くして、平かに廣き地を云ふ、打晴れて平なる地は、山と空の日との間

して、なほ從はざるものをば、罪に行ひ給ひての意あり、荒振神は惡神をいひ、神問神掃の神は、神集、神議などの神に同じ、掃は罪に行ひて拂ひ平ぐるをいふ、こは武藝稚命、經津主命の二神、皇祖命の仰を被りて水穗國に降り、惡神を驅除平定たまへるをいふ。○語問志磐根樹立草之垣葉乎毛語止氏は、大殿祭の條に注へり。○天之磐座放とは、天上の御座をはちてなり、磐は堅固の義にて美稱言なり。○天之八重雲乎伊頭乃千別千別氏天降依奉支は、天上の雲路を押別くして、皇孫瓊々杵尊を、此の國に天降して、天下を御授にありたりといふ意なり、八重雲は、幾重も重される雲をいふ、伊頭は稜威の借字にて、皇御孫之命の天降り給ふに、御供の神等あまたありて、御威勢の嚴めしく立派なる様をいふ、千別の千も道の借字にて、道を押しひらきてゆくをいふ、○如此久依左志奉志、四方之國中登は、箇様に御任せになりし天下四方の國の中央としてとなり、これより以下は、神武天皇以來の御世の事を申せり。○大倭日高見之國は、今の和國の事なり、日高見國とは、山遠くして、平かに廣き地を云ふ、打晴れて平なる地は、山と空の日との間

遠くして、日の高く見ゆる者なればなり、大和國は、廣く平なるを以てかく云へり
 ○下津磐根爾宮柱太敷立より安國止平氣久所知食武までは、祈年祭の條に注へり
 ○國中爾成出武天之益人等我過 犯 家 幸 雜々 罪 事 波 は、天皇の治め給ふ國々の内に、生れ出でむ人民等が、過ち犯したる種々の罪事はとなり、成出武の成は借字にて生なり、人のとを天之益人と云ふは、伊邪那美命の、此の國の人民を一日に千人絞り殺さむと宣ひければ、伊邪那岐命、然らば吾は一日に千五百産屋を立てむと宣へるに依りて、世人死ぬるより生るゝが多ければ、益人と云ふなり、雜々は種々の義にて、即次なる天津罪國津罪を、先づ一に合せて云へるなり ○天津罪とは畔放以下の七罪の事なり、そは須佐之男命の天上にて犯し給ひし罪なれば、今此の國人の犯せるを、天津罪として祓ふなり ○畔放は、田の畔を切り放ちて界をみだり、水をたもたぬ様にするを云ふ ○溝理は、溝は田に水を引く爲に作れるものなるを、其を埋めて水を引くと能はぬ様にするをいふ ○樋放は、池溝を以て、常には板を以て塞ぎて水を貯へ置き、其水を田に引く時に、彼の板の塞をば放つ事

なるに、水の用なき時に放ち漏らして水を溢れさせ、用ある時の時を失はしむるをいふ ○頻蒔は、一度種子を蒔きつけたる上に、又重ねて蒔くとなり ○串刺は、田に串を多く隠し刺して、下り立つ事のならぬ様にするをいふ ○生刺逆刺は、生きたる獸の皮を逆に尻の方より頭の方へ刺すを云ふ ○尿戸は、さるまどき處に尿ひり汚すをいふ、戸は借字にて尿放の畧言なり ○許々太久乃罪とは、數多の罪の意あり、コ、ダクは數の多き事にて、若干と云ふに同ト、こは、大祓を行ふにつきて、右の類の罪共を求るに、萬民の犯したるが多くあるをいふ、又、この罪の下に、出武の二字を入れて見るべし ○法別氣氏 法は借字にて宣なり、大祓の時に、萬民の犯したる罪の多く出むを、其の中に右の類の罪をもをば、天津罪といひて區別するを云ふ ○國津罪とは、天津罪に對して、其の外の罪をば總べて云へるなり ○生膚斷死膚斷は、生ける人にもあれ、死人にもあれ、其の膚に疵をつくる穢を以て罪とするなり、斷は切をいふ、今世に少し疵つくるを、手を切る足を切るなど云ふ切るに同じ ○白人は皮膚及び肉色の白く變りたる人を云ふ、世に白子など云ふも、此の

類なり○胡久美は、コクミの畧言にて、コプルスへの類をいふ、(和名抄に、瘧は寄肉なり、寄肉は和名アマシシ、一にコクミと)○巳母犯罪、巳子犯罪は、わが母と子とを姦淫するをいへるなり○母與子犯罪は、先づ一人の女に娶ひて、その後又其の女の前に他人に嫁して産みし女子を犯すを云ふ、母とは、その女子に對して云ひ、子とは、その母に對して云へるなり○子與母犯罪は、先づ一人の女子にあひ、その後其の母をも姦淫するを云ふ、○畜犯罪は、人家に畜ふ所の牛馬鶏犬等の類を姦するを云ふ、畜は飼物の義なり○昆虫乃災は、蝗螟蟻などの類の毒蟲にさゝれたるを云ふ、上代の民家は、今の如く、天井も板敷もなく、茅葺の土間なるが多かりし故、蟲の害多かりしあるべし○高津神乃災は、雷に打たれ、天狗に取らるゝ類の事を云へるなり、天狗とは、虚空を飛びわりく物なるを以て、高津神と云へるなるべし○高津鳥乃災は、怪しき鳥の、家の邊に来て、妖をなすを云ふ、鷲鷲などの、小兒を掬み去るなども、その一なり、高津鳥は、虚空飛ぶ鳥と云ふ義にて、たゞ鳥の事なり○畜仆志は、一種の術を以ちて、人の家に畜へる牛

馬などを斃すを云ふ、そは其の主を恨み憤る事などありて、仇を報ゆる爲にするわざならむ、仆は令斃の義にて殺すを云ふ○蟲物爲罪は、人を呪ひ咀ふ術を云ふ、こは、蠱物の術を行ひて、人を呪ふを罪としたるなり○許々太乃罪出武は、大祓を行ふにつきて、先づ人民の犯せる罪を求むれば、求むるに従ひて、多くの罪どもの顯れ出で來らむとなり、ツミは、ツミの約言にて、もとツミといふ用言なり、ツミとは、何事にもあれ、わろき事のあるをいふ言なるを、之を體言にいひなして、ツミともツミともいふなり、さればツミと云は、人の悪行のみには限らず、疾病、諸の災穢など、人の惡みきらふ事は、みなツミといふべきなり○如此出波は、箇様におほくの罪が出でたらばの意なり○天津宮事以氏は、高天原なる天照大神の大宮にて、行はせ給ふ儀式にてとの意なり○大中臣は、神事を掌る職を云ふ、中臣は中取臣にて、君と神との中を取り持ちて、神に宜しく申請ふ由なり、この中臣の職は、天兒屋命に始まり、其の子孫代々傳へ來て、遂に中臣氏となれり、されどこゝは、神事に預る職に就て云へるにて、總ての中臣氏を指せる

にはあらず○天津金木は天上の小木の義なり、金木は小木を云へる古言なり、○
 本打切末打斷氏は、小木の本と末とを切り棄て、中らのよき所をもちて置座に作
 るを云ふ○千座置座爾置足波志氏はその置座の上に、被物を澤山におきての意
 なり、置座は被物をのする臺をいひ、千座は其敷の多きをいふ ○天津菅會乎本刈
 斷末刈切氏八針爾取辟氏は、菅の本末を切り捨て、中間のよきところを細に割き
 てといふ意なり、天津菅會は、天上の菅の義なり、菅會は菅麻の義にて菅の細にさ
 きたるをソといへるなり、八針は彌針の義にて、菅を針にて細にさくを云ふ、この
 次に、この菅を取持つ事を云ふべきに、そを省けるあり、故にその心して見るべし
 ○天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮 天津祝詞乃太祝詞事は唯に天津祝詞の事にて、即
 ちこの大祓の詞を指せるなり、宣禮とあるは皇祖の宣れよと皇孫に教へ悟し給ふ
 意なり、アマツノリトとは天神の皇孫に教へ授け給ひし祝詞といふ義なり、され
 ば、轉りては必ず天神の授け給へる祝詞にはあらざるをいへり○如此久乃良波
 は、箇様に天津祝詞を申したならばとなり○天津神波天磐門乎押披氏天之八重雲

乎伊頭乃千別爾千別氏所聞食武は、天津神は天磐門を推開き立ち出でたまひ、八
 重雲の隔たれる天路をかき別けて、山々の嶺に天降りましてさこしめさむとな
 り、天之磐門は天神のまします宮殿の御門を云ふ、磐は堅さをはめていへるなり
 ○高山之未短山之未は、唯に山の嶺といふ意をかく高山短山と相對して、あやな
 せるのみなり、さて國津神の、高山の未に上りますは、天津神と諸共に聞召むがた
 めなり、○高山之伊穗理短山之伊穗理乎撥別氏は、山の雲霧を押別くしての意を
 り、イホリは普通に煙のイブルといふと同語にて、もの、おぼくしく明かあらざ
 るをいふが、こゝは雲霧をいふなり、撥別のカキは發語なり、さてこの文は、上文
 の天之八重雲乎伊頭乃千別爾千別と相對したれば、國津神波の下に、置き換へて
 見るべきなり○如此所聞召氏波は、天津神國津神の箇様に聞召したならばとなり、
 ○皇御孫之命乃朝廷乎始氏天下四方國爾波罪止云布罪波不在止は、内裏を始とし
 て、天下の四方の國には、罪といふ罪の限り、一ツも残らず消ぬ失せて残りはお
 るまどとなり、○科戸之風乃天之八重雲乎吹放事如久は、風の吹きて、雲を散ら

すといふ意を、あやなしてかくいへるあり、科戸之風とは、風は級長戸邊神の掌
 り給ふを以ちてかく云へり、○朝之御霧 夕之御霧 朝風夕風乃吹掃事之如久は、
 朝夕立つ霧をば、朝夕の風の吹き拂ふとのやうにと云ふ意あり、御霧のミは眞に
 同く、或は物をはめ或は強く云ふ時に用ゐる辭なり、こゝは深き霧の由にて、強き
 方に用ゐたるなり○大津邊爾居大船平 舳解放艦解放氏大海原爾押放事之如久
 は、大港に泊り居る大船の、舳艦を、しかど繋ぎ置ける繩をば解き放ちて、大海へ押
 し放ち出す事のやうにといふ意なり、大津は多くの船の泊る湊のとなり、○彼方
 の繁木本平 燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久は、彼方に繁り立てる木を、よくさるゝ
 鎌にて、打ち切るとのやうにといふ意なり、彼方は、俗言にアナタといふに同ト、こ
 ゝは、たゞ打見渡したる所をさして云へるなり、燒鎌とは、鎌は燒きて刃をつくる
 によりていへり、敏鎌は利鎌の義なり、さて上の科戸之風云々より、打掃事之如久
 までは、罪を祓ひやるとの譬なり、古文にはただ一いひてもよき事を、一對づゝ
 二つあやなして、その心を深くする事あり、こゝも其の例にて、雲霧を風の吹き掃

ふ事と、船を海に押し出し、木本を鎌もて打掃ふ事とを一對づゝ二にいへるなり、
 叙この四つの如久といふより、下文の祓給比云々へ續けて見るべし○祓給比清め給
 事乎は、諸人の犯したる罪を、天津神國津神の祓ひ給ひ清め給ふ事となり○高
 山之末短山之末與利佐久那太理爾落多支都とは、山々の巔より、流れ落つる急流
 の速川といひかけたる序詞なり、故に祓給比清給事乎速川能瀬坐云々と續けて、
 文義を曉るべし、佐久那太理は、廣瀬祭の條に注へり、タギツとは、湯の煮わたざる
 といふタギルと同意なり○速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神は、急流の河瀬に鎮り
 坐す瀬織津比咩といふ神の意なり、この神は伊邪那岐大神の、筑紫の日向の小門
 の憶原にて祓し給ひて、中瀬に墮りかつぎ給ふ時に生れ給へる神なり、されば瀬
 織は借字にて、瀬下の義なるべし○大海原爾持出奈武は、諸人の罪を大海に持ち
 出づるであらうとなり○持出往波は、海へ持ち出だして往きたらばなり○荒塩
 之鹽乃八百道乃八捕道乃は、荒潮の多くの潮道の潮の流れ来て、一所に集り合ふ
 と、鹽乃八百會にいひかけたる序詞なり、荒塩は荒き潮の義なり、鹽之八百道の

八埭道は、多くの潮道と云ふ事を、語を重ねてかくいへるのみ○鹽乃八百會爾座
 速開都比咩止云神ハ、海潮の數多く集合して海底に巻きいる、所を、シホノヤホ
 アヒといふ、この神は、伊邪那岐神の御子にして水戸神也、速は美稱言、秋は明の借
 字にて、伊邪那岐神の御禊によりて、清まりませる時、生れませる由の御名なり、ト
 イフは、物を解釋する意の語なれば、速開都比咩止云神とは、唯に速開都比咩神と
 いふとは稍異にて、皇祖の皇孫に教へ悟し給ふ由なり○持可々持氏武 持は發言、
 下之に同ト、可々は水をのむ音にて、俗にがぶく飲むと云ふに同じ ○氣吹戸と
 は、氣吹戸主神の、諸の罪穢を祓ひやり給ふ所の限を云へるにて、戸は處の義なり
 ○氣吹戸主、氣吹戸を主り給ふ由の御名なり○根國底之國は、黃泉國の事な
 り、此の大地の根底につける故にしかいふ、抑世中の禍事は、もと黃泉國より起り
 來ることなるを、祓禊は、その罪穢を本の國へ歸しやるわざにて、此の祓する事
 を、天津神國津神聞食し受納あれ、此段の神等その祓ひすてたる罪穢を、次第に
 黃泉國へ送りやり給ひて、世の中清まり禍事出で來らざるなり ○氣吹放氏武は、

氣をもて吹き放ちやると也○速佐須良比咩は、罪穢をさすらひ失はしめ給ふ神な
 り、速は上條に注へるが如し、サスラヒメは、サスラヒ、メの畧言なり、(古言にか
 く同言の重なる時は、一づ、省く例なり)○持佐須良比失 氏牟 佐須良比は、物
 の行方も知れず失はつるを云ふ、こゝは罪穢を行方も知れず失ひはつるをいふ○
 天皇我朝廷爾仕奉留官々人等乎始氏天下四方爾波は上條に注へり○自今日始
 氏は、大祓の日より始めてあり○罪止云罪波不在止 此の文の下に事教悟給支此爾
 依氏ちどの語を入れて心得べし○高天原爾耳振立聞物止馬牽立氏は、馬は耳早さ
 獸なる故に、天つ神國つ神の、祓の詞をどく聞食すに譬へて引立つるとなり、高天
 原爾耳振立は、馬の耳を高く振り立つるをいふ○夕日之降は、夕方の事なりクダ
 リをクダチといふは古言なり○諸聞食止宣 諸は始に集侍親王云々等諸とわ
 る諸をさせり、宣は中臣自ら申すなり○四國ト部は、伊豆、壹岐、對島の三國のト
 部なり、そをこゝに四國といへるは古 對馬の上縣郡下縣郡をば、二國と稱へ
 し故なり、ト部は、伊豆壹岐に各五人づゝあり、對馬は上縣下縣に各五人づゝあり、

これにても對馬を二國にあてたる事明なり、卜部は解除の事を掌る職にて、中臣詞をよみ終りて後、祓物を川邊に持ちいで、流しやることを掌れり○大川道とは祓物を流し棄て海へやるに、川はその道筋なるをもて、殊に川道とはいへるなり、さてその流しやる川は、その時々々の京によりて一定せず、平安の都の頃には、鴨川などへ流せしなるべし○退出氏祓却は、祓處より祓物を持ち退りいで大川に祓ひすてよとなり、四國卜部以下の一段は、初なる集侍親王以下の二段と共に、宣命なり

○東文忌寸部獻横刀時呪カフチンフミベ西文部オラフコレニ准此

こは、六月十二月晦日の夜、東西の文部の、内裏の庭上に参り、天皇に祓刀と人形とを獻る時申し上ぐる呪文なり、この文部等の祖は、漢土百濟より歸化せし者にて、その後裔御代く、史籍の事に預り仕へ奉りし故、文の姓を賜はりたり、東西は、この氏の人々の、住居せる地を以て稱ひしにて（大和河内は、大和の皇居の東

西に方るを以てかく書けるなり）、忌寸はカバ子なり、カバ子とは、其姓氏を崇いふ稱なり

謹請皇天上帝。三極大君。日月星辰。八方諸神。司命司籍。左東王父。右西王母。五方五帝。四時四氣。捧以銀人。請除禍災。捧以金刀。請延帝祚。呪曰。東至扶桑。西至虞淵。南至炎光。北至弱水。千城百國。精治萬歲萬歲萬歲。

謹請は、文部の謹みて次の神々に祈り請ふあり○皇天上帝り、支那にて天上主宰の神をいふ稱なり（下にいふ神々皆支那の稱號を用ゐたることこゝに同ト）○三極大君は、三公に象りたる、三台星といふ星を主る神をいふ○日月星辰は、聞ゆるが如し、辰とは、星の運り行くに宿る所をいふ、それも、各主る神ある故、その神に請ひ祈るなり○八方諸神は、多くの神々を總稱したるなり○左東王父 東王父は、蓬萊山にある神にて、陽氣の神なり ○右西王母 西王母は崑崙山の金城

に居て、陰氣の神なり○五方五帝 此は、東西南北中央の五方を主る神にて、その名を皇伯、皇仲、皇叔、皇季、皇少といへり○四時四氣とは、春夏秋冬の氣節を主る神をいふ、その名を、大皞春炎帝夏少皞秋顓頊冬といへり○捧以銀人請除禍災は、文部の、金銀の塗り人形を天皇に獻りて、禍災を祓ひ除けむことを、神祇に祈請するとなり(金人のことは、本文になけれど、四時祭式に金銀塗人像各二枚とあれば、獻るものなること明かなり)○捧以金刀請延帝祚こゝも、金装銀装の刀を獻りて、寶祚の萬歲を祈請するとなり、上に銀人といひ、こゝに金刀といへるにても、互文なることを知るべし、さてかく獻れば、天皇御息を吹きかけて下し給ふ、これ禍災を攘ひ、寶祚を延べ奉る呪術なり ○呪曰東至扶桑 此れより呪文なり、扶桑は、東方の極にて、日の出る國の名なり(扶桑とは、外國よりわが國をいひしこと、先哲の考あれど今は畧す)○西至虞淵 虞淵は、西方の極をいひて、日の入る所なり○南至炎光 炎光は、南海中にある國なり○北至弱水 弱水は、西北方にある地なり、かく四方の國の極をいふ、境廣く地大く、天皇の

天下を治め給はむことを祈る意なり○千城百國、精治、萬歲萬歲萬歲 此は、天皇の多くの宮城國土を、平安に治め給ひて、幾萬年も變りなくましまさむことを、祝し祈る言なり、抑、この呪文は、文部の人々の、漢土の風にならひて作りたるもの故、わが國には、もの遠く益なきこと多ければ、今はたゞ大意をのみ注へり

○鎮火祭

この火災を防がむ爲めに、六月十二月の晦日の夜行はる、御祭なり、卜部の人々、内裏の四隅にて、火を鑽り出し、神事を行ふ、ホは火なり、火神を齋ひ鎮め、火災を防ぐ祭なる故、鎮火祭といへるなり

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命
 波豐葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止天下所寄奉
 志時爾事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎
 伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國島能八十

島乎生給比。八百萬神等乎生給比。麻奈弟子爾。火結神
 生給比。美保止被燒。石隱坐。夜七夜晝七日。吾乎奈見
 給比。會。吾奈妖乃命止申給比。支。此七日爾。波不足。氏隱坐
 事奇止。氏見所行須時。火乎生給比。御保止乎所燒坐。支。如
 是時爾。吾名妖乃命能。吾乎見給比。布奈止申乎。吾乎見阿波
 多志給比。津止申給比。吾名妖能命波。上津國乎所知。食倍
 志。吾波下津國乎所知。牟止白。氏石隱給比。與美津枚坂爾
 至坐。氏所思。食久。吾名妖能所知。食上津國爾。心惡子乎
 生置。氏來奴止宣。氏返坐。氏更生。子。水神。匏。川。菜。埴。山。姫
 四種物乎生給比。此能心惡子。乃心荒比。會波。水神。匏。埴。山
 姫。川。菜。乎。持。氏。鎮。奉。禮。止。事。教。悟。給。支。依。此。氏。稱。辭。竟。奉。者。

皇御孫能朝廷爾。御心一速比給波。志止爲氏。進物波。明妙
 照妙和妙。荒妙。五色物乎備奉。氏。青海原爾。住物者。緒廣物
 緒狹物。奧津海菜邊。津海菜爾。至萬氏爾。御酒者。懸邊高知。
 懸腹滿雙。氏和稻荒稻爾。至萬氏爾。如橫山置高成。氏天津
 祝詞乃太祝詞事。以氏稱辭。竟奉久止申。

高天原爾神留坐。皇親神漏義神漏美能命持。氏は、祈年祭の條に注へり。○皇御孫
 命波。豐葦原乃水穗國乎云々。天下所寄奉。志時爾は、大殿祭の條に注へり。○事寄奉
 志。天津詞太詞事乎。以氏申久は、天照大御神、高皇產靈神の、皇孫に天下を任せ給
 ひし時、仰せ授けになりし祝詞の言を以て申すといふ意にて、その詞は、次の神伊
 佐奈伎伊佐奈美乃命云々といふところより、鎮奉禮止事教悟給支までを指す
 なり、天津詞太詞事は、六月大祓の條に注へり。○神伊佐奈伎伊佐奈美乃命。神は
 尊稱言にて、二神にかゝれり、イザナとは、此二神相互に誘ひ助けて、國を修理し

給ひし故かく申すなり、キは君の義にて男神の尊稱言、ミハ女の義にて女神の尊稱言あり○妹背二柱嫁繼給氏イモセフタバシラトツギタマヒテは、御夫婦の二神、婚ひましてといふ意なり、イモセは、男女相並びたる時の稱にて、男をセといひ、女をイモといふ、トツギは男女婚姻することの古言なり○國乃八十國島能八十島平生給比クニノヤソククニシマンヤソクシマチウシタマヒは、多くの國多くの島を生み給ひとなり、八十は、例の數多きをいふ言なり○八百萬神等平生給比ヤホヨロソノカミタチウシタマヒは、八百萬も、たゞ數多きをいふあり○麻奈弟子爾火結神生給氏マナオトゴニホムスビノカミチウシタマヒは、一番末の子に、火神を生み給ひてなり、マナオトゴは眞之弟子の義にて、マナは一番先を眞先といふ如く、最末の弟をいふ、ホムスビは、火産靈の義にて、火は萬物を生育せしむる徳あるものあれば、かく稱へしなり○美保止被燒氏石隠坐氏は、伊邪那美命、火神を産み給ひしにより、火の勢にて、御陰所を燒かれて、石屋に隠れ坐しましてとなり、ヤカエは、燒れの古言なり、イハガクリは、石屋に籠りませるをいふ○夜七ヨヒハナスカアチナミタマヒソアガチセ夜晝七日吾乎奈見給比ヨヒハナスカアチナミタマヒソアガチセ吾奈妹乃命止申給比ミコトトマシタマヒ伎ヒキは、伊邪那美命の、伊邪那岐命に向ひて、今かく石屋に閉ぢ籠ります故、七晝七夜の間、わが居る所を見給ふな、吾

夫の命よといひ給たりとの意なり、アヲナミタマヒソは吾を見給ふこと勿れといふ義にて、ソは乞ひ願ふ意の助辭なり、アガチセは吾汝兄の義にて、伊邪那岐命を尊み親みて詔ふ御言あり、さて女神のかく約し給ひしは、火神を産み給ふ狀の醜カガチき態を、夫の君に見せまじとの御用意なり○此七日爾波不足氏コノナカニハタラズ隱坐事奇止氏カクリマスコトアヤシト見所行須時は、女神の見給ふなど申し給ひし七日を経ざる内に、石屋に閉ぢ籠り居給ふとを、不審に御思して、その狀を見給ふ時にといふ意なり、今迄かく引籠りてましくし事などもあらざりし故、伊邪那岐神、七日の日數を経るを待ちわび給ひたるなるべし、ミソナハスは、見給ふといふ意の古言なり○火平生給氏ヒチウシタマヒ御保止ミホト乎ホ所燒坐チヤカエマシキ支シこは、伊邪那岐命の見給ひし時、女神は石屋の中にて、火神を産み給ひ、その火の爲に御隱所を燒き傷はれてましくたるをいふ、火平生給氏は、上條の火結神生給氏とあるに同じ事あり、上には、その事柄を記し、こゝには、伊邪那岐神の見給ひしさまをいふ也○如是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎カハルトキニアガチセノミコトノアチミタマフナトマシタラフ見阿波多志給比津止申給氏は、その時、伊邪那美命男神に向ひて、兼てより吾

が引き籠れる間は、吾を見給ふなど申せるものを、その言に違ひて、吾を見辱かしめ給ひたりと申し給ひてといふ意なり、ミアハタシは、隠れ居るを無情に顯はし出す義なるへし○吾名妹能命波上津國氏所知食倍志吾波下津國乎所知半止白氏は、伊邪那美命、更に男神に向ひて、夫の君はこの國を治め給ふべし、吾は夜見國を統べ治めむと給ひてといふ意なり、上津國は、この國をいひ、下津國は、夜見國をいふ、そはこの國は上の方にあり、夜見國は下の底の方にあればなり、ベシ又シラムは、いづれも後の事を、以後はかく致さむといふ意にて詔ふ御言なり、さて此國を去り、夜見國に行き給はむとするは、男神の御産を見給ひしことを、辱ぢ恨み給ひしによれるなり○石隠給氏與美津枚坂爾至坐氏所思食久 此は、男神に面を合せ給ふことを辱ぢて、そのまゝ、石屋に隠れ給ひしが、遂に夜見國に行きまゝをひとて、與美津枚坂まで到り給ひて、火神のことを氣遣ひ、その防ぎ業をせむと思召したるあり、ヨミツヒラサカは、夜見の平坂といふ義にて、夜見國とこの國との堺にある坂の名なり。オモホシメサクは、思召といふに同じきを、スを延ばして

下に續けむ爲め、サクといへるにて、御思召すにはといふ意なり○吾名妹能命所知食上津國爾は、上條に註へるが如く、この國にといふ意なり○心惡子乎生置氏來奴止宣氏は、いち速く惡ぶる子を生子残して來たりと、伊邪那美神の詔ひてといふ意にて、上の吾名妹能命より來奴までは、伊邪那美神の御言也、コ、ロアシキコとは、火神を指して詔へるにて、その性質の健くはげしくて、忽ち荒び給ふをいふなり、さてかく詔へるは、この國の害とやらんことを氣遣ひ給ひてなり○返坐氏更生子は、平坂よりこの國に戻り給ひて、改めて御子を生子給ふとなり、御子とは、下の四種の物をいふ○水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氏 水神は、日本紀に罔象女とある是なり、匏は、蔓草の實にて、水を汲むものなり（俗に柄杓と云は、ヒサゴを訛れるあり）川菜も、草にて水苔とも河苔ともいひて、よく水を含むものなり、埴山姫は土の神なり、この四種の物を生子給ひて、火神の御荒びを防ぐ方法を教へ給へるあり○此能心惡子乃心荒比替波水神匏埴山姫川菜乎持氏 鎮奉禮止事教悟給支 此は、右の四種の物を用うべき方法を教へ給へるあり

り、若し火神の、荒びすさぶ事せば、水神は匏を持ち、埴山姫は川菜を持ちて、その荒びを防ぎ鎮め申せと言ひ付け知らせ給ひたりといふ意なり、アラビンバハ、荒び爲ばの義也○此依氏コレニヨリテ稱辭竟奉者皇御孫能朝廷爾御心一速比給波志止爲氏は、右の御教言によりて、鎮火の御祭をなし、稱辭申すは、今上天皇の御世に、御心荒く災わらせ給はぬ様、和め鎮め奉らむ爲めに、御供物を種々進るといふ意なり

○進物 波明妙照妙和妙荒妙五色物は、廣瀬大忌祭の條に注へり○和稻荒稻も、同じ條に注へり、其他は、祈年祭の條に注へるが如し○天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申は、上に天都詞太詞事乎以氏申久といへるを結びたるにて、かく天津祝詞によりて、鎮火の御祭を申すとの意なり

○道饗祭

こは、内裏四隅の外廓の道上にて、六月十二月の晦日に行はる、疫鬼邪神等の、京城に入り來る者を、道上に饗を供へ、遮り遏むる神事なる故、道饗祭といふ、恒例は右の如くなれど、流行病などある時は、臨時にも行はるゝなり、こも卜部の人の

仕へ奉る事なり

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申氏辭竟奉久波根國底國與里麤備疎備來物爾相率相口會事無氏下行者下乎守理上往者上乎守理夜之守日之守爾守奉齋奉禮止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉御酒者甍邊高知甍腹滿雙氏汁爾母穎爾母山野爾住物者毛能和物毛能荒物青海原爾住物者鱒乃廣物鱒乃狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏爾橫山之如久置所足氏進宇豆乃幣帛乎平氣久聞食氏大八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏皇御孫命乎堅磐爾

常磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申又親王王等臣等百
官人等天下公民爾至萬氏爾平久齋給部止神官天津祝
詞乃太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申

高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉は、天上にて天神等が御議ありて、この國を統治めしめ給ひし天皇の勅命にて、御祭を仕へ奉り、御徳を稱讚し奉るといふ意あり、高天之原爾事始氏とは、天皇のこの國を治め給ふ事は、その始め天
上にて天神等の御議ひに基きたるものなるを以て、かくいふなり、皇御孫之命止
は、皇御孫の御言にてといふ義あり○大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾
申久は、大道の數多き衢に、多くの石の如く立ち塞がりて、邪鬼を防ぎて坐す大神
等の御前に申すとの意あり、ヤチマタは、彌衢にて、道筋の幾條にも分れたるとこ
ろをいふ、湯津磐村之如久塞坐は、祈年祭の條に注へり○八衢比古八衢比賣は、多
くの衢に坐して邪神を防ぎ止め給ふ義あり、この神は、道反大神と申して、伊邪那

岐命、夜見國より歸りませる時、跡を追ひ來し邪鬼等を、黄泉平坂にて、防ぎ止め
給ひたる神あり、それ故、この神を道上に祭りて邪鬼の來るを止むるなり○久那
斗 この神も、同ト時、伊邪那岐神の投げ棄て給へる御杖に因りてなりませる神
にて、その時邪神等に、これより此方へは來など詔ひしにより、かく稱へ申せるな
り、クナドは來莫處の義あり○根國底國與里纒備疎備來物爾 此は、夜見國より
荒び來る邪鬼をいふ、根國底國とは、この國の根の方底の方にある國といふ義に
て、夜見國をいふ稱なり、この世の禍事は、夜見國より起り來る故、かくいふなり
○相率相口會事無氏下行者下平守理云々夜之守日之守爾守奉齋奉禮登こ
は、御門祭と祈年祭との條に注へり、さて上の八衢比古八衢比賣といふところよ
り、この守奉齋奉禮までは、天神の御教言にて、鎮火祭の條に、鎮奉禮止事教
悟給支とあるに同トきを、この詞を略したるなり○進幣帛者明妙照妙和妙
荒妙爾云々より以下は、祈年祭を始め所々に注へり○又親王王等臣等云々齋
給部は、親王諸王百官萬民等迄も、禍事なく無事平安なる様、御守護下されといふ

意なり○神宮カムツカサ 此は、この御祭を預り行ふ下部ソラベをいふ○天津祝詞アヒツノリト乃太祝詞事フツノリト乎以ホトチ氏云々ウヂノクニ 此の、鎮火祭の條に注へるが如し、こゝは、上の大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久とあるより守奉齋奉禮止とあるまでの文を指していへるなり

○大嘗祭オホニヘマツリ

こゝに大嘗祭とあるは、天皇御一代に一度行はせらるゝ、踐祈大嘗の御祭にはあらず、毎年の新嘗祭をいふなり、然るを、大嘗と記されたるは、古の稱のまゝなるにて、古は毎年のをも、御一代一度のをも、共に大嘗といひたるによるなり、さて新嘗祭は、毎年十一月中の卯日ウツヒ、天皇其年の新稻を食し給ふに付、神祇官にて、大社三百四座の御祭行はるゝをいふ、そは、神達の御恵により、豊かに稔りたる稻穀を、天皇の食し給ふ故、その御禮の爲め、新稻を獻る御祭なり、ニヒナへは新饗ニヒナヘの字の意なり

集侍神主祝部等諸聞食登宣ウコナハレルカムスシハナリドモモロクキコシメセ

高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷タカマノハラニカムツヅリマホスミチガムツカムロギカムロミンモチチアマツヤシロクニツヤシロトシキ
坐留皇神等前爾白久今年十一月中卯日爾天都御食乃マセルスメガミダチンマヘニマチサククコトシンシモツキノナカツツノヒニアマツミケナ
長御食能遠御食登皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾皇神ナガミケノホトホミケトスミミヤノミコトノオホニヘキコシメサムダメノユエニスメガミ
等相宇豆乃比奉氏堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸タナニヒツヅノヒマツリチカキハニトキハニイハヒマツリイカヅミヨニサキハ
閉奉牟止依志氏千秋五百秋爾平久安久聞食氏豐明爾ヘマツリムトヨサシチアキイホアキニダヒラケクヤスラケクキコシメシチトヨノアカリニ
明坐牟皇御孫命能宇豆能幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾アカリマサムスメミヤノミコトノウツヅノミシラケクチアカルダヘタルダヘニキダヘアラダヘニ
備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣ソナヘマツリチアサヒントヨサカノホリニタヘヘマツラクモロクキコシメセ

集侍神主祝部等諸聞食登宣 此は祈年祭の條に註へるが如く、三百四座の社の神主祝部の人々の、幣帛を受け取らむ爲め、神祇官に集り居る故、中臣氏その人々に向ひて、新嘗祭をなすべき勅命を聞き給へど申し聞かすなり○高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷坐留皇神等前爾白久も、祈年祭の條に註へり但し、こゝの皇神は、大社三百四座の神々を申すなり、敷坐留のシ

キは、シリと同じく、その地の社を領知給ふ義なれば、敷坐留は御鎮座あるといは
 むが如し○今年十一月中卯日爾コトシノシノモツキノナカウラノヒニ 此は、その年の十一月に三度ある卯日の中に當
 る日をいふ、若し、月の内に卯日二度なる時は、下の日を用ゐらるゝなり、爾は、下
 の大嘗聞食牟へかゝる助辭なり○天都御食乃長御食能遠御食登は、天國の御食、
 長く食し給ふべき御食遠く食し給ふべき御食として、天皇の新穀を食し給ふとい
 ふ意にて、新嘗の御食を祝ぎて申せるなり、アマツミケとは、天上の御食といふ義
 にて、わが國の稻穂は、もと天神の、天皇に天津御膳と食し給へと詔（此詔、下條
 の中臣壽詞に見えたり）ありて、授け給ひしものなれば、かく申すなり○皇御孫命
 乃大嘗聞食牟為故爾は、十一月中の卯日に、新穀を天都御食の長御食の遠御食
 として、天皇の食し給はむとする故にといふ意にて、かく食し給はむとするは、皇
 神等の稻穀を稔らしめ給ひし故なれば、その爲め、今日御祭をなす由を申し上ぐ
 るなり、故に、此句は、次にもつゞき、又下の皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎云々備奉
 氏といふところにもかゝる句なり、大嘗聞食とは、其年の初穂を食し給ふことに

て、後世の新嘗に當ること、上條に註へるが如し○皇神等相宇豆乃比奉氏は、今
 日御祭をなす二百四座の神達が、祈り申したる願を御納受ありて、御惠を下され
 て、天皇に稻穀を授け給へりといふ意なり、アヒウツノヒとは、わが方より申す言
 に感じて、祈願通り神々の惠を垂れ給ふ義にて、納受し給ふといふに當れり、さ
 て、こゝは祈年祭に稻穀を豊饒ならしめ給へと、祈りし詞を納受し給ひたるをい
 ふなり○堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉牟登依志氏は、天皇の御代を末長
 く變りなき様御守り下され、隆盛の御世にある様幸へ下されむと、稻穀を寄せ授
 け給ふによりてといふ意なり、ヨサシテは、依志賜布爾依氏といふ義に見るべし、
 その寄せ給ふ物は、即ち新嘗に食し給ふ稻穀なり○千秋五百秋爾平久安久聞
 食氏豐明爾明坐牟 此は、皇神の寄せ賜ふ稻穀を、千年も萬年も變りなく、平安
 に食し給ひて、御顔色の赤く麗はしくなり給はむ、其の天皇の幣帛を奉ると下へ
 つゞく意なり、千秋五百秋は、千年萬年など云に同ト、爾は、至るまでにの意あり、
 豐明爾明坐牟とは、新嘗の御食御酒を食し給ひて、其氣によりて、天皇の、御

顔色の赤く麗はしくなり給ふをいふ、かく語を重ねるは、神議爾議、伊豆乃千別爾
千別なぞいふに同じく、古文の一格なり○皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙照妙和
妙荒妙爾備奉氏は、天皇の献る壯嚴の幣帛を、山川原野の物より、布帛の類に至
るまでも取り整へ、神等の御前に奉り置きて、御祭を申すと云意なり、爾は、至る
までの意なること例の如し、明妙照妙和妙荒妙は、祈年祭の條に註へり○朝日豊
榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣は、今日の朝日の榮え登る刻限に、かく神等
の御祭をなす状を、社々の多くの神主祝部の人達に聞き知り給へと申し聞かすと
いふ意なり

事別忌部能弱肩爾太繼取挂氏持由麻波利仕奉禮留幣
帛乎神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣。

改め、神主祝部等に向ひて、忌部の清まはりて造り奉る、天皇の幣帛を受取りて、
漏らし落すことなく、鄭重に己が社に獻れと申し聞かす意なり

○鎮御魂齋戸祭 中宮春宮齋 戸祭亦同

こは、毎年十一月鎮魂祭のをり、結びたる天皇の御魂緒を、十二月神祇官の西院に
鎮め祭らむ爲めに行はる、御祭なり、イハヒドは齋處の義にて、神祇官の西院
なる八神殿に並びて建てり、之を齋部殿とも祝殿ともいへり、此の御祭は定りた
る日限はなく、吉日を擇びて行はる、なり、分注に中宮春宮齋戸祭亦同とあるは、
中宮春宮の御魂緒を鎮め祭る御祭も、同時に行はる、由を断れるなり

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇
御孫之命波豊葦原能水穗國乎安國止定奉氏下津磐根
爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御
蔭止稱辭竟奉氏奉御衣波上下備奉氏宇豆乃幣帛波
明妙照妙和妙荒妙五色物御酒波懸邊高知懸腹滿雙氏

山野物波甘菜辛菜青海原物波。鱒廣物鱒狹物。奥津海菜
 邊津海菜爾至萬氏爾雜物乎。如横山置高成氏。獻留宇豆
 乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。平久聞食氏。皇良我朝廷乎。
 常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給氏。自此十二月始
 來十二月爾至萬氏爾平久御坐所爾御坐給止。今年十二
 月某日齋比鎮奉止申。

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎。以氏云々安國止定奉氏は、天照
 大御神高皇產靈神の仰せにて、皇孫は水穗國を安き國と無事に統へ治め給へと申
 して、寄せ授け御定め下されてといふ意なり、安國止の下に誤脱あるべし、さてこ
 ゝまでは御代の始をいひ、下の文は西院の齋戸殿のことを申すにて、さて、かく天
 神の勅命により、瑞穗國を統治し給ふ天皇の稱辭竟奉氏とつゞく意なるべし○
 下津磐根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏は、齋戸殿の御事を申すなり、

齋戸殿は、堅固に壯嚴にて天を覆ひ日を覆ふ宮と、天皇の御稱讚申して御祭遊ば
 すに付きてといふ意なり○奉 御衣波上下備奉氏は、献上する御衣服の、上も
 下も取り整へて、御供へ申すといふ意なり、上どの、常の御衣をいひ、下とは天皇
 皇太子のは御袴、中宮のは御裳をいふ、この御衣服は、天皇等の着給ふと同一製の
 ものにて、かく御供へ申して後、この御殿に鎮め置くなるべし(三代實錄に、偷兒
 開神祇官西院齋戸神殿盜取三所齋戸衣並主上結御魂緒等とあるは、この御
 衣なり)○宇豆能幣帛波云々御酒波云々山野物波云々青海原物波云々爾至萬氏
 は、祈年祭の條に注へり○雜物乎如横山置高成氏獻留宇豆能幣帛乎安幣帛
 能足幣帛止平久聞食氏は、右の如き種々の物を、山の如くに大神の御前に高く
 積み置きて献上する天皇の嚴しく大なる御供物を、めでたき幣帛として無事に受
 け入れ給ひてといふ意なり○皇我朝廷乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉
 給氏は、祈年祭の條に注へり○自此十二月始來十二月爾至萬氏爾平久御坐
 所令御坐給止今年十二月某日齋比鎮奉止申 此は、今年の十二月より、來

年の十二月御鎮魂の御祭をなすまで、無事安穩にこの御殿の御坐所に御魂のまします様なし下されど、大神に祈りて、今年の十二月吉日に御魂緒を鎮奉ると申すといふ意なり、オホマシマストコロは、御魂緒の御在所にて、即ち齋戸殿をいふなり

○伊勢太神宮

これより伊勢の太神宮に申す祝詞を載せられたる故、前の祝詞と區別して、かく記されたるなり、天照大御神の御神体は、もと天上より皇孫の、わが國に降ります時、大御神の御靈として授け給へる八咫の御鏡なり、崇神天皇の六年、始て宮中を出し奉りて大和の笠縫邑に遷し祭られしが、垂仁天皇二十五年、大御神の御教によりて、今の伊勢國度會郡五十鈴の川上に鎮め奉り申せるなり（太神宮を、普通には音にてダイジングウとよめども、正しくはオホミカミノミヤと申し奉るべきことなり）

○二月祈年六月十二月月次祭

これは、二月の祈年祭と、六月十二月の月次祭とに、朝廷より中臣氏を御使として、太神宮へ遣はし、幣帛を獻らるゝ時、申させ給ふ祝詞にて、詞を少し換ふるのみにて、三の御祭皆同じ文なる故、合せてかく題したるなり

天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾稱辭竟奉留皇太神能大前爾申久常毛進流二月祈年月次之辭相換大幣帛乎某官位姓名乎爲使天令捧持進給布御命乎申給久止申

○天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾稱辭竟奉留皇太神能大前爾申久は、天皇の勅命にて、度會郡宇治郷の五十鈴川の川上の大宮に齋さ祭る天照大御神の御前に、白し上ぐといふ意なり、御命以氏は、大前爾申久へかゝる文なり、下津石根爾の下に、大宮柱太敷立天などいふ言を略したり○常毛進流二月祈年大幣帛乎は、毎年の恒例により、天皇の御供へ申す祈年祭の幣帛をといふ

意也、オホミテグラは、宇豆乃幣帛などいふに同トク、澤山に取り整へたる御供物をいふなり。○月次祭、唯以六月月次之辭相換とい、月次祭の時申す祝詞の文には、常毛進留六月月次大幣帛乎とあすよしを断られるなり、十二月月次の事はなけれど、同トク書き換ふるなり。○某官位姓名乎爲使氏は、天皇の中臣を御使となされてといふ意にて、御使の役をなす人の官位姓名を記すなり、この御使には、五位以上の中臣をトひて宛らるゝなり。○令捧持氏進給布御命乎申給久止申は、幣帛を御使に持ち捧げさせて、御前に獻り給ふ天皇の勅命を、大御神に申し給ふと申すといふ意なり。

○豊受宮

こは、いはゆる外宮也、外宮は豊受比賣神の鎮り坐す宮なる故、かく申すなり、トユケはトヨウケのヨウの約りてユとされるなり、この神は、もと丹波國比治の眞奈井原(後に丹後に入る)に御鎮座ありしが、雄略天皇二十一年、天照太御神の御悟によりて、伊勢に遷し奉れるあり、さて、この祝詞は、祈年祭月次祭の時の奉幣

使の申すものなること、太神宮に同じ

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾辭稱竟奉流。豊受皇神爾申久常毛進流二月祈年。月次祭唯以六月大幣帛乎某官位姓名乎爲使天。令捧持氏進給布御命乎申給久止申。

度會乃山田原乃云々。こは、豊受大神は、度會郡沼木郷山田原に齋き祭る神なる故、かく申すなり。○豊受皇神。皇神は、大神と同じく尊稱言なること、祈年祭の條に註へるが如し、その他は、すべて大神宮の文と異なる義なし。

○四月神衣祭

こは、神服部麻績連等が織りたる御衣を、大御神に御供へ申す御祭にて、四月九月の十四日に行はる、神服部等が織るは絹の御衣、麻績連が織るは麻の御衣也、大御

神に御衣を献る祭なれば、神衣祭といへるなり、さてこの御祭は、外宮にては行はれず

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千
木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申久服織
麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進
事乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣禰宜内人稱唯

度會乃宇治五十鈴川上爾云々天照坐皇大神乃大前爾申久は、既に註へるが如し、

この祝詞は、宮司の申すものにて、天皇の申し給ふにあらざる故、天皇我御命といふとをいはさるなり、天照坐皇太神は、天照大御神と申すに同じ、アマテラスといふも、天上にて照り耀きて坐す義の御名なれば、アマテラシマスとは、その御本義を稱へしなり○服織ハ服織連といひて、織物を織る職掌の者なり、ハトリはハタオリのタオの約まりてトとなれるあり、この連は、伊勢國多氣郡服部郷に住

居したり○麻績は麻績連といひて、麻を績みて、布を織る者なり、ヲミはヲウミの畧言なり、これは氣多郡麻績村に住居せり○常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申は、毎年定まりて織るところの絹布麻布の御衣を、獻る事のよしを申し上ぐといふとの意なり、ツカハマツルとは、大御神の御爲に布を織るをいふ、ハタノミンは、布の儘の御衣といふ義にて、ハタとい、布帛類の總稱なり、匹のま、裁縫せずして進る故かくいふなり○荒祭宮爾毛如是白天進登宣こは宮司の禰宜内人等に對ひて云詞なり、荒祭宮にも、この通に申して、御供へ申されよといひ聞かすといふ意なり、荒祭宮は、大神御の荒御魂を齋き祭れる別宮なり
○禰宜内人稱唯は、宮司のいひしことを禰宜内人が承知したるよしの返事をなすなり、禰宜内人は、共に宮司の下役なり、子ギとは、神に願言を申すといふ義にてかく名づけ、ウチビトは、常に神の御前に在りて立働人なれば、神に親しき義にてかくいへるなり

○六月月次祭十二月

准此

こゝに載せられたるは、前に見えたる御祭と同じ時の祝詞なれど、前のは、御使の
中臣氏の申し、この祝詞は、太神宮の宮司が申すなり

度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾

千木高知天稱竟辭奉留天照坐皇太神乃大前爾申進留

天津祝詞乃大祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣禰宜内

禰宜内人等共

天津祝詞乃太祝詞とは、次にある天皇我御命爾坐御壽乎云々といふ文を指すな

り、天津祝詞乃太祝詞とは、もと天神の皇孫に授け給へる祝詞を云稱されど、すべ

ての祝詞もこれに倣ひて、神々に白すものなる故、いづれの祝詞をも稱へてかく

は申すなり○神主部物忌等諸とは、禰宜内人物忌等の人々をいふ、へは群の義に

て、多くある神主の人々也、物忌は、神饌を調理する職にて、荒木田氏の女子也○

聞食止宣は、天皇の勅命にて大御神に白す祝詞を、神主の人々にも聞き給へど、宮

司の申し聞かするにて、御祭の旨を知らしむるなり

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐

堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給

比百官人等天下四方國能百姓爾至萬天長平久作食留

五穀乎毛豐爾令榮給比護惠比幸給止三郡國國處處

爾寄奉禮留神戶人等能常毛進留御調絲由貴能御酒御

贄乎如横山置足成天大中臣太玉串爾隱侍天今年六月

十七日乃朝日乃豐榮登爾稱申事乎神主部物忌等諸聞

食止宣神主部荒祭宮月讀宮爾毛如是久申進止宣神主部亦

唯稱

天皇我御命爾坐、春日祭の條に註へる如く、天皇の勅のまゝにといふ意にて、下

文の稱申へ係れるあり○御壽乎オホミイナチナナガノ手長乃御壽止オホミイナチトエツイハムコトクニキハニカキハニイカソミヨ湯津如磐村常磐堅磐爾伊賀志御世ニサキハハタマヒ爾幸開給比は、天皇の御壽命を、不足かく長き御壽命にて、多くの岩の變りなき様に坐しめ、隆盛の御世にある様、幸へ下されといふ意なり、下の護惠比幸給止とある止にて受け、下に續く文義也、○阿禮坐皇子等乎マモリメグヒサキハハタマヘト毛惠給比は、生れ給ふ天皇の御子達をも、御恵み下されといふ意にて、下に續くこと前にいへるが如し、アレマスは、生れ給ふといふ義の古言なり○百官人等天下四方國能百ヒ、ソツカサヒトクチアメンシタロモソクニ、オホミタカラニイタルマデナガク姓爾至萬天長タヒラケク平久は、朝廷に仕へ奉る人等より、國々の百姓に至るまでも、長久平安なる様御守り下されといふ意にて、句を隔て、護惠比幸給にかゝるなり○作食留五穀ツクリタフルイツ、ノクナツツシ乎毛豐爾合榮給比は、人民の耕作もし、食しもする五穀をも、豊饒にある様生ひ立たしめ下されといふ意あり、五穀は、龍田風神祭の條に註へり、ダブルは、今喰ふことをダブルといふと同じ義なり○護惠比幸給止は、上の文を總べ括りていへるにて、御守り下され、御恵み下され、幸へ下されと、願言申して、御祭をなし給ふよしなり○三郡國々處々爾寄奉禮留神戸人等能は、伊勢國の三郡を始め、諸國諸

所にありて、大御神に、天皇の御寄進申せる神戸の人々のと云意なり、三郡は、伊勢國度會郡、多氣郡、飯野郡なり、神戸とは、天皇より、大御神に御寄進になりたる民戸にて、大御神の御田を作り、調庸を獻る人々をいふ（大御神の御田は、大和の宇陀郡に二町、伊賀の伊賀町に二町、伊勢の内右の三郡の外、桑名、鈴鹿、阿濃、登志等の郡々合せて、四十二町一段あり、この他、神戸は、大和に五十戸、伊賀に二十戸、志摩に六十六戸、尾張に四十戸、參河に二十戸、遠江に四十戸あり）○常毛進留は、毎年恒例として、神戸の人々より獻上すといふ意にて、下の御贄にまでかゝる語あり○御調絲は、神戸より、大御神の御供給に獻る絲なり○由貴能御酒御贄は齋み清まはり作りたる、御酒及び御贄の物なり、いづれの神に獻る物も、清淨に取扱ふには相違なければ、この大神宮のは、殊に清まはり慎みて作る故、ユキとは稱ふ也、さてこの御酒は、白色黒色の酒等あり、御贄とは海川山野の物をいふなり○如横山置足成天ハ、山の如く御前に備へて、積み置きてなり（足成は高成の誤かと思はるれど、行事記に置所足氏とあれば、暫く正訓に據りてタラハシと訓むべ

し)○大中臣太玉申爾隱侍オホナカトミフタマクシニカクリハベリシ天は、禰宜の捧げ持ちて献りたるフトタマグシの蔭に、宮司の大中臣氏が、覆オホはれ居てといふ意なり、太玉申フトタマクシは、賢木の枝サカキに木綿ユフを付けたるものあり、玉串はタムケ串といふ義にて、神に御供へ申す串をいふ稱なり(一説に、もと神に獻る串には、玉をつけたる故玉串と稱ひしが、轉トては着けざる串をも美めていへるなりと)○稱申事オホヘマシコトナ乎は、御神徳を稱讚ホウサンして、御祭申す事柄といふ意なり、稱申の上に、この宮の神嘗祭の祝詞には、天津祝詞乃太祝詞辭乎の十字あり、かれとこれとは粗同ホト文なれば、こは脱オちたるあるべし○神主部物忌等イミトモロクキコシメセト諸聞食止宣は、宮司の神主等に申し聞かすといふ意なり、神主部物忌等は上條に注へり○荒祭宮月讀宮アラマツリノミヤツクヨミノミヤニモ爾毛カクマチシテマツレトナル如是久申進止宣カクマチシテマツレトナルとは、別宮の荒祭宮と月讀宮とにも、この通に申して、御供物を進れど、宮司の神主等に申し聞かすあり、月讀宮は、月夜見命を鎮め祭れる宮にて、大御神の別宮なり

○九月神嘗祭オホツクヨミノミヤツクヨミノミヤニモ

これは、大御神に、今年之初穂を進る御祭にて、十七日に行はる、大神宮の御祭中、殊に大切なる御祭なる故、朝廷にても、諸役所に休暇を與へ、嚴重なる御儀式ありて、奉幣使を遣はさる、その御使は、諸王一人に、中臣齋部各一人を副へらる、この祝詞は、その御使に白さしめ給ふ祝詞なり

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱竟辭奉流スメミコトノオホミコトモチテイセノワタラヒノイスマンカハノヘニダヘゴトナヘマツル
 天照坐皇大神能大前爾アマテラシマスオホミカミノオホマヘニマチシタマハク給久常毛進流ツチモダテマツル九月之神嘗乃ナガツキノカムナメノ
 大幣帛乎某官某位某王中臣某官某位某姓名乎オホミチツラチソレンツカサソレンクワサソレンオホキミナカトミソレンツカサソレンクワサナニガシツカヒトシ爲使兵ツカヒトシ
 忌部弱肩爾太禰取懸持齋波里令捧持氏進給布御命乎イミベノヨリガダニニフトダスキトリカケテモトユバハリサマゲモダシメテダナマツリタマフオホミコト
 申給久止申マチシタマハクマナス

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流天照坐皇大神能大前爾スメミコトノオホミコトモチテイセノワタラヒノイスマンカハノヘニダヘゴトナヘマツル進給久は、前條に注へり○常毛進流ツチモダテマツル九月之神嘗乃大幣帛乎は、九月の神嘗祭に毎年天皇の進り給ふ鄭重の御供物をといふ意なり、乎の下に、今年毛といふ語を入れて見るべし○某官某位某王は、御使の王の御名なり、御使に

は、諸王五位以上の人をトひ定めて遣はさる○中臣某官某位某姓名ナカトミツレンツカサソレンクヲ非ナニガシ 此は、御使に遣はされたる神祇官の中臣の官位姓名なり○忌部弱肩爾イミベノヨリガタニ 太禰取懸持齋フトダスキトリカケテモチ 波里令捧持氏ハリサ、ゲモダシメテ は、忌み清まはりたる御使の忌部に、幣帛を持ち捧げしめ給ふをいふ

○豊受宮同祭

こゝは、外宮神嘗祭のをり、勅使の白す祝詞なり、この御祭は、太神宮の御祭の前日、即ち九月十六日に行はる、勅使は、内宮のと同入なり

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉流皇神前爾スメテガオミミコトモチテワタラヒヤマダノハラニダヘゴトナヘマツル 皇神前爾スメガミノマヘ 申給久常毛進留九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某王マシシタマハクツチモダテマツルナカクツキノカミナメノオホミテグラナソレンツカサソレンクヲ非ナニガシ 中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太禰取懸持ナカトミツレンツカサソレンクヲ非ナニガシナツカヒトシテイミベノヨリガタニフトダスキトリカケテモチ 齋波理令捧持氏進給布御命乎申給久止申エマハリリサ、ゲモダシメテダテマツリタマフオホミコトナマナシタマハクマナス 皇神前爾申給久スメガミノマヘニマシシタマハク 皇神は大神といふに同じく、豊受比賣命を尊崇して申すなり

り、さてこの餘は、前條の祝詞に注へり

○同神嘗祭

この御祭は、上條の九月神嘗祭とあるところに注へるが如し、同じ御祭に白す祝詞なれど、上に載せられたるは、奉幣使に申さしめ給ふもの、これは、勅命を受けて、宮司の申す祝詞なり、又この文中には、天照坐皇大神乃大前爾アマテラシマスメオホミカミノオホマヘニマシシタマツル 申進留マシシタマツル どのみあれど、外宮にも申すものにて、その時は、豊受大神に申す由の文に書き換ふるなり

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原ソダラヒニウツヂニイソノカハノヘニオホミヤバシテフトシキダテダカマツハラ 爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇太神乃大前爾ニチキダカシリテタヘゴトナヘマツルアマテラシマスメオホミカミノオホマヘニマシシタマツ 留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣ルアマツツノリトノフトノリトナカムスシベモノイミドモモロクキコシメセト 宣ノル 内人チノヒト 等共トモトモニ 稱唯ヲトモトモニ

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐
 堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給
 比百官人等天下四方國乃百姓爾至萬天長平久護惠美
 幸倍給止三郡國處處寄奉禮留神戶人等能常毛進留
 由紀能御酒御贄懸稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成
 天大中臣太玉串爾隱侍天今年九月十七日朝日豊榮登
 爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞
 食止宣禰宜内人荒祭宮月讀宮爾毛如此久申進止宣神主部共稱唯
 懸稅千稅餘五百稅とは、御供へ申す多くの稻穂をいふ、懸稅は、穂のまゝなる
 稻なり、カケといふ故は、御供へ申すに、大宮の玉垣に懸け下げおくによりてなり

○この餘は、すべて太神宮六月月次祭の條に注へり

○齋内親王奉入時

こは、齋内親王を太神宮に仕へ奉らしめ給ふ時、その由を申さる、祝詞あり、齋
 内親王とは、太神宮に齋を傳く皇女といふ義なり、天皇御即位の始、未だ婚嫁し給
 はざる皇女一人をトひ定め、これを齋内親王となして奉らせ給ふなり、この内親
 王定り給へば、野宮といふに三年間、忌み清まはりて、末の年の九月の始、伊勢に
 降り給ひ、神嘗祭のをり、始めて仕へ奉り給ふなり

進神嘗幣一詞申畢次即申云辭別氏申給久今進流
 齋内親王波依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定
 氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐
 爾平氣久安久御座志米武止御杖代止進給布御命乎大
 中臣茂梓中取持氏恐美恐美毛申給久止申

進^{イカサマツル}神^{カミ}嘗^{ツク}幣^ヒ詞^{コト}申^{マカシ}畢^{マツル}次^{ツギ}即^ス申^{マカシ}云^{イハ}ば、神^{カミ}嘗^{ツク}祭^{マツル}の幣^ヒ帛^ヒを進^{イカサマツル}る祝^{イハヒ}詞^{コト}を白^{シラセ}し
 畢^{マツル}へて後^{ノチ}、續^{ツヅ}きて次^{ツギ}の詞^{コト}を申^{マカシ}すといふ意^イにて、これ^{コト}は題^チ號^{ゴウ}なり、次^{ツギ}の詞^{コト}を奏^{ソウ}するは
 御^{ミコト}使^{ツケ}の中^{ナカ}臣^シなり○辭^{コト}別^{ワケ}氏^{ノミ}申^{マカシ}給^{タマハク}久^{キウ}り、詞^{コト}を別^{ワケ}段^{ダン}に改^カめて申^{マカシ}し上^ウぐといふ意^イなり、
 この詞^{コト}は、も^モと神^{カミ}嘗^{ツク}祭^{マツル}詞^{コト}の末^{マツ}にありて、その辭^{コト}別^{ワケ}の詞^{コト}なりしが、後^{ノチ}に今^{イマ}の如^カく分^ワ
 けられしもの故^ユ、その時^{トキ}のまゝにてか^カくあるなり○今^{イマ}進^{イカサマツル}流^{リウ} 齋^{イハヒ}内^{ノミ}親^{ミコト}王^{ノミ}波^ハ この
 波^ハの字^ジは乎^カの誤^アならむ、もしこのまゝにては、下^{シモ}の進^{イカサマツル}給^{タマハク}事^{コト}波^ハの波^ハと重^{オモ}かりて
 聞^キえ難^ガし、差^サ上^ウげて大^{オホ}神^{カミ}に仕^シへ奉^{ホウ}らしめ給^{タマハク}ふ齋^{イハヒ}内^{ノミ}親^{ミコト}王^{ノミ}をといふ意^イにて、下^{シモ}の御^ミ杖^{ツヱ}
 代^{シロ}止^{サメ}定^マ氏^{ノミ}といふところにか^カゝれるなり○依^ヨ恒^{コト}例^レ氏^{ノミ}三^ミ年^{ネン}齋^{イハヒ}比^ヒ清^{キヨ}麻^マ波^ハ理^リ氏^{ノミ}は、御^ミ
 代^{シロ}の例^レによりて、三^ミ年^{ネン}間^{カン}野^ノ宮^{ミヤ}にま^マしませしめ、清^{キヨ}淨^{ジュウ}に齋^{イハヒ}み慎^{ツツ}ましめてといふ
 意^イなり○御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}止^{サメ}定^マ氏^{ノミ}進^{イカサマツル}給^{タマハク}事^{コト}波^ハは、大^{オホ}御^ミ神^{カミ}の御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}と取^{トル}極^{キョク}めて、齋^{イハヒ}内^{ノミ}親^{ミコト}王^{ノミ}を
 進^{イカサマツル}り給^{タマハク}ふ故^ユはといふ意^イなり、御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}は、唯^タに御^ミ杖^{ツヱ}のと也^{ナリ}、シロ^{シロ}は禮^{レイ}代^{ダイ}、物^{モノ}實^{ジツ}などい
 ふシロ^{シロ}と同^{ドウ}義^ギにて、其^{ソノ}の物^{モノ}をいふなり、か^カく申^{マカシ}す故^ユは、大^{オホ}御^ミ神^{カミ}の御^ミ手^テに附^ツきて、
 御^ミ祭^{マツル}事^{コト}をな^ナし給^{タマハク}へばなり○皇^{スミ}御^ミ孫^{ミマ}之^ノ尊^{ミミ}乎^{ナリ}天^{アメ}地^{ツチ}月^{ツキ}日^ヒ止^{トモ}共^ニ爾^ニ常^{トキ}磐^{イハ}壁^{カキ}磐^{イハ}爾^ニ平^{ヒラ}氣^キ久^{キウ}安^{ヤス}久^{キウ}
 安^{ヤス}久^{キウ}

御^ミ座^マ志^シ米^メ武^ム止^トは、大^{オホ}御^ミ神^{カミ}の御^ミ守^{モリ}護^ゴにより、天^{アメ}皇^{ノミ}を天^{アメ}地^{ツチ}日^{ツキ}月^ヒと諸^{シヨ}共^ニに、長^{ナガ}く變^カりか^カく
 平^ヘ安^{ヤス}に坐^マさしめむとして、進^{イカサマツル}り給^{タマハク}ふとの意^イなり、上^ウの御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}止^{サメ}定^マ氏^{ノミ}進^{イカサマツル}給^{タマハク}事^{コト}波^ハとあ
 るを、こゝの御^ミ坐^マ志^シ米^メ武^ムにて結^{ムス}びたるなり○御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}止^{サメ}定^マ氏^{ノミ}進^{イカサマツル}給^{タマハク}布^フ御^ミ命^{ノミ}乎^{ナリ}大^{オホ}中^{ナカ}臣^シ
 茂^{イカサマツル}杵^ホ中^{ナカ}取^{トル}持^チ氏^{ノミ}恐^{カシ}美^ミ恐^{カシ}美^ミ母^{ハハ}申^{マカシ}給^{タマハク}久^{キウ}登^ト申^{マカシ}は、大^{オホ}御^ミ神^{カミ}の御^ミ杖^{ツヱ}代^{シロ}として、進^{イカサマツル}り給^{タマハク}ふ天^{アメ}皇^{ノミ}
 の仰^{オホ}を、御^ミ使^{ツケ}の大^{オホ}中^{ナカ}臣^シ承^{ウケ}はりて、大^{オホ}神^{カミ}と天^{アメ}皇^{ノミ}との御^ミ中^{ナカ}を取^{トル}り持^チち恐^{カシ}れ慎^{ツツ}みて申^{マカシ}
 し上^ウぐといふ意^イなり、茂^{イカサマツル}杵^ホ中^{ナカ}取^{トル}持^チ氏^{ノミ}とは、嚴^{イカ}めしき杵^ホを執^{ツク}るに中^{ナカ}を持^チつが如^カく、
 神^{カミ}と君^{キミ}との御^ミ中^{ナカ}に立^タちて、いづれの御^ミ爲^ミをも宜^{ヨシ}き様^{サマ}にな^ナすをいふ、中^{ナカ}臣^シは、天^{アメ}神^{ノミ}の
 仰^{オホ}せにて、神^{カミ}と君^{キミ}との御^ミ中^{ナカ}を取^{トル}り持^チつ職^{シヨク}なれば、か^カくいふなり

○遷^{ウツシマツル}奉^{ホウ}太^{オホ}神^{カミ}宮^{ミヤ}祝^{イハヒ}詞^{コト} 豊^{トユ}受^{ウケ}宮^{ミヤ} 准^{ツケ}此^{コト}

こは、太^{オホ}神^{カミ}宮^{ミヤ}の御^ミ造^{ツクリ}營^{エイ}畢^{マツル}はりて遷^{ウツシマツル}し奉^{ホウ}る時^{トキ}、御^ミ使^{ツケ}の申^{マカシ}す祝^{イハヒ}詞^{コト}なり、豊^{トユ}受^{ウケ}宮^{ミヤ}も亦^モこの
 詞^{コト}を用^{ツク}ゐらる、内^{ウチ}宮^{ミヤ}外^{ソト}宮^{ミヤ}は、二^ニ十^{ジュウ}年^{ネン}に一^{ヒト}度^{タビ}造^{ツクリ}り替^カへらるゝなり、御^ミ遷^{ウツシマツル}宮^{ミヤ}は、落^{ラク}成^{セイ}の年^{ネン}
 の九^ク月^{ゲツ}なり(外^{ソト}宮^{ミヤ}は十^{ジュウ}五^ゴ日^{ニチ}、内^{ウチ}宮^{ミヤ}は十^{ジュウ}六^{ロク}日^{ニチ}に行^イはる)

皇御孫命能御命乎以氏皇太御神能大前爾申給久常乃
例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十
四種神寶廿一種乎儲備天祓清賣持忌波理氏預供奉辨
官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久止申。

常乃例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏は、定れる制によりて、廿年に一度
宮殿を新造し奉りてといふ意なり、この制の定れるは、天武天皇の御代なり、その
後變りなければ、常乃例爾依氏といへり○雜御裝束物五十四種とは、神殿を
装ひ飾る種々の品物、合せて五十四種なり、この品物の名は、太神宮式に載られた
れば、就きて見るべし○神寶廿一種乎儲備天は、右の五十四種と、この御調
度の物廿一種を取り儲け整へてといふ意にて、この寶物の名も、太神宮式に見え
たり○祓清賣持忌波理氏は、御裝束物と神寶とを奉る前に祓ひ清め忌み慎みてと
云意にて、下の進給狀乎とあるところにかゝるなり○預供奉辨官某位某姓

名乎差使氏は、御裝束物神寶の事に預りて仕奉る辨官を勅使としてといふ意な
り、凡これを送り奉る御使は、太政官より七人、神祇官より四人あり、こゝには、其
中の辨大夫一人の姓名を白すなり

○遷却崇神祭

この祭は、流行病、又は度々災異などある時、その祟をあす神を、京都の外に遷し
出し和げ靜むる爲に行はるゝ神事なり、それ故、某の神と定りたる神もなく臨時
に行はるゝなり

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏
天之高市爾八百萬神等乎神集集給比神議議給氏我皇
御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎安國止平氣久所知食
止天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氏
天降所寄奉志時爾誰神乎先遣波志水穗國能荒振神等

乎神攘攘平氣武止神議議給時爾諸神等皆量申久天穗
 日之命乎遣而平氣武止申支是以天降遣時爾此神波返
 言不申氏次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言不申又遣
 志天若彥毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支
 是以天津神能御言以氏更量給氏經津主命健雷命二
 柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘給比神和和給
 氏語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏皇御孫之尊乎天
 降所寄奉支如此久天降所寄奉志四方之國中止大倭日
 高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天
 之原爾千木高知氏天之御蔭日之御蔭止仕奉氏安國止
 平氣久所知食武皇御孫之尊乃天御舍之內仁坐須皇神

等波荒備給比健備給比崇給事無志氏高天之原爾始志
 事乎神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾直志給比氏
 自此地波四方乎見霽山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇
 須波伎坐世止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏見
 明物止鏡翫物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出
 物止御馬御酒者麤戶高知麤腹滿雙氏米爾毛穎爾毛山
 爾住物者毛乃和物毛能荒物大野原爾生物者甘菜辛菜
 青海原爾住物者緒廣物緒狹物奧津海菜邊津海菜爾至
 萬氏爾橫山之如久几物爾置所足氏奉留宇豆乃幣帛乎
 皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止平久聞食氏崇
 給比健備給事無之氏山川之廣久清地爾遷出坐氏神奈

我良嶺坐世止稱辭竟奉止申。

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏の、天上に御留り遊ばし
て、皇孫命の、この國を治め給ふべき萬の事柄を御始めなされし、天照大御神、高
皇產靈神の勅命にてといふ意あり、事始給志は道饗祭の條に注へり○天之高市
の、天上に在りて、神々の集會し給ふ場所也、タケチハ高市の義にてイチとは、四
方より人々の集り來る所をいふ稱也○八百萬神等乎神集集給比神議々給氏
云云は、六月大祓の條に注へり○天降所寄奉志時爾は、天照大御神、高皇產靈神
の、皇孫を天降し、この國を寄せ授け給ひし時にといふ意あり、○神攘攘平氣武止
神議々給時爾は、皇祖二神の、八百萬神に誰の神をこの國に下して、邪神等を
追ひ拂ひ服從せしめむと、議り給ふ時にといふ意なり○諸神等皆量申久は、
八百萬神等の皇祖に申し上げ給ふと也○此神波返言不申氏は、天穗日之命の復命
をなされずしてといふ意にて、こは、この命、大國主神を無事に静め從はせむと心
を盡し給ひしにより、久しくこの國に留りて居給ひしを、かくいへるにて、全く復

命をされざりしにはあらず、カヘリゴトは、歸言の義にて、仰せ付になりたる事
を奇し卒りし後、歸りてその由を申すをいふ○健三熊之命毛隨父事氏返言不
申は、次に遣はし給ひし健三熊之命も、その父穗日命の言付に任せて、復命せずと
いふ意なり、父事は、父穗日命の言なり、健三熊之命は、古事記に見ゆる建比良
鳥命と同神なるべし○又遣志天若彦毛返言不申この事は、日本紀古事記に詳
なり、大國主神の女、下照比賣を娶りて、この國を奪はむと思ひし故、復命せざ
りしなり○高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支は、空飛ぶ鳥の災によりて直に死し
たりとの意なり、高津鳥の、六月大祓の條に注へり、立處は、立ちて居る場所を去
らずといふ義にて、忽ち死にたるをいふ、身亡は、死すといふ義の古言なり、こは、
天神の遣はし給ひし雉を、天若彦の射たるに、その矢天上に到りしかば、天神突き
返へし給へり、その矢、天若彦の胸に當りて死にたるとをいふ、天神の返し給ひし
矢なれど、雉を射たるものあるにより、高津鳥の殃といへり○是以天津神能御言
以氏更量給氏は、右の如くあるにより、天照大御神、高皇產靈神の勅命にて、八百

萬神に御相談ありて、改めてといふ意なり、更サレハ最給ハカリ氏は議り給ひて更にといふ意なり○經津主神健雷神二柱神等天降給比氏フツスシノカミタカミカツチノカミフタバシランカミタチアマクダシタマヒテこの二神は、後に鹿島、香取に鎮りまし、大神なり○荒振神等平神攘々給比神和々給氏アラアルカミイサカミハラヒクダマヒカムヤムシヤハシタマヒテ氏は、邪神等を討ち攘ひ、服従せしめ給ひしをいふ○語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏云々は、六月大祓の條に注へり○天之御蔭日之御蔭止仕奉氏は、祈年祭の條に注へる如く、天を覆ふ物、日を覆ふ物と宮殿を造り奉りてといふ意なり、此の文の下に、かの詞には瑞乃御舍平仕奉氏とわれども、こゝは下文に御殿の事をいふ故、略したる也○安國止平氣久所知食武皇御孫之尊乃天御舍之内仁坐須皇神等波は、安き國と、この國を無事に統治し給ふべき天皇の御殿の内に、鎮ります大神達はといふ意なり○荒備給比健備給比崇給事無志氏は、何の神も荒れすさび猛り給ひ災異をなし給ふとなく坐々してといふ意なり、崇タカとは、神々の御心に協はぬ事などありて、災異を示し給ふをいふ○高天之原爾始志事乎神奈我良毛所知食氏は、皇祖のこの國を平安に治め給へと詔ありて、授け給ひし事柄を、神の御知識のまゝによく知り

給ひてといふ意あり○神直日大直日爾直志給比氏は、悪しき事をも神の大らかなる御心にて、見直し聞直し、御心を和げ給ひてといふ意あり、直日は、悪しき事を直し正し給ふ靈ミタマといふ義にて、悪を善に直し給ふ神の御徳をいふあり、神又大は、神の御上のことなれば、尊崇していへるなり○自此地波四方平見霧山川能清地爾遷出坐氏は、この宮殿内より遷り出で給ひて、四方を見晴し給ひ得べき山あり川ある清淨なる地に坐してといふ意なり、ミハルカスは四方の見渡さるゝをいひ、山川能清地とは、景色のよき場所をいふ○吾地止宇須波伎坐世止は、その良き地を、崇り給ふ神の坐す所として、領知なして坐せといふ意あり、ウスハキはウシハキと同トク、其處を巳が儘にするをいふ、ウシは主の義、ハキは刀を佩く意と、同じく、我身に着くるとをいふ、此宇須波伎坐世止も、道饗祭に、守奉齋奉とある同格なりと知るべし、○明妙照妙和妙荒妙は、祈年祭の條に注へり○見明物止鏡翫物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止御馬フキラムルモノトカミミゼテアツアモノトタマイハチツモノトユミヤウチタツモノトタチハセイツルモノトミウマこは、獻る物につき、その用をいへるにて、鏡は打ち向ひて形を明に見る物、玉は慰ナグサにな

さるゝ物、弓矢は射放ち給ふ物、太刀は物を断ち切り給ふ物、馬は乗りて馳け出し給ふ物として、御供へ申すといふ意なり、ミシモノハミモノの義なり、見をミシといふは、聞をキコシ知をシラジなといふ格の古言なり、モテアソブは、持ち遊ぶの義なり○米附毛ヨチニモカヒニモ穎附毛ヒネニモは、稻穀を米ながらにも、粃ながらにといふ意なり、ヨチは和稻と同じく、粃を除き去りたる米をいふ○山附住物者毛ヤマニモ乃和物毛ニモ乃荒物ハラモノハ、鳥獸をいふ○大野原オホノハラニ生物者オフルモノハ甘辛菜アマナカラナは、野菜をいふ○青海原アヲミンハラニ住物者スルモノハ鰭廣物ハダニヒロモノハ鰭狭物ササモノ云々は、魚類海菜類をいふ○几物ツクエシロニ附置所オキタラハンテ足氏オキタラハンテは、供物の臺に充分に積み満たせてとの意也、ツクエシロは唯に机のとなり(もとツクエとは杯居の義なれば、食器などを載するものゝ名あり)○皇神等スメラミタマノ乃御心ミココロモ明爾アカラカニは、大神等の御心にも、明かに御祭り申す事の状を知り給ひてといふ意なり○安幣帛能足幣帛止平久聞ヤスミツクランタリミツクランタラヒラケクキコシ食氏メシテは、天皇の進オシマツり給ふ御供物を、滞トヤコホりなき充分の幣帛と、無事に受け入れ給ひてといふ意なり○祟給比健備タ、リタマヒタケビ給事無之タマフコトナケンテ山ヤマ川カハ之ノ廣久ヒロク清地キヨキトコロニ爾遷出坐ウツリイデマシテ氏神カミナガラモシツマリイマセト我良鎮座世止タ、ハイトサハマツラクトマナス稱辭竟奉久申カミナリマツラクトマナス 此は、上條に注へるが如く、祟り荒び給ふこと

となくして、景色よき地に遷り給ひて、神にますまゝに、その地を預知して歸り給ふ意といふ意なり、

○遣唐使一時奉幣

これは、遣唐使といひて、支那に使を遣はさるゝ時、船を出す前に、神祇官の役人を攝津國住吉神社に遣はされ、幣帛を奉らるゝ爲の祝詞なり、この神ハ、船を守り給ふのみならず、三韓征伐の時、わが國の軍を助け給ひしこともありて、國威を輝かし給ふ様、御守護ある神なれば、かく奉幣せらるゝなり

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾
 申賜久大唐爾使遣佐牟止爲爾依船居無氏播磨國與理
 船乘爲氏使者遣佐牟止所念行間爾皇神命以氏船居波
 吾作牟止教悟給比支教悟給比那我良船居作給部禮波
 悦己備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧持氏進奉

久止申

住吉爾稱辭竟奉留とは、攝津國住吉郡住吉神社に齋き祭れるをいふ(住吉を後世スミヨシと訓めど、吉は古必ずエと訓みし字なれば、スミノエと訓むべし)○皇神等は、底筒男、中筒男、上筒男の三座あり、この三神は、神功皇后三韓を征伐せられて御歸國の時、住吉津に御鎮座ありて、往來の船を守るべしと詔ひし故、仰に従ひこゝに祀られしなり、その後神功皇后をも祀られて、四座の神となれり○大唐爾使遣 佐牟止爲爾は、唐に使者を遣り給はむとするにといふ意なり、大唐とは、彼國を尊敬して、いはれたるやう見ゆれど、こはたゞ時のいひならはしによられたるものなるべし、さてこれより以下の事實は、昔ありし事にて吉々例あれば、御代々々その時申したる祝詞を用ゐられしものなり○依船居無氏は、船を泊めおくべき湊無き故にといふ意にて、こは、難波の津などの差障ありし時のことなるべし、フナズエは、船を据ゑ置く場所をいふ○播磨國典理船乗爲氏は、播磨國の湊より、船を乗り出さしめてなり、この湊は、播磨の室津なるべし○使者遣所 佐牟止

念行間爾

の御思召す中にといふ意也、オモホシオコナハスは、御思召といふに同じ、こゝに使者とあるは、上に使遣 佐牟止とあるに同じく、遣唐使をいふなり○皇神命以氏船居波吾作牟止教悟給比支は、住吉の大神の仰せにて、船居は吾作り遣らむと、御悟し下されたりといふ意あり、キは過去の事にいふ助辭なり○教悟給比那我良船居作給部禮波は、御告げ知らせになりたるまゝ、船居を作り給ひしによりといふ意なり、ナガラは神隨のナガラと同じく、まゝにといふ義なり○悦日備嘉志美 こは悦ばしく嘉しく天皇の思ひ給ひしあり、ウレシミのミは、俗にサニといふに同じ意なり○禮代乃幣帛は、御禮の幣帛あり、○官位姓名 こゝには、奉幣使に宛てられし神祇官の役人の官位姓名をしるすあり

出雲國造神賀詞

出雲國造者穗日命之後也

この詞は、出雲國造が新に任せられたる後、朝廷に出で、奏聞する賀詞なり、

國造新任の式は、朝廷にて行はる、その時幸負物と名けて種々の物を賜はり、歸國して齋ひ慎み、出雲の神々を祭ること一年、京に登りて神寶を獻り、この詞を奏聞す、さて又歸國して更に齋ひ慎むこと前の如くにて再上京して、この詞を奏聞す、この度の後齋といふ、合せて二度なり、さて出雲國造は、分註にもある如く、天穗日命の子孫にて、代々出雲の大社の祭祀を掌る者あり、クニノミヤツコは、國々にある御臣といふ義にて、古はその國の政治を執りしものなり、カムヨゴトは、御代を祝ぎ賀ふ目出度詞といふ義にて、神代の古事によりて、祝ぐ詞なる故、カムと尊稱したるなり

八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾。出雲國國造姓名恐美恐美毛申賜久挂麻久毛畏岐明御神止大八島國所知食須天皇命乃大御世乎手長能大御世止齋止若後者加爲氏出雲國乃青垣山内爾下津石根爾宮柱太敷立後字

氏高天原爾千木高知坐須伊射那伎乃日眞名子加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神乎始天百八十六社坐皇神等乎某甲我弱肩爾太襪取挂天伊都幣能緒結天乃美賀祕冠利天伊豆能眞屋爾麤草乎伊豆能席登刈敷支氏伊都閉黒益之天能麴和爾齋許母利氏志都宮爾志靜米仕奉氏朝日能豐榮登爾伊波比乃返言能神賀吉詞奏賜波久登奏

八十日日波在止毛今日能生日能足日爾は、多くの日はあれども、生き榮え満ち足るといふ今日の日にといふ意なり、神賀詞を奏する日は、神祇官の長官がトひ定めたる吉日なる故、かくいへるなり、八十は、たゞ數の多きことなり○出雲國國造姓名 此は、この詞を奏する、その時の國造が自身の姓名を申すなり ○挂麻久毛畏岐は、言にかけて申さむも、恐れ多しといふ意なり ○明御神止大八嶋國所

知食須^{シメス}天皇命^{スミラミコトノ}乃大御世^{オホミヨト}乎^ナ、大八島國^{オホヤシマクニ}を統^スべ治^スめ給^スふ活神^{イキガミ}にてまします天皇の御世^{ミヨ}をといふ意なり、アキツミカミは、現神の義にて、神等は、大概目に見えぬものなれど、天皇は目に見えてまします故に、現に目に見えてまします神といふ義にて、かく申せるなり止の助辭の下に、座氏^{イハシ}あどの言を省きて含ませたり、○手長能^{テナガノ}大御世^{オホミヨ}止齋^{トイハフト}止爲^シ氏は、満ち足りて長く榮ゆる大御代にゐる様、祝^ホぎ齋^{イハ}ふ業としてといふ意にて、その業とは、次に見ゆる出雲の神々の御祭をなす事なり、さて、今^{イマ}かく齋^{イハ}ひ祭る本をいへば、天神^{ツク}が國造^{クニノミヤツコ}の祖先穗日命^{ホヒノ}に、大國主神^{オホクニヌシノカミ}を鎮^{シツ}め祀^{マツ}りて、皇孫^{スメミマ}の御代を守り奉れと仰せ給ひし御主意を受けて、代々の國造も、變りなく御祭をなし、御代の榮を祈るなり○若^{モシ}後齋^{ノチイハフト}時^{トキ}者^{モノ}加^カ後字^{ノチジ}は、後齋の折に、この詞を申す時は、後といふ字を加ふる由也、されど、これは祝祠考に、後の字の下に齋の字を脱^{オト}せるにて、齋^{イハフト}後齋^{ノチイハフト}止爲^シ氏^ノとわるべきなりと、云はれたるが如くなるべし、後に齋^{イハフト}としてといひては語調^{ゴトバト、ノ}は不覺^{フカシ}ゆ○出雲國^{イツセノクニ}乃青垣山^{アヲガキヤマ}内^{ウチ}下津石根^{シタヅシノネ}爾宮^{ニシメミヤ}柱^{ハシラフトシキダ}太敷立^{フタシタテ}云々は、出雲國の山の内に、宮造りて鎮りますといふ意にて、須佐之

男命^{オホナノ}と、大穴持命^{オホアナモチノ}との宮をいふなり、アヲガキとは、山の、垣根^{イハ}あどの様に界をなし、生^イえたる樹木の青々と見ゆるさまをいへるあり○伊射那伎^{イサナギ}乃日眞名子^{ヒマナコ}は、伊邪那伎命^{イサナギノミコト}の殊^イに愛^{アイ}し給ひし御子といふ義なり、ヒは比古などの比と同じく尊稱言、マナゴハ、愛子の意の古言なり、須佐之男命は、生れ給ひし時、伊邪那岐命^{イサナギハヒメノミコト}の珍子^{ウツシノミコ}と詔^{ミコト}ひて、殊に寵愛し給ひし御子なる故、かく申すなり○加夫呂伎熊野大神^{カブロキクマノノオホカミ}櫛御氣野命^{クシミケノミコト}は、出雲國意宇郡熊野山^{イツセノクニイウノ郡クマノヤマ}にまします、須佐之男命の御靈^{ミタマ}を申す御名あり、カハロキは、カムロギと同トく、神祖といふ義の古言也、出雲國の、大穴持神のまします地なる故、その祖先に當る須佐之男命を、國人の尊稱してかく申すなり、クシミケヌは、奇御木主^{クシミキヌ}といふ義の御名にて、須佐之男命の、木を殖^ツゑそだて給ひし、奇^{クシ}しき功^{イサ}を稱^メへ申せるなり○國作坐志^{クニツクリマシシ}大穴持命^{オホアナモチノミコト}は、この國土^{クニツチ}を經^{ツク}り營^{イト}み給ひし大穴持命といふ意なり、大穴持といふ御名の義は(穴は名の借字)多く名を持ち給へる由の尊稱言あり、すべて古は、功德^{アチ}の顯^アはるゝまゝに名をつけたるもの故、名を多く持つは功の多きなり、故にこの神の功多きを稱へて、大名持とは申

せるなり、杵築大社にましますは、此の神也○二柱神乎始天は、須佐之男命大穴持命の二神を始としてあり、○百八十六社坐皇神等乎は、出雲の國に御鎮座ある、百八十六社の神々達をといふ意にて、下の志都宮爾志静米仕奉天とある所に續く詞あり、この間の詞は、皆これらの神を齋ひ祭る時の在状をいへるなり、さて百八十六社は、この神賀詞を申したる時の官社の數あり○某甲我弱肩爾太禰取掛天は、何某が肩に禰をかけてなり、禰をかくとは、祭に立働く状をいへるなり、弱肩云々は、祈年祭の條に註へり、何某といひて姓名を申す所には、大概姓名どかさたり、然るにこゝに某甲とかさしは、たゞ名のみを申す所なるが故なるべし○伊都幣能緒結天乃美賀秘冠利天は、祓ひ清めたる木綿を結びて、頭に冠りてといふ意にて、木綿鬘をつけたる形容言なり、イツヌサノヲとは、穢を去り、清くしたる木綿の緒をいふ、ヌサは、何にても神に獻る物をいふ名なれど、こゝは神に獻ると同じ品物なる故、獻るには非れどもかくいへるあり、天乃美賀秘の秘は、氣の誤なるべし、アミノミカゲとは上を蔽ふ物をいへるなり、カソフリテは、木綿を

頭につくると、蔽ふ物として冠ふる由にいひなせるなり、さてかゝるありさまをなして、志都宮の御祭を仕へ奉るなり ○伊豆能眞屋爾巖草乎伊豆能席登刈敷支天は、新しき草を刈り來りて筵とあし、清淨なる殿舎に敷き設けてといふ意なり、イツノマヤは、神饌を調理する屋舎をいへるなるべし、そこは清め祓ひたる所なる故、かくいへるなり、アラクサとは、山野に生ひ立ちたるまゝにて、人手に觸れぬ新しき草をいふ、○伊都爾黒益之天能恵和爾齋許母利氏は、嚴食の底に火を燒きて神饌を調理し、天の甕に神酒を作らむとして、伊豆の眞屋の内に引き籠りてといふ意なり、イツベクロマシは、神饌を煮る爲め火を燒くにより、鍋類の底の煤づきて、黒くなるをいふ(クロマシは、黒くすることあれど、態々黒くするにはあらで、神饌を煮る故自然黒くなるなり)ミカワは、ミカといふに同じく、甕の事なり、齋許母利氏は、眞屋の内に齋ひ慎み籠るにて、その籠るは、神饌神酒を調理する爲あり、さて上の伊都幣能緒結といふ詞よりこゝまでは、志都宮に神々を祭る時の状をいへるにて、冠利氏、刈敷支天、齋許母利氏の氏といふ所より、こゝの詞

に續けて見るべし、尙こゝまでの大意をいはゞ、天皇の御代の隆盛を祈らむ爲めに、二柱の神を始として、出雲の國內の百八十六社の神々を、國造が種々の物を作り備へ、志都宮にて齋き奉り、御祭を申したりとなり○志都宮爾志靜米仕奉氏は、志都宮に神々を齋ひ鎮め御祭をなし終てといふ意あり、シツミヤは、靜かに安らかなる宮の義なり○朝日能豊榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏は、今日の吉日の朝日の登る頃に、滞りなく御祭をなし卒へたる復命の爲め、神賀吉詞を奏聞すと申し上げるといふ意あり、伊波比乃返事とは、初め國造の任せられたる時、天皇より負幸物を賜ひて、御代の隆盛を祈る様仰せ付けられ(儀式等に仰せ付けらるゝ事は見えざれど、負幸物を賜ふは、この御意なり)し事を、あし卒へたる由の復命をいふ(カヘリゴトの義は崇神遷却祝祠の條に注へり)さてその歸り言の詞は、即ち神賀吉詞なり、神賀吉詞とは、神代の古事により、大御代を賀き祝ふ目出度詞といふ義あり、初よりこゝまでは、序にて、吉詞を奏聞する理由を述べたるなり

高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國
 乎事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見爾遣
 時爾天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返
 事申給久豊葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支夜波
 如火瓮光神在利石根木立青水沫毛事問天荒國在利然
 毛鎮平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏
 己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副天天降遣天荒布留
 神等乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯
 事令事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大
 倭國申天己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛穗玉
 命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐己命乃御子阿遲須

伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鳴能神奈備爾坐事代主
 命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐賀夜奈流美命乃御魂
 乎飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命能近守神登貢置天八百
 丹杵築宮爾靜坐支是爾親神魯伎神魯美乃命宣久汝天
 穗比命波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比
 奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾供齋
 若後齋時仕奉氏朝日乃豊榮登爾神乃禮自利臣能禮自
 者加後字
 登御禱乃神寶獻良久止奏白玉能大御白髮坐赤玉能御
 阿加良毗坐青玉能水江玉乃行相爾明御神登大八島國
 所知食天皇命能手長大御世乎御橫刀廣爾誅堅米白御
 馬能前足爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱乎上津

石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之振立流事波耳能彌高
 爾天下乎所知食左牟事志太米白鶴乃生御調能玩物登
 倭文能大御心毛多親爾彼方能古川岸此方能古川岸爾
 生立若水沼間能彌若叡爾御若叡坐須須伎振遠止美乃
 水乃彌乎知爾御衰知坐麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波
 留志天見行事能已登久明御神能大八島國乎天地月日
 等共爾安久平久知行牟事能志太米止御禱神寶乎擎持
 氏神禮自利臣禮自登恐彌恐彌毛天津次能神賀吉詞白
 賜久登奏

○高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時は、
 高天原にまします、神祖高御産靈神、御産靈命の、皇孫に我國を治むる事を寄せ任

せ給ひし時にどの意あり、タカマは高天原をいひ、カプロは、前のカプロギと同
 トく、神祖といふ字の意の古言なり、避は、依といふ字の誤なるへし○出雲臣等我
 遠祖天、穗比命乎國體見爾 遣時爾は、出雲臣達が先祖の天穗比命を、この國
 の様子を見に下し給ひたる時にといふ意なり、出雲臣は、出雲氏をいへるなり、出
 雲の臣下といふ義にはあらず、クニガタは國の在狀にて、治りたるか、亂れたる
 か、いかなる様子をなし居るかを、見に下し給へるなり○天能八重雲乎押別氏天
 翔國翔氏 天下乎見廻返事申給久は、幾重も重りたる雲を排き別け、空を
 翔り行きて、この國を見廻はりて、産靈神に復命をなされていふにはといふ意な
 り、天翔國翔氏は、空を飛行したるを、天と國との二つに別けて、詞を對せしめら
 るあり、されどかくいへるにて、力を盡し給ひしさまも知られたり○晝波如五月
 蠅水沸支い、晝間は、荒ぶる神達が、五月頃の蠅立ち騒く如く、皆々起り立つとい
 ふ意あり、サバへは五月頃の蠅あり、その頃の蠅は、うるさく飛び廻るもの故、邪
 神等の起りたる狀に譬へていへるなり、水は、借字にて皆の義あり○夜波如火瓮
 光 神在利は、瓮の中にて燃す火などの如く、光を放ち飛び廻はる荒ぶる神等が
 ありとの意、火瓮は、瓮の中にて燃す火にて、その狀圓ある故、邪神の光を放つに
 似たるなるべし○石根木立青水沫毛 事問天は、岩石や木の切株の類、水の沫をど
 も言をいひ放ちてといふ意なり、青水沫は、青は水の色をいひ、ミナワはミヅノア
 ワのツを略き、ノアを約めたるなり、事問の、六月大祓の條に註へり○荒國在利
 は、荒れ亂れたる國ありといへるにて、上より述べたる、水穗國の總べての狀を括
 りていひしあり○然毛 鎮平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米牟止申氏は、か
 く騒しき國なれども、鎮まらせ從へて、安穩の國として、皇孫に統べ治め申させむ
 ど、産靈神に申し上げてといふ意なり、豊葦原乃瑞穗國より、この平久所知坐之米
 牟止まで穗日命の語なり、シロシマサシメムは、知ろし看しまさせむといふ詞
 を略していへる也○己命 兒天夷鳥 命爾布都怒志命乎副天降遣天は、穗日
 命が、わか子天夷鳥命に、布都怒志命を副へ附けて、この國を鎮定せむ爲に降し
 遣はしてとなり、さて此時、この神等を下し遣はし給ひしは、天神の仰なるを、か

くいひたるは、主として穗日命が取計らひし故なるべし、又武雷神も下りしな
 れど、こゝには略きたるなるべし○荒布留神等乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天
 は、立騒き居たる邪神共を追ひ撥ひ従へ、國を經り營給ひし大巳貴神をも、平和に
 静まらせてといふ意なり、コビは、氣に逆らはず機嫌をとるをいふ○大八島國現
 事顯事令事避支は、この國土を始め、世を治むる業を、皆皇孫に譲り申さしめた
 るをいふ、ウツシゴトもアラハゴトも同ト義にて、共に目に見えぬ幽冥の事に對
 して、顯はれ居る世の中の事なり○皇御孫命乃静坐奉大倭國申天は、大穴持命
 の、大倭國は皇孫の天降り給へる後には、住居し給ふべき國なりと申し給ひてと
 いふ意なり、かく申し給ふをりは、未だ皇孫の大和にましまさぬ時なれど、必ず都
 となし給ふべく思ひ給ひし故、御魂を留めて守護の神となされしなり○己命和
 魂乎八咫鏡爾取託天は、御自身の平和の徳ある御魂を、八咫鏡に寄り馮かせて、
 御靈代とあされてあり、この八咫鏡爾取託天といふ詞は、下の三神までへかゝり
 たり、ニギミタマとは、平和に穩かなる働さを備へたる御魂をいふ、ヤタカハミ

は彌咫鏡の略言にて、アタは片手の廣さをいふ古言さればイヤは物の重なるをい
 ふ、手の掌を開きて二ツ並べたる程の大さの鏡といふ義あり、○倭大物主櫛瓊玉
 命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐は、右の八咫鏡につけし御魂を、倭大物櫛瓊
 玉命と名づけて、大三輪神社に鎮まりまさしめたりといふ意あり、大物主櫛瓊玉
 命といふ名義は、大物主とは、大神主といふに同じく、神々を引き連れて、皇孫に仕
 へ奉る由あり、クシミカタマは、奇嚴魂といふ字の義の尊稱言なり、カムナヒは、
 神社の義の古言あり、さてこの神社は、大和國城上郡にある、大神大物主神社を
 いふ○巳命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐は、又
 御子の阿遲須伎高孫根命の御魂を八咫鏡につけて、葛木の鴨神社に鎮まらせてな
 り、この巳命御子といふ詞は、次の二神へもかゝりたり、アヂスキタカヒコ子
 は、味磯城高彦根といふ字の義にて、味は甘味と同義、シキは石城の義あれば、高
 へ言懸けたる美稱言也、高彦根は尊稱言なり、さてこの神社は大和國葛上郡高
 鴨神社をいふ○事代主命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐 事代主の名義の、祈年

祭の條に註へり、宇奈提の下に、本書に神奈備の三字なし、今祝詞考に従ひて補へり、さてこの御社は、大和國高市郡なる、御縣坐鴨事代主神社をいふ○賀夜奈流美命乃御魂乎飛鳥乃神奈備坐天 賀夜奈流美命は詳ならざれども、下照比賣命の別名なるべし、この神社は、高市郡にある、加夜奈流美命神社をいふ○皇孫命能近守神登 貢 置天八百丹杵築宮附 靜 坐支 右の如く大穴持命は、御自身の和魂と、三柱の御子の御魂とを、大和に留めて、皇孫の守護神として差上おき、御自身は出雲の杵築宮に御鎮座し給ひたりといふ意なり、近守神とは、皇孫の御近所において、御代を守り給ふ神といふ義にて、かくいへる中に、御自身は遠き守り神となりて、杵築宮にまします意の籠りたるなり、ヤホニは、杵築の枕辭なり、ニは土、ヤホは土の多さをいふ、多くの土を杵(地を固むる器具なり)もて築き固むる由にて、いひかけたる也、上の乃 大穴持命乃申給久といふ所より、こゝまでは、大穴持命の、御代を守り給ふ神なることをいひたるにて、下に天神よりも、杵築宮の祭を鄭重になさしめ給ふ事あれば、その理由を述べたるなり○是爾親

神魯伎神魯美乃命 宣久 ムツは、皇孫の親しき御祖といふ義にて、スメラガムツといへるに同じ、宣は、天穗日命に告げ給ふなり○汝天穗比命波云々伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登は、神魯伎神魯美命の詔にて、穗日命に、汝は天皇の御代を、變りなき様、隆盛になる様齋ひ奉り幸ひ有らせよと、仰せ付け給へりといふ意にて、其業は、出雲大社の祭禮を鄭重に行ふ事なり○仰賜志次乃隨爾供齋仕奉 氏は、右の如く詔ありしにより、其命令のまゝに、御代の隆盛を祈る業を行ひてといふ意なり、イハヒゴトは、國造が、國にて出雲の神々を齋ひ祭りし事をいへるなり、分註は、後の齋の時に當らば、後供齋と、後の字を加へて申すべき由を知らせたるあり○神乃禮自利臣乃禮自登御禱乃神寶 獻良久止奏は、出雲の神の禮物、國造の禮物として、御代祝の神寶を、天皇に獻るといふ意にて、國にありて神々を祭り、御供としたる寶物を、申し下して奉る故にかくいへり、イヤジリは、禮物といふ義也イヤジリはイヤジリのりを略きていへるにて、義は同じ○白玉能大御白髮坐は、今獻る玉の白さが如く、天皇の御髮の白くなるまで、生き

ながらへましましてといふ意なり、白玉は、白水精の玉なり○赤玉乃御阿加良毘坐は、赤玉の赤さが如く、天皇の御顔色うるはしく、壯健にましましてといふ意なり、アカラビは、赤き色となるをいふ、赤玉は赤水精なり○青玉能水江玉乃行相爾は、緒に通したる瑞々しき青玉の、正しく並び連りたる如くにといふ意なり、水江玉は、瑞可愛玉とかく義にて、光澤ありて愛すべき玉をいふ、ユキアヒとは、緒に通るたる玉と玉とが、並びあひたるをいふ、青玉は青石の玉なり○明御神登大八島國所知食天皇命能手長大御世乎 上の如く御壯健に命長くましまして、亂れなく大八島國を治め給ふ天皇の目出度御世をうち固むるといふ意にて、上をうけ下にかゝりたる詞なり、上の大御白髮坐、御阿加良毘坐、行相爾といふ所より、この所知食へかけて見るべし○御横刀廣爾誅堅米は、太刀の刃の廣き様に所廣く、その刀の打ち鍛はれて堅くある様に、動きなく御世をなさむ爲めなりといふ意にて、左様に動きなく天下を治め給ふ兆として獻るなり○白御馬能前足爪後足爪踏立事波大宮能内外御門柱乎 上津石根爾踏堅米下津石根爾踏凝志は、又獻る白

馬が地を踏み行くは、天皇のまします大宮の内外の御門の柱を、堅固にせむが爲なりといふ意なり、これもかくありて天下を治め給ふをいへり、上津石根下津石根は、詞を對していへるまでにて、たゞ土の底までといふ意なり○振立流事波耳能彌高爾天下乎所知食左平事志太米 又その馬の耳を振り立るは、その耳の高さが如く、御代の隆盛にありて、天下を治め給ふべき事の兆なりといふ意なり、シタメは、シタミエのミエを約めてメといへるにて、事柄のなりゆきが見はれ見ゆるを云、さて上の誅堅米踏堅米、踏凝之彌高爾といふ所より、この天下乎所知食左平といふへかりて、御代も動きなく、宮も堅固に榮えまして、天下を治め給ふべき兆として寶を獻るといふ意なり○白鶴乃生御調能玩物登は、又白鶴を生ながら獻るは、御慰の物となさむ爲めなりといふ意なり、されど、こゝは錯亂なとあるにや、詞足らず覺ゆ、白鶴は、ク、ヒと云鳥をいふ○倭文能大御心毛多親爾は、又倭文布を獻るは、この布の筋目の正しさが如く、天皇の御心も亂れなく確にましますむ爲めなりといふ意なり、倭布は、今いふ縞織の布なり、タシは確の古言

なり○彼方能古川岸此方能古川岸生立若水沼間能彌若叙御若叙坐は、古川の此處彼處の岸に生ひたる、栗の林の若く榮えたるが如く、益々若やかにましませといふ意なり、水沼間は久留須を誤りたるものなるべし、クルスは、栗栖どかきて栗の林也、献り物の中に、栗かどある故に、かくいへるからむ、ワカエは若ヤグといふに同じく、若き様子になるをいふ○須々伎振遠止美乃水乃は、振漕ぎて淀み止りたる水の如くといふ意にて、献る品物を始め、國造が齋の祭をせし間、水を漕ぎかけて萬事祓ひ清めたる故、かくいへる也、ヲドミは、ヨドミと同じ義にて、水の流の留るをいふ、水の流にて物かどを洗ひ漕ぎば、水の上さまへ返るもの故、祓の爲め漕ぎし水をも、漕といふ語の縁によりて、かくいひなしたるなり○彌乎知爾御袁知坐は、天皇の御年齢の若さに返りますことなり、ヲチとは、物の後もとりするをいふ、人は追々老年とあるものなるが、後にかへりて若くなるを、物を漕ぎ洗ふ時、その水が上へ返るに譬へていへるなり○麻蘇比乃大御鏡乃面平意志波留志天見行事能己登久は、明鏡の上面を、拭ひ清めて見給ふ事の如くといふ

意にて、天皇の才智明かに、天下の事を知ろしめすをいふ、マソトは、眞澄と同言にて、鏡の曇りなさをいふ○明御神能大八島國乎天地日月等共爾安久平久知行牟事能志多米は、天皇の、此大八島國を天地日月のあらむ限り、平安に治め給ふべき事の兆と祝ひ申すといふ意なり、さて上の多親爾御若叙坐、御袁知坐、見行事能己登久といふ所より、明御神の大八島國を知ろしめさむといふへかゝりて、確かにまし、若やぎまし、明かにましまして、天皇のこの國を治め給はむ兆と祝ふ意なり○御禱神寶乎擎持氏神禮自利臣禮自登は、今上天皇の御代祝の神寶を持ち擎げて、神の禮物、臣の禮物として献りてといふ意なり○恐彌恐彌毛天津次能神賀吉詞白賜久登奏は、恐れ慎みて、神代より定まり來れるまゝに、御代を祝賀する詞を申し上げるといふ意なり、天津次とは、天神の仰せ付け給ひし次第をいふ

祝詞式講義附録

○中臣壽詞

又天神壽詞ともいへり、この詞は、天皇御踐阼の日、中臣氏の奏聞して、大御代を祝ぎ奉る詞なり、天孫降臨以後、御代々々、中臣氏の申し來りし壽詞ある故、中臣壽詞といふなり、天神壽詞といふは、天神の皇孫を祝ぎ給ひし詔を本として申せる詞なればなり、さてこの詞は、台記別記に傳へたる、いとも尊き祝詞にて、祝詞正訓に載せられたれば、今祝詞式の附録として、講述せむとす

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇我御前仁天
神乃壽詞乎稱辭定奉良久止申須

高天原仁神留坐須皇親神漏岐神漏美乃命遠持天八百
萬乃神等遠集倍給天皇孫尊波高天原仁事始天豐葦原
乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天天都日嗣乃天都

高御座仁御坐天。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止。千秋乃
 五百秋仁瑞穗遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志
 奉氏天降坐之後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊
 乃御前仁奉仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏
 岐神漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水
 波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止事教給
 志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐
 氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛遠事依奉氏
 此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天都詔戶乃太詔
 刀言遠以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生
 出牟自其下天乃八井出牟此遠持天天都水止所聞食止

事依奉支。此如依奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國
 卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏悠紀仁近江國野洲主
 基仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波粉走
 灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋波利參來
 氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美
 母清麻波利仁奉仕利月內仁日時遠撰定氏獻留悠紀主
 基乃黑木白木乃大御酒遠大倭根子天皇我天都御膳乃
 長御膳乃遠御膳止汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食
 氏豐明仁明御坐氏天都神乃壽詞遠稱辭定奉留皇神等
 母千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利堅磐常磐仁齋
 奉利氏伊賀志御世仁榮志米奉利自康治元年始氏與天

地月日共照志明良志御坐事仁本末不傾茂槍乃中執持
氏奉仕留中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣
清親壽詞遠稱辭定奉久止申

又申久天皇朝廷仁奉仕留親王等王等諸臣百官人等天
下四方國乃百姓諸諸集侍氏見食倍尊食倍歡食倍聞
食倍天皇朝廷仁茂世仁八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎
所聞食止恐美恐美毛申給波久止申

○現御神止大八島國所知食須は、出雲國造神賀詞の條に註へり○大倭根子天皇
我御前爾は、今上天皇の御前にとなり、大倭根子天皇とは、歷代天皇の御通稱にて
大倭國の君主とまします天皇といふ義あり、根子は、尊稱言なり○天神乃壽詞遠
稱辭定奉長久止申須は、天神の詔を本として、御世祝の詞を作り定めて、大御
代を祝ぎ申すといふ意にて、始めてこの壽詞を奏したる時の詞なり、天神の詔と

いふは、下條に、豐葦原乃瑞穗國遠安國止平介久所知食天云々とある詔をいふ、
さてこゝまでは、この詞を奏聞せむとする序なり○皇孫尊波高天原仁事始天
こゝは、高天原仁事始天皇孫尊波と、詞を置き換へて見るべし、天神が八百神等を
集め、皇孫にこの國を授け給ふべき事を議り給ひたる上、皇孫はこの國を知ろし
めして、瑞穗を聞食せと申し給ふなり○豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食
夫は、瑞穗國を平安に治め給ひて、御膳の稻穂を聞しめせといふ意にて、下の瑞穗
遠平介久安介久由庭仁所知食止とあるにかゝる詞なり○天都日嗣乃天都高御座仁
御坐天は、天皇の御位にましますをいひて、之も瑞穗遠云々へかゝる詞なり、
天都日嗣は、大殿祭の條に注へり○天都御膳乃長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋仁
瑞穗遠平介久安介久由庭爾所知食止は、稻穂を、天上の御膳、長く遠く榮えませすべ
き御膳として、末長く大嘗の齋庭にて食し給へといふ意なり、由庭とは、齋庭の義
にて、大嘗の稻穂を食し給ふところを云、そこは、神をも祭り、萬事忌み清め給ふ
所なる故に、かくいへるなり、所知食とは、稻穂を聞食すをいふ、天都御膳乃長御

膳乃遠御膳は大嘗祭の條に註へり○事依志奉氏天降坐之後仁は、右の如く仰せ
 言ありしにより、天降り給ひし後にといふ意あり(事依志奉は、天神の皇孫に事依
 し給ひしをいひ、天降云々は、皇孫のこの國に降り給ひしをいふ)○中臣乃遠都祖
 天兒屋根命皇御孫尊能御前爾奉仕氏は、中臣氏の先祖、天兒屋根命、皇孫の御前
 に在りて、大嘗の事を執り行ひたる時といふ意なり、御前爾奉仕氏は、常に御側に
 ありて政をなす由なれば、その中に大嘗を行ふ事も含籠りたるなり○天忍雲根神
 遠天乃二上仁奉 上氏は、兒屋根命の議らひにて、天忍雲根神を使として、天神のま
 します天の二上といふ山に上り行かせてといふ意なり、忍雲根神は、兒屋根命の
 子なり、天乃二上は天上にある山の名なり○神漏岐神漏美命能前仁受給波里申
 仁 此は、次の事柄を申し付けて、天神の御許へ伺ひ申しに遣はしたりといふ意な
 り、こゝは字を置き換へて、天忍雲根命遠神漏岐神漏美命乃前爾受賜里申爾天乃二上
 爾奉上天といふ意に見るべし○皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水遠加氏
 奉 奉止申世止は、天神に白す詞なり、天皇の御膳に用ゐる水は、此國の水に、天上

の水を差加へて獻らむと思ふ故、天ツ水を下し賜へと白し上げよといふ意なり、
 御膳都水は、飲み給ふ水をいへるにて、大嘗の御飯を炊ぎ、御酒を造る水も、皆飲
 み給ふ水の中あり、ウツシクニは、顯國といふ義にて、天神のまします天國に對
 して、此國をいふ稱なり○事 教給志仁依氏天忍雲根神天乃 浮雲仁乘氏天乃
 二上仁上坐氏は、右の如く兒屋根命が、御使の事を告げ教へ給ひし故に、天忍雲
 根神、天雲に乗りて、天の二上山に上り給ひてなり、浮雲とは空にたゞよへる
 雲をいふ○神漏岐神漏美命乃前爾申世波天乃玉串遠事 依奉氏は、天神の御前
 に參りて、御使の口上を申したれば、天の玉串を授け給ひてなり、天乃玉櫛の
 櫛は、借字にて申あり、玉串は、大神宮六月々次祭の條に註へり、天乃は天上の物
 なるによりていひたるなり、依奉と敬ひていへるは、御使に與へ給へるなれ
 ば、その實は皇孫に授け給ふ物なればなり、奉氏の下に詔 久なといふ語を入
 れて見るべし○此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天津詔戸乃 太詔刀言遠以氏
 告禮 之より天神の御教言なり、この玉串を土に突き立て、夕暮より日の

出づる頃まで、天都詔戸乃太詔刀言を唱へて祈るべしといふ意あり、天津詔戸乃太詔刀言は、六月大祓の條に註へり、その詞は、別に授け給へるものなるべし○如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生出幸は、斯様に天津祝詞を唱へなば、其の前兆として、晝前となりて、數多の竹が土より生ずべしと云意なり、マチは、太麻邇のマニと通ひて、卜事をなして、兆の表はるゝ如く、水の出る兆といふ義あり、弱蒜の蒜は、借字にて弱晝也、弱晝とは、晝少し前をいふ、由都とい、竹の數の多く繁りたるをいひ、五百とい、竹の數の多きをいふなり○自其下天乃八井出幸は、生えたる篁の下より、天上の八井の水が出づべしといふ意なり、八井の八は、彌にて水の多く出づる井なり○此遠持氏天都水止所聞食止事依奉支は、その水を酌み取りて、實の天上の水として飲み給へど、教へ給ひて、玉串を授け給へりといふ意也、さて上の天忍雲根神を天上に上らしめ給ひしより、こゝまでは、大嘗に用ゐる水の事をいへるなり○如此依奉志任任爾こゝは、上の瑞穂遠平介久安介久由庭仁所知食止事依志奉氏とあると、直に上の事依奉支と

の二つを承けて、その御寄のまゝに、天皇の大嘗を聞食すと云り○所聞食由庭乃瑞穂遠四國卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏は、大嘗の御殿にて、天皇の聞食す稻穂を奉るべき國を、四國の卜部達が、太兆の卜業をなして卜ふをいふ、四國卜部は、六月大祓の條にいへり、太兆乃卜事は、上古は鹿卜の事をいひけるが、中古以來は龜卜をいへり、奉仕氏は、卜ひを行ふをいふ、すべて大嘗に用ゐる物は、卜ひ定め給ふ中に、稻穂は、ことに大切の物なれば、先第一に擧げたるにて、瑞穂といふ語は全體にかゝりたり、下の天津御膳乃長御膳乃遠御膳止云々赤丹乃穂仁毛所聞食氏とある前に、御酒の事のみいひて、稻穂の事なきも、この語を承けたる故なり○悠紀仁近江國野洲主基仁丹波國冰上遠齋定氏ユキスキは、大嘗の事に仕へ奉る國をいふ、ユキは齋國の義にて、齋ひ清まはりて仕へ奉る國スキはスキ、の畧言、次國の義にて二國トふ中の、二番目に當る故に次といへるなり、齋定氏とい、四國の卜部等が忌み清まはりて、卜ひ定むるを云、野洲冰上は、康治元年の大嘗の時、卜ひ定めたる郡の名なり○物部乃人等は、すべて朝廷に御仕へ申

す人々の稱にて、こゝは大嘗に仕へ奉る人達をいへるなり(物部とは、もと武人といふ稱なれど、古は朝廷に仕へし人は、大概武勇ありしにより、朝廷に仕ふる總ての人をも、物部といふに至りし也)○酒造兒は、酒を造る兒といふ義にて、未だ婚嫁せざる女の勤むる役なり○酒波は、酒造兒に並び次きて(波は借字にて並なり)酒を造る事を掌る者にて、これも女なり○粉走は、粉を篩ふといふ義にて、黑白の御酒に入る、灰を篩ふ事に仕へ奉る女なり走とは、粉を篩ひ出すをいふ○灰焼大嘗の御酒には、黑白の色をつくる爲め、薬灰を入れる、制なり、灰焼は、木を焼きて、その薬灰を製する男なり○薪採は、大嘗の物を炊く竈に用ゐる薪を採る男なり、コリは樵夫などのコリと同じ義にて、薪を切り採るをいふ○相作は、酒波と相並びて、共に酒を造る女をいふ○稻實公は、御飯の事を掌る男にて、米を取り扱ふ故、稻實公といふ稱を負へり、以上皆物部の男女にて、いづれも大嘗の事に預る者なり○大嘗會乃齋場仁持齋波利參來仁は、大嘗を聞食す御殿に、上の人達が慎み清まはりて、齋忌主基の二國より參上り來てなり、持齋波利は、清まり慎みて行

ふ意にて、持は發語也、大嘗會とは、天皇御一代に一度(踐阼の時)行はる、大典にて、御自新穀を聞食し、神にも献り、臣下にも賜ふことなり、ニへは新饗といふ言の約りたるにて(ニヒを約めてニといひアを略くなり)新穀を食する義あり、大は、尊稱言也○今年十一月中津卯日仁こゝは、康治元年十一月の中に當る卯日をいへるにて、天皇の大嘗聞食す日なり、十一月中に卯日二度ある時は中なれど、若し二度なる時は下の卯日を用ゐらるゝとなり、さてこの日は、皇孫の始めて大嘗せられし時、トひ定め給へる日にて、下に月内仁日時遠撰定氏とあるは、この日のことにかゝりたり、されば、此一句は、撰定氏の下に入れて見るべし○由志理伊都志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利は、上の參り上りたる物部等が、大嘗の事を忌み慎み恐みて、清らかに執り行ふと云意也、ユシリイツシリは、物部等が大嘗の事に仕奉る様をいへるにて、ユは忌の義イツは清淨の義也○月内仁日時遠撰定氏は、大嘗を聞食すにつき、太兆の卜事を以て、月の内にて吉き日吉き時をトひ定め給ふなり、大嘗は、大切の事なれば、天皇の稻穂を食し給ふ日を始め、

その準備をなす日をもトはる、あり、上條の中の卯日も、かくトひて定れる日なれば、此下に入れて見るべし。○タテマツル獻留ユキス悠紀主基乃クロキシロキ黒木白木乃オホミキ大御酒は、十一月の中の卯日に獻るユキス齋忌主基の國郡の黒色白色の御酒をといふ意にて、下の天津御膳乃ナガミケ長御膳乃トホミケ遠御膳止云々所知聞食氏キコシメにかゝるあり、クロキシロキのキノ御酒のキと同トく、酒の義なり、黒白は、其色にて、薬灰を入れて色をつくるなり、○オホヤマト大倭根子天皇我天都御膳乃ナガミケ長御膳乃トホミケ遠御膳止は、上條に註へり、天神の賜へる長御膳の遠御膳として、瑞穂をも、御酒をも、天皇の聞食すをいへり、瑞穂と云詞、こゝにはおけれど、上條に所聞食由庭乃キコシメス瑞穂ユニ云々とありて、こゝに御膳とあれば、稻穂をもいへるとは、明かなり。○シラニ汁仁毛モ實仁毛モ赤丹乃ホニ穗仁毛モ所聞食氏キコシメ豊明仁明御坐氏は、大嘗の御膳を聞食し、その中の御酒にも御飯にも、御顔色オモ麗はしく赤くなり給ひてと云意にて、下の自康治元年始氏といふ句へかけて見るべし、赤丹乃穗仁毛の毛は、誤なるべし。○アハツ天都神乃カミ壽詞ユエト遠和辭ガ、ハ定奉留は、又今日の大嘗の御祭により、神々の御前に天神壽詞を定めて申し上ぐといふ意なり。○スメガミ皇神等母タチモ千秋五百秋

乃ノ相嘗仁アヒニ相宇豆乃アヒツ比奉利ヒマツリは、神々達も、天皇の千秋五百秋にまで聞食す大嘗の御相伴に、御膳を聞食して、禱詞を受け入れ給ひ、天皇に幸有らしめ給へといふ意あり、相嘗は、大嘗を天皇と相伴ひて聞食すといふ義にて、俗に御相伴といふに當れり。○カキハト堅磐常磐仁イハヒマツリ齋奉利氏イカシ伊賀志御世ヨ爾サカエシ祭志米奉利は、祈年祭の條に注へる如く、天皇の御代を變りなき様守り給ひ、隆盛に赴かせ給ひといふ意なり、かく祈るは、もとより行末の事なれど、この語は下の御坐事仁といふ所にもかゝりて、かく祈り申して榮ねますべき事に、中臣の仕へ奉る由なり。○カウザン自康治元年始氏ハツメテ與天地ツキヒト共照志アカラシ明良志マシマサム御坐事仁は、康治元年より後、天地日月の變りなきが如くに、末長く天皇の御顔色赤く麗はしくましまさむ大嘗の事にといふ意にて、大嘗を食し給ふ時の事柄によりて、御代の行末を祝ひしなり、事仁の仁は下の奉仕へ續く助辭なり、康治は、近衛天皇の御代の年號なり、もと此詞は、御代々の大嘗の時奏し來りしものなれど、今まで傳はりたるは、康治の度に奏したるまゝなれば、かくあるあり、テラシ照志アカラシ明良志のアカラシハ、上にトヨ豊食仁アカリ明御坐氏シとあるアカリのりの

延びてラシモトスヒとなれるにて、大嘗聞食して、御顔の赤く麗しくなるさやまなり。○本末
 不傾茂カダフク槍乃中執持仁奉仕留ツカヘマツルは、中臣氏イカガが、厳めしき梓ホコの中を、本末片寄カダマヨラらず取
 り持ツの如く、神等と天皇との御間を執り持ち計らひて、大嘗の御祭に仕へ奉ると
 いふ意なり、中臣氏ナカノミハ、天神の詔により、神々と天皇等との御間ナカに立ちて御代の隆
 盛を祈る職掌シヨウサウあれば、かくいへるなり。○中臣祭主ナカトミイハヒメシは、神と君との御中を執り持
 つ臣ナカミにて、祭の長をなす職と云義を以ていへるあり、ナカトミはナカトリオミの
 略言リョウゴンなりリを略リョウくとは常也、オを略リョウくはトにオの韻ヒツキあるによるイハヒユシは、
 清潔に慎みて、神に仕へ奉る者の長といふ義也、○正四位オホキヨツウノクラ非ノカミツシナ位 上 正をオホキ
 と訓トクむは、大の義オホキなり、天武天皇の御代に、位の階級を、大と廣との上下に分けら
 れたる事ありしより、後に正と従との二に改まりても、其時の訓トクを用ゐて正をオ
 ホキ、従をヒロキと唱ふる也、カミツシナは、上の品シナにて、上下ある正四位の上の
 階級といふ義なり。○行神祇大副カミツカサノオホイヌサ 凡役人ニハには、官と位とありて、官に準トてど
 れに相當の位あり、然れども中には位卑ヒくして、相當より高き官に任せらるゝこ

とあり、その時は職を守るといふ義を以て、守某官とかき、位高くして卑ヒき官に任
 せられたる時は、その職を行ふといふ義を以て、行某官と記すなり、こゝは後の方
 あり、カミツカサは、神々の事を掌ツカサドる官といふ義にて、神祇官の訓也、大副は、神
 祇官の次官なり。○大中臣朝臣清親オホナカトミシノアノミトヨナカは、輔清スケキヨといふ人の子なり、さてこゝの齋忌主
 基の國郡、年號、姓名等は、近衛天皇の御代に行はれし大嘗の時のまゝをいへるも
 のなれば、これらは、其御代々々ミヨクによりて同じからざるなり。○又申久マタマツサク これよ
 り百官の人々に向ひていふ詞なり。○天_ス皇_メ朝_ラ廷_ガ仁_ニ奉_ヘ仕_マ留_ル云々ツカヘマツル天下四方國乃百姓アマシタヨモノクニノオホミタガタ
 諸々集侍モロクツコナハリ 氏テは、親王諸王大臣百官を始め、天下の百姓等迄も、大嘗會につき、
 集り居る人々を凡オホホツにいへるなり。○見食倍尊ミタベノミタベ 食倍歡タフトミタベ 食倍聞食倍コトコヒタベは、大嘗の状を
 見もし、尊びもし、歡びもし、聞きもし給へといふ意なり、タベは、タマへといふに
 同ト、食の字をかきたるは食ふことをタベといふ故、その訓トクを借り用ゐたるあり
 ○天_ス皇_メ朝_ラ廷_ガ仁_ニ茂_シ世_ニ仁イカシニヨニは、隆盛の朝廷にといふ意を二に分けていへる也一説に茂
 世仁は錯亂あるべしと。○八案枝乃立榮奉仕留倍支ヤクハユエノダトサカエツカヘマツルベキ 禰平所聞食止ホトコトナは、枝の繁シゲ

さ桑の樹の如くに立ち榮えゆきて、朝廷に御仕へ申すべき祝ぎ詞を聞き給へといふ意なり、ホギコトは、祝し禱る詞といふ意に、今奏したる天神壽詞をいへるなり

明治二十五年二月十三日印刷

(定價金貳拾錢)

明治二十五年二月十日出版



著述者・春山頼母

東京市麴町區飯田町二丁目四十七番地望遠館

發行者 秋山國助

東京市神田區旅籠町一丁目十二番地

發行所 水穗會

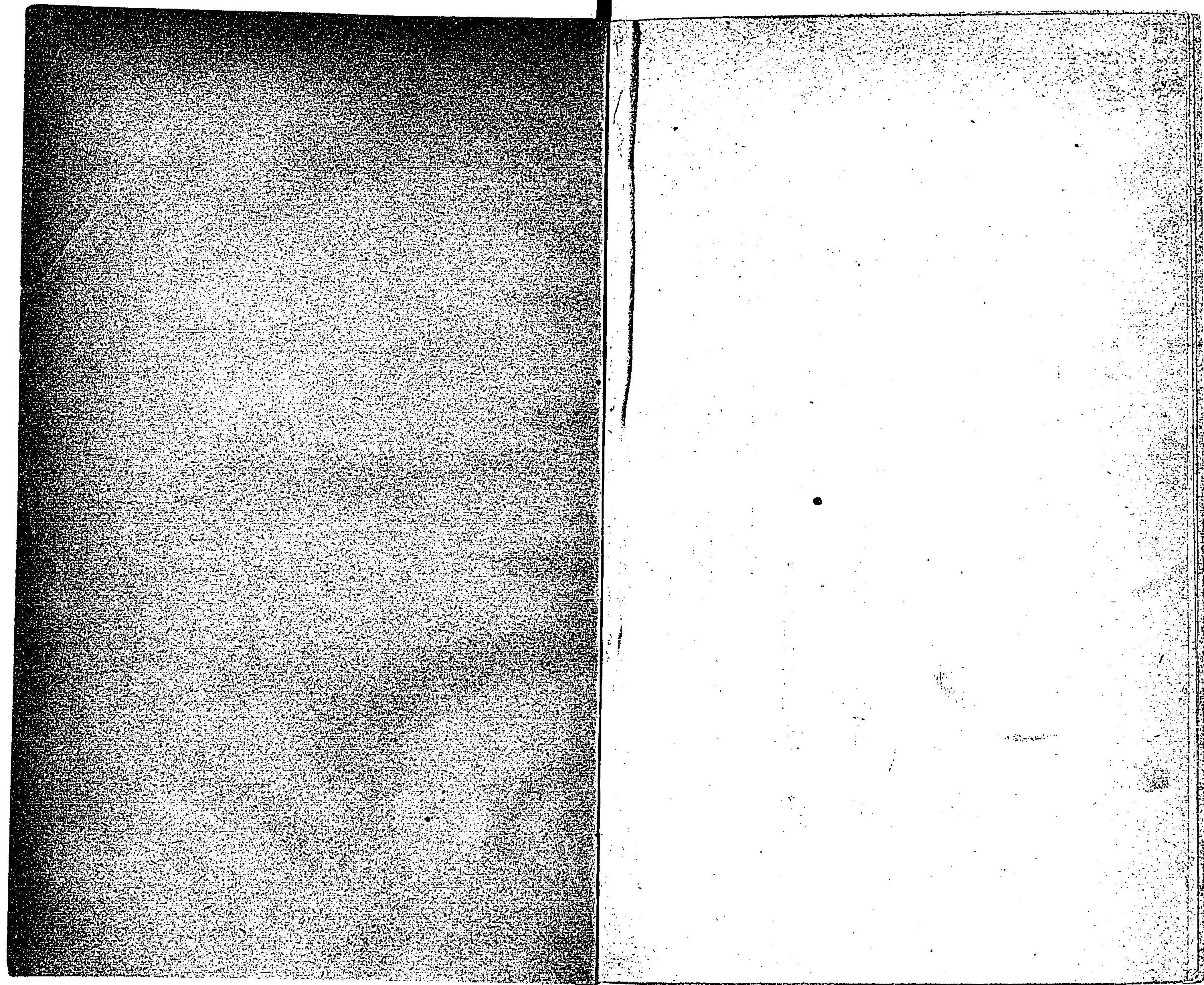
東京市麴町區飯田町五丁目八番地

印刷人 中村重惇

東京市麴町區華町廿二番地寄留

印刷所 同 國光社印刷部

版權所有



68
180

1

014539-000-1

68-180

祝詞式講義(訂正)

春山 頼母 / 著

M25

ABB-0927

